

全国厚生労働関係部局長会議

詳細版資料

令和2年1月17日（金）

子ども家庭局

全国厚生労働関係部局長会議 詳細版資料

目次

(重点事項)

1. 「子育て安心プラン」の着実な推進について 1
 - (1) 待機児童の解消に向けた取組状況について
 - (2) 保育の受け皿整備等について
 - (3) 待機児童対策協議会について
2. 保育人材の確保に向けた総合的な対策について 3
 - (1) 保育人材の確保に向けた総合的な対策について
 - (2) 保育の現場・職業の魅力向上について
3. 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し（令和2年度の
公定価格の見直し等）について 4
 - (1) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しについて
 - (2) 令和2年度の公定価格の見直しについて
4. 幼児教育・保育の無償化について 8
5. 認可外保育施設の質の確保・向上について 9
 - (1) 認可外保育施設の指導監督の充実等について
 - (2) 認可外保育施設の認可化移行の促進について
6. 令和2年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等
について 10
 - (1) 令和2年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等
について
 - (2) 一時預かり事業の充実について
7. 放課後児童対策について 11
 - (1) 放課後児童クラブの主な動向について
 - (2) 放課後児童対策関係・令和2年度予算案の概要
8. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について 16
 - (1) 成育基本法（略称）について
 - (2) 産前・産後の支援について

(3)	子育て世代包括支援センターの全国展開について	
(4)	予期せぬ妊娠等で悩む若年妊婦等への支援について	
(5)	母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について	
(6)	不妊治療への助成等について	
(7)	母子保健情報の利活用の推進について	
(8)	C D R (Child Death Review) について	
(9)	出生前遺伝学的検査 (N I P T) について	
9.	児童虐待防止対策の強化について	22
(1)	令和元年児童福祉法等改正法等について	
(2)	児童相談所及び市町村の体制強化 (新プラン) 等について	
(3)	児童虐待防止対策の抜本的強化について	
(4)	令和2年度予算案について	
10.	社会的養育の充実について	32
(1)	都道府県社会的養育推進計画について	
(2)	令和2年度予算案における社会的養育の推進関係事業等について	
(3)	特別養子縁組の推進について	
11.	ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	34
(1)	ひとり親家庭等の自立支援の推進について	
(2)	困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	
(連絡事項)		
1.	保育対策等の推進について	39
(1)	保育対策関連予算について	
(2)	認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充について	
(3)	保育所等における交通安全対策について	
(4)	保育事故防止に係る安全対策の強化について	
(5)	今年度実施している各種調査研究の検討状況等について	
(6)	地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について	
(7)	保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの改訂について	
(8)	保育所における自己評価ガイドラインの改訂について	
2.	児童健全育成対策等について	49
(1)	放課後児童クラブについて	
(2)	利用者支援事業について	

- (3) 地域子育て支援拠点事業について
 - (4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について
 - (5) 児童厚生施設について
 - (6) 児童委員・主任児童委員について
 - (7) 児童福祉週間について
 - (8) 児童福祉文化財について
 - (9) 地域共生社会について
3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について 66
- (1) 児童福祉施設等の整備について
 - (2) 児童福祉施設等の運営について
 - (3) 令和元年台風第15号・第19号等により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について
 - (4) 東日本大震災により被災した子どもへの支援について
4. 児童虐待防止対策の強化について 80
- (1) 乳幼児健診未受診者等の状況確認等の実施について
 - (2) 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について
 - (3) 児童虐待防止推進月間における取組及び令和2年度全国フォーラムの開催について
 - (4) 子ども虐待防止に係るポスターコンテストの実施について
5. 社会的養育の充実について 82
- (1) 令和2年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて
 - (2) 社会的養育を担う人材確保について
 - (3) 里親制度・特別養子縁組制度の広報啓発について
6. ひとり親家庭等自立支援施策について 84
- (1) 児童扶養手当について
 - (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について
 - (3) 就業支援等について
 - (4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について
 - (5) ひとり親に対する税制上の対応について
 - (6) 子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）
7. 婦人保護事業の見直しについて 98
8. 母子保健対策について 101
- (1) 「健やか親子21（第2次）」中間評価について

- (2) 乳幼児健康診査における発達障害の早期発見及び情報の引き継ぎについて
- (3) 乳幼児身体発育調査の実施について
- (4) 各種健康診査の結果の把握及び母子保健施策への活用について
- (5) 助産施設について
- (6) 旧優生保護法について

(関連資料)

資料1	待機児童の解消に向けた取組の状況について	104
資料2	市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化・強化	105
資料3	子育て安心プラン	106
資料4	保育の受け皿整備等について	107
資料5	待機児童対策協議会の設置状況等について	108
資料6	保育人材の確保に向けた総合的な対策	110
資料7	「保育の現場・職業の魅力向上検討会」について	112
資料8	子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにおける検討事項 (第44回子ども・子育て会議(令和元年8月29日)資料抜粋)	113
資料9	「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応 方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議)	117
資料10	新制度施行後5年の経過措置に係る事項の対応について (第44回子ども・子育て会議(令和元年8月29日)資料抜粋)	136
資料11	令和2年度の公定価格の対応について(案)	138
資料12	令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 集計結果<速報値>	140
資料13	幼児教育・保育の無償化の概要	164
資料14	幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について	166

資料15	幼児教育・保育の無償化に係る事務費について	168
資料16	幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向けた取組	169
資料17	認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯	170
資料18	認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ(イメージ)	171
資料19	認可外保育施設の現状	172
資料20	巡回支援指導員について	173
資料21	認可を目指す認可外保育施設への支援について	175
資料22	認可外保育施設に関する情報共有のためのシステム	177
資料23	令和2年度の消費税増収分の使途について	178
資料24	令和2年度における「社会保障の充実」(概要)	179
資料25	令和2年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と 「質の向上」項目	180
資料26	令和2年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)	181
資料27	一時預かり事業	182
資料28	放課後児童クラブの概要	184
資料29	「新・放課後子ども総合プラン」の推進	185
資料30	放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の 取決めについて	187
資料31	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を 改正する省令の施行について	191
資料32	放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けての取組の 推進について	196
資料33	放課後児童クラブ関係予算のポイント	201

資料34	令和元年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況	204
資料35	成育基本法（略称）について	208
資料36	成育基本法第19条第1項に基づき政令で定める計画	209
資料37	産後ケア事業	210
資料38	母子保健法の一部を改正する法律	211
資料39	産前・産後サポート事業	212
資料40	多胎妊産婦への支援について	213
資料41	産婦健康診査事業について	214
資料42	新生児聴覚検査の体制整備事業	215
資料43	新生児聴覚検査体制整備事業の拡充	216
資料44	子育て世代包括支援センターの全国展開	217
資料45	女性健康支援センター事業	218
資料46	若年妊婦等支援事業（案）～不安を抱えた若年妊婦等への支援～	219
資料47	母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）	220
資料48	乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知 について（通知）	221
資料49	不妊に悩む方への特定治療支援事業について	222
資料50	不妊専門相談センター事業	223
資料51	データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書	224
資料52	データヘルス時代の母子保健情報の利活用に係る情報システム 改修事業	225

資料53	子どもの死因究明体制整備モデル事業	226
資料54	母体血を用いた出生前遺伝学的検査について	227
資料55	母体血を用いた出生前遺伝学的検査（NIPT）の調査等に関するワーキンググループ開催要項	228
資料56	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	229
資料57	児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント・計画値	242
資料58	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に係る2020年度予算案及び地方財政措置について	244
資料59	中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施	253
資料60	プレスリリース（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を無料化します）	254
資料61	児童虐待防止対策の抜本的強化について	256
資料62	令和2年度児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算案の概要	276
資料63	都道府県社会的養育推進計画の策定について	347
資料64	養子縁組あっせん事業者一覧	354
資料65	令和2年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要	355
資料66	ひとり親家庭等の自立支援の推進	356
資料67	令和2年度婦人保護事業関係予算案の概要	363
資料68	2020（令和2）年度保育関係予算案の概要	373
資料69	保育所等改修費等支援事業実施要綱（案）及び国庫補助基準額（案）	420
資料70	保育士宿舍借り上げ支援事業国庫補助基準額（案）	424

資料71	認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充 について	429
資料72	キッズゾーン設定の推進について	430
資料73	平成31年度厚生労働省交通安全業務計画について	432
資料74	子育て支援に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 について	436
資料75	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン の概要	438
資料76	令和2年度予算案・利用者支援事業関連事項について	440
資料77	令和2年度予算案・地域子育て支援拠点事業関連事項について	441
資料78	地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方	442
資料79	令和2年度予算案・子育て援助活動支援事業（ファミリー・ サポート・センター事業）関連事項について	443
資料80	令和2年度予算案・子ども・子育て支援対策推進事業費補助金 について	444
資料81	地域共生社会について	446
資料82	次世代育成支援対策施設整備交付金	449
資料83	児童福祉施設等への非常用自家発電設備・給水設備の設置支援	450
資料84	児童福祉施設等の災害復旧（施設復旧・設備復旧）	451
資料85	安全確認等の調査結果について（児童相談所において在宅指導 している虐待ケースの安全確認結果及びネグレクト事案における 緊急一斉点検結果）	452
資料86	要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応 について	458

資料87	児童虐待防止推進月間における取組及び令和2年度全国 フォーラムの開催について	460
資料88	子ども虐待防止に係るポスターコンテストの実施について	463
資料89	里親制度・特別養子縁組制度の広報媒体	465
資料90	児童扶養手当制度の概要	471
資料91	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」	472
資料92	民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 の実施に関する法律の一部を改正する法律の概要	473
資料93	ひとり親に対する税制上の対応	477
資料94	子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日 閣議決定）	478
資料95	婦人保護事業の概要	479
資料96	困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 について	480
資料97	困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ概要	481
資料98	「健やか親子21」とは	482
資料99	「健やか親子21（第2次）」における課題の概要	483
資料100	「健やか親子21（第2次）」（2015～2024年）の中間評価 について	484
資料101	「健やか親子21（第2次）中間評価等に関する検討会」 報告書の主なポイント	485
資料102	乳幼児健康診における発達障害の早期発見・早期支援のための 取組事例に関する調査研究報告書概要	486
資料103	各取組における発達障害の早期発見・早期支援のための ポイント	487

資料104	乳幼児健康診査身体診察マニュアル及び乳幼児健康診査事業 実践ガイド	488
資料105	令和2（2020）年乳幼児身体発育調査の実施	489
資料106	（参考）平成22（2010）年乳幼児身体発育調査の概要	490
資料107	旧優生保護法について	491
資料108	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金 の支給等に関する法律概要	492

(重点事項)

1. 「子育て安心プラン」の着実な推進について

(1) 待機児童解消に向けた取組状況について

(関連資料 1～3 参照)

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、やれることは全てやるという姿勢で、待機児童解消に向けた取組を進めてきたところである。

来年度が最終年度となる「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大量は、現時点の各自治体の計画を積み上げると、平成30年から令和2年度末までの3年間で約29.7万人分の拡大を見込んでいるが、政府目標の約32万人には届いていない状況である。

国としては、待機児童を解消し、女性の就業率8割に対応するためには32万人分の保育の受け皿の整備が必要と考えており、潜在的なニーズも含めて十分な整備量となっているか改めて確認いただきたい。

実際の保育の受け皿整備に当たっては、保育の実施主体である市区町村において、保育コンシェルジュ等を活用しながら保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映して整備を進めることが重要である。

来年度についても、子育て安心プランの採択を行うこととしているため、実際の保育ニーズを適正に踏まえた計画を作成していただくようお願いする。

待機児童については、全体で見れば自治体毎のバラつきは低減し減少傾向となっている一方、待機児童が増加している自治体等もあることから、今年度から、各自治体における待機児童数の状況について、

①見込みを上回る申込者数の増により、待機児童が増加した自治体

②待機児童数が3年間100人台前後で推移（停滞）している自治体などの分析を行い、地域の特性に応じて重点的な支援が必要な自治体を特定し、全国82自治体に対し要因・対策のヒアリングを行い、待機児童が数名の地域や少子化の影響などにより、保育所等を作ることに躊躇している自治体や、保育人材不足により定員まで預かれないことにより待機児童が発生している自治体など個別案件に対し、丁寧なフォローを行ったところである。今後は、「子育て安心プラン実施計画」の定期的なフォローアップをすることとしているのでご承知置き願いたい。

各自治体においては、令和2年度末までの待機児童の解消に向けて取組の強化・徹底を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、市区町村が策定する保育ニーズの見込み等が適切かどうかを十分に精査

していただくようお願いする。

現在、都道府県・市町村において、令和2年度から始まる5カ年計画となる第2期子ども・子育て支援事業支援計画について、必要な手続きを進めていただいているところであるが、第2期計画の数値について、いずれ国としても数値をとりまとめ、今後の施策推進の参考とさせていただき、必要な支援について検討していきたいと考えているので、引き続きよろしくようお願いする。

(2) 保育の受け皿整備等について **(関連資料4参照)**

保育の受け皿整備については、「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに約32万人分の受け皿を整備することとしており、令和元年度補正予算案及び令和2年度予算案では、「子育て安心プラン」の目標達成に向け、合わせて7.4万人分に対応する予算として令和元年度補正予算案に228億円、令和2年度予算案に767億円、合計995億円を計上し、地方自治体における受け皿整備を引き続き支援することとしている。

保育所等整備交付金及び保育所等改修費等支援事業については、引き続き「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている等一定の要件を満たす場合の国庫補助率の嵩上げを実施する。

加えて、保育の受け皿整備の更なる促進を図るため、令和元年度補正予算案及び令和2年度予算案では、賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額を設定し、引上げを行うこととしているので、待機児童の解消に向け、積極的にご活用いただきたい。

(3) 待機児童対策協議会について **(関連資料5参照)**

待機児童対策の一層の推進を図るため、平成30年から、保育所等の広域利用の推進、待機児童解消等の取組について、都道府県等が関係市区町村等と協議する場（待機児童対策協議会（以下、「協議会」という。))を設置できることとしている。

協議会は令和元年12月末時点で、19都府県において設置されており、国としては、更なる協議会の設置及び取組を支援するため、令和元年度より、「受け皿整備等」、「保育人材の確保」、「各自治体からの提案型事業」に対する支援を盛り込んでおり、その結果、平成30年12月末時点から8県増加した。引き続き、令和2年度においても、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援することとしているので、各都道府県においては、積極的に設置していただきたい。

2. 保育人材の確保に向けた総合的な対策について

(1) 保育人材の確保に向けた総合的な対策について

(関連資料6参照)

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、処遇改善のほか、保育士資格の取得促進や就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進といった支援に総合的に取り組むこととしている。

まず、処遇改善については、これまでの処遇改善に加え、令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.0%）を令和2年度の公定価格にも反映することとしている。

また、令和元年度補正予算案に

・保育所等へのICT導入支援による保育士の業務負担軽減を盛り込むとともに、

令和2年度予算案においては、

- ・保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助し、安定的な財源を確保
- ・保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数及び保育士の有効求人倍率の要件に該当するか否かを定める時点を直近2カ年の状況で対象者の年数（採用日から5年又は10年以内）を決定する仕組み等に見直すこと

などを盛り込んでいる。

各都道府県においては、これらの事業等を積極的に活用するなど、引き続き、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であり、保育士の子どもの保育所への優先入所等の取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

(2) 保育の現場・職業の魅力向上について (関連資料7参照)

現在、「子育て安心プラン」に基づき、認可保育所等を中心に整備を進める中で、保育の担い手の確保が困難な状況が続いている。また、令和元年10月から幼児教育・保育の重要性にかんがみ無償化が始まった中で、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育の質を確保・向上させていくことが不可欠であり、保育の質を担う保育士等の役割は一層重要になっている。

これらの背景を踏まえつつ、保育士を目指す人や保育士に復帰しようとする人が増え、保育現場に参加・復帰しやすくなるよう、保育士という職業や、働く場所としての保育所の魅力向上とその発信策について、1月中旬を目途に、学識者等を参集して、検討会を設置することとしている。今後、本検討会の議論等については、厚生労働省のホームページで公開する予定であるので、各都道府県におかれては、地域の保育人材確保対策の参考にされたい。

また、本検討会の開催に当たり、保育士という職業や、働く場所としての保育所の魅力向上とその発信策について、保育所で勤務している方等から幅広く提案・意見募集することとしているので、関係機関への周知等についても御協力願いたい。

3. 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し（令和2年度の公定価格の見直し等）について

（1）子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しについて

（関連資料8～10参照）

子ども・子育て支援新制度に関しては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第2条第4項等において、法律の施行後5年を目途として、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

今年度は、新制度の施行から5年目に当たるため、この検討規定を踏まえ、内閣府の子ども・子育て会議において、新制度の見直し事項について、地方分権改革に関する提案事項等も含めて幅広く議論が行われ、昨年12月10日に方向性がまとめられた（「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」令和元年12月10日子ども・子育て会議）。今後、同方針に基づき、所要の法令の改正や通知の発出等を行うこととしており、各自治体におかれては、それに基づき適切な対応をお願いします。

今般の見直しにおける主な事項としては、

- ・ 少子高齢化の急速な進行も踏まえ、離島・へき地を含めた人口減少地域における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき
- ・ 保育士等を目指す人や保育士等に復帰しようとする人が増え、保育

現場に参加・復帰しやすくなるよう、保育士等という職業や働く場としての保育所等の魅力の向上とその発信に向けた取組等の検討に着手すべき

などがある。他にも、取扱いの改善や明確化の観点から、

- ・家庭的保育事業や小規模保育事業C型に従事する者の研修要件の見直し、
- ・地域型保育事業における連携施設について、先行利用調整等の促進、
- ・その他、事業の運用等についての各種明確化、周知

が盛り込まれた。これらについて、今後、必要な法令・通知の改正・発出等を行うこととしており、各自治体におかれては、その内容の管内への周知等の必要な対応をお願いします。

(2) 令和2年度の公定価格の見直しについて (関連資料11参照)

令和2年度における公定価格の見直しについては、子ども・子育て会議における「子ども・子育て支援新制度施行後の5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議)を踏まえ、公定価格の設定方法について「積み上げ方式」を維持するとともに、①土曜日に閉所した場合の減算の見直し、②地域区分の見直し、③栄養管理加算の拡充、④チーム保育推進加算の要件緩和等の見直しを行うこととしている。

また、公定価格における各種加算については、例えば、保育人材確保のための処遇改善等加算やチーム保育推進加算、全ての保育所等が取得可能な冷暖房加算など、人材確保や施設の運営等の観点から重要と考えられるため、各自治体におかれては、保育所等に対する各種加算の内容や取得要件、追ってお示しする今回の公定価格の見直しの内容等を周知するなど積極的な対応をお願いします。

なお、子ども・子育て支援新制度施行5年後の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等における経営実態や職員給与の状況等を把握するために、内閣府において「令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」を行ったところである。この実態調査の集計結果(速報値)については関連資料12に添付しているので、参照願いたい。

<公定価格(保育所等関係)の充実事項等>

① 公定価格全般に関する事項

ア 公定価格の設定方法について

公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を維持。

イ 旧副食費の取扱い

令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定子どもの人件費に上乘せ。

ウ 土曜日に閉所した場合の減算の見直し

土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入。

※ 現在、全ての土曜日を閉所している場合に6～8%減算。

エ 地域区分の見直し

国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ。

※ 子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については継続。

オ 減価償却費加算の地域区分の見直し

地域区分（4区分）を廃止し、加算額を最も高い単価に統一。

カ 所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組み入れ

所長設置加算・管理者設置加算を基本分単価に組み入れ。

※ 所長・管理者が配置されていない場合は減算。

キ 幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算措置の廃止

新制度施行後も引き続き2名の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する施設長に係る加算措置について、経過措置期間（令和元年度末まで）の終了に伴い廃止。

② 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

ア 保育士等の処遇改善

令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.0%）を令和2年度の公定価格にも反映。

イ 処遇改善等加算に係る運用改善及び事務負担の軽減

- ・ 処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールをさらに緩和。
- ・ 賃金改善の基準年度を含め、実務への影響を精査しつつ、計画・実績報告の手続をより簡素に行うことを選択できるようにするなど、

事務負担の軽減を検討。

※ 併せて、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県との間で協議が調った場合には、希望する市町村に移譲。

ウ 夜間保育加算の拡充

夜間保育加算について、固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充。

エ 休日保育における共同保育への加算

休日保育加算について、複数の施設が輪番制により年間を通じて利用児童を受け入れる場合も対象。

オ 入所児童処遇特別加算の名称変更

高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」の名称を、その趣旨・目的を適切に表現できるよう「高齢者等活躍促進加算」（仮称）に変更。

カ 申請書類の様式の統一化

施設型給付の請求様式について、市町村が実際に使用している様式も参考に、統一的な請求様式の作成・普及を推進。

③ 教育・保育の質の向上に関する事項

ア 栄養管理加算の拡充 ※0.3兆円超メニューの一部実施

栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置。

イ チーム保育推進加算の要件緩和

1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和。

これらのほか、子ども・子育て支援新制度の施行後5年で経過措置の期限が到来する事項について、平成30年秋の子ども・子育て会議で議論され、方向性が示されたところである。昨年の担当者会議でもその内容について周知したところであるが、今回改めてその内容をお知らせするので、来年度からの必要な対応につき、改めてご留意願いたい。

4. 幼児教育・保育の無償化について

(関連資料13～16参照)

幼児教育・保育の無償化に当たっては、平素より円滑な施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策と生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑みて実施するものである。

無償化の対象として、法律により、幼児教育の質が制度的に担保された施設であり、広く国民が利用している幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育等を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの利用料を無償化した。

また、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子どもたちについても、代替的な措置として、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子どもたちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化した。

財政措置については、内閣府において、初年度（令和元年度）及び2年目（令和2年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置。令和元年度の所要額については、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算案に当該額を計上したところである。さらに、新たに対象となる認可外保育施設の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～令和5年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずることとされていた。このたび、地域の実情に応じた柔軟な執行を可能とするため、全額、各都道府県に設置されている「安心こども基金」に積み増すこととしている。具体的な運用上の取扱いについては、今後とも、地方自治体からの意見も伺いつつ、検討してまいりたい。

幼児教育・保育の無償化の円滑な施行については、これまでも、内閣府によるCM等を活用した広報や、内閣府・文部科学省・厚生労働省の3府省でFAQの作成及び更新等を行い、制度周知や事務等の改善に随時取り組んできたところ。幼児教育・保育の無償化は、国と自治体との間でPDCAサイクルを回すことが重要であり、今後とも現場の御意見を伺いながら進めてまいりたい。各自治体の皆様におかれても、引き続き制度に関するご理解と管内市区町村への周知などのご協力をお願いする。

5. 認可外保育施設の質の確保・向上について

(関連資料17～22参照)

(1) 認可外保育施設の指導監督の充実等について

幼児教育・保育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要であり、児童福祉法に基づく都道府県等における指導監督の徹底を図ることが重要である。具体的には、利用料変更理由の説明や掲示の義務づけ、認可外の居宅訪問型保育事業に係る指導監督基準の創設等の取組を行っている。

また、無償化給付の実施に伴い、市町村が、都道府県等有する認可外保育施設の情報を確認可能とする情報共有システムを構築することとしている。

さらに、令和元年度予算において、

- ①認可保育所などに移行を希望する施設への運営費補助の拡充（(2)参照）
 - ②認可化移行調査事業の支援対象に、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすよう継続的な助言・指導する場合の追加
 - ③認可外保育施設が守るべき基準の内容についての助言などを行う「巡回支援指導員」の配置の拡充
- 等の取組を行っており、各地方自治体におかれては、これらの事業を積極的に活用いただきたい。

なお、令和元年度から、認可外保育施設の指導監督の強化等を目的とする地方財政措置が講じられている。

(2) 認可外保育施設の認可化移行の促進について

保育の受け皿確保に当たっては、保育の質が確保されている認可保育所等を増やしていくことが望ましいが、現状においては、認可外保育施設が認可保育所等では受けきることができない多様な保育ニーズに応えている側面がある。このため、国においては、認可外保育施設について、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等への移行を支援しており、移行を希望する施設には、課題の調査、施設の改修、運営の経費等の補助を行っている。

令和元年度予算においては、認可外保育施設の認可化移行を更に推進するため、認可化移行運営費支援事業について、

- ・ 補助基準額を、公定価格ベースの2/3相当から公定価格に準じた水準（保育士の配置割合に応じた減額調整あり）まで引き上げる。

- ・ 公定価格に準じた各種加算を創設する。
- ・ 認可施設との差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」である補助区分を廃止し、新たに「9割以上」等の補助区分を創設する。
- ・ 保育士の配置割合が基準の「9割以上」の施設について、公定価格に準じた利用料を設定する。

等の拡充を図っている。

また、令和2年度予算案においては、認可外保育施設の指導監督基準のうち職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する事業を計上している。

各地方自治体におかれては、これらの事業の活用により、認可外保育施設の認可保育所等への移行促進を積極的に図っていただきたい。

6. 令和2年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について

（1）令和2年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について （関連資料23～26参照）

子ども・子育て支援の充実に関しては、「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、令和2年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分3.89兆円のうちの0.7兆円を充てることとしている。

また、消費税財源以外の財源で実施する「質の向上」としてはこれまで、保育士等の2%の処遇改善の実施について平成29年度から取り組んでおり、令和2年度においても引き続き実施していく。

さらに、令和2年度においては、保育所等において非常勤栄養士の配置を促進するための加算の充実や、一時預かり事業を保育所以外で実施する施設の普及を促進するための事務経費に対する支援の実施に取り組むこととしている。

これらにより必要となる地方負担については、地方財政措置が講じられるものであり、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

また、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、消費税10%への引き上げによる財源を活用し、「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受け皿整備や保育士の更なる処遇改善、幼児教育・保育の無償化に取り組んでおり、令和2年度においても引き続き実施していく。

(2) 一時預かり事業の充実について (関連資料27参照)

在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることはないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図ることが重要である。

このため、来年度から、利用児童数900人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3兆円超メニューの事務経費補助や障害児、多胎児を預かる場合の加算の創設、その他、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加するなど充実を図ったところであり、各地方自治体においては、こうした充実メニューについても、来年度からの実施に向け、予算措置等を講じていただくよう、積極的な取組をお願いしたい。

7. 放課後児童対策について

(1) 放課後児童クラブの主な動向について

① 「新・放課後子ども総合プラン」の推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、令和元年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった。また、利用できなかった児童（待機児童）数は982人増加し、18,261人（うち小学1年生～3年生8,724人、小学4年生～6年生9,537人）となったところである。

- | |
|--|
| 1. 放課後児童クラブ数:前年比553か所増加
25,328か所(平成30年) → 25,881か所(令和元年) |
| 2. 放課後児童クラブの支援の単位数:前年比1,447支援の単位増加
31,643支援の単位(平成30年) → 33,090支援の単位(令和元年) |
| 3. 登録児童数:前年比64,941人増加
1,234,366人(平成30年) → 1,299,307人(令和元年) |
| 4. 利用できなかった児童数:前年比982人増加
17,279人(平成30年) → 18,261人(令和元年) |
| うち、小学1年生～3年生:前年比72人減少
8,796人(平成30年) → 8,724人(令和元年) |
| 小学4年生～6年生:前年比1,054人増加
8,483人(平成30年) → 9,537人(令和元年) |

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を解消する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童(小学校に就学している児童)の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。

(関連資料28参照)

(ア) 国全体の目標達成に向けた整備について

「新・放課後子ども総合プラン」では、

- (i) 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率の更なる上昇に対応できる整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る(約122万人から約152万人)
- (ii) 全ての小学校区(約2万か所)で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す
- (iii) 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
- (iv) 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

こととしている。

引き続き、市町村(特別区含む。以下同じ)においては子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、放課後児童クラブのニーズに応じた受け皿整備を着実に進めていただきたい。なお、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出にあたっては、「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)について」(平成31年4月23日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡)や「新

・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方について」（平成30年12月27日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）を参考に適切に行っていただきたい。

また、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。なお、学校内で放課後児童クラブを実施する場合の、学校施設の管理運営に関する関係者の不安を払拭するため、学校、教育委員会、事業の実施主体等の中で取り決める協定書のひな形を作成し、令和元年7月4日付け事務連絡で周知しているので参考にされたい。加えて、「一体型」の取組を進めるにあたっては、小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入のための経費を放課後子ども環境整備事業において補助しているので、積極的にご活用いただきたい。（関連資料29・30参照）

（イ）「一体型」の推進について

「一体型」の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所が確保できること、また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができること、さらに、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られることというメリットがある。

厚生労働省としては「新・放課後子ども総合プラン」において、2023年度末までに、1万か所の一体型による実施を目指している。同一学校内で両事業を実施する場合、どのように共通プログラムを実施できるか検討いただき、できる部分から取り組んでいただきたい。

なお、「一体型」として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。

②放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

（ア）設備運営基準で定める事項を全て「参酌すべき基準」とすることについて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）において、市町村

が、放課後児童クラブの設備及び運営に関して、条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）を参酌することとした。

なお、事業に従事する者及びその員数について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされたが、その基準の内容は変わるものではなく、事業をいかなる体制で運営する場合でも、利用者の安全の確保に最大限留意し、児童が安心して放課後の時間を過ごせるようにすることが必要である。そのため、市町村が地域の実情に応じて条例で基準を定める場合については、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、責任を持って判断しなければならない。また、条例制定過程においては、利用者の保護者や関係者、関係団体等から広く意見を求めるとともに、その内容について説明責任を果たすことが必要である。

（関連資料31・32参照）

（イ）放課後児童支援員認定資格研修の実施主体を中核市まで拡大することについて

放課後児童支援員の人材確保を推進するため、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図っていく必要がある。このため、都道府県及び指定都市に加えて、希望する中核市が認定資格研修を実施できるよう、設備運営基準の改正を行う予定である（令和二年四月一日施行（予定））。

（２）放課後児童対策関係・令和２年度予算案の概要

令和２年度予算案については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までの約30万人分（約122万人から約152万人）の新たな受け皿確保に向け、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ることとしている。また、放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進するために必要な予算を計上している。

（関連資料33・34参照）

① ソフト面（運営費）について

令和２年度予算案においては、受入児童数の更なる拡大を促すため、受入児童数の拡大〔約8.5万人増〕

130.2万人（令和元年度）→138.6万人（令和2年度）
を予定している。

また、地方分権一括法による従うべき基準の参酌化に伴い、常時職員1名配置とする等のクラブについて、職員配置に応じた補助基準額を設定する。

加えて、放課後児童支援員等の処遇改善についても引き続き実施することとしているので、積極的な事業実施をお願いしたい。

② ハード面（整備費）について

令和2年度予算案の内容としては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

イ 放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施

○ 公立の場合の国庫補助率 1 / 3 → 2 / 3

○ 私立の場合の国庫補助率 2 / 9 → 1 / 2

を予定している。

③ 放課後児童対策の推進について

放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進するために必要な予算を計上している。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施するために必要な予算を計上している。

④ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の資質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

認定資格研修については、令和元年5月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を受講した者の割合は、71.3%であった。都道府県等におかれては、放課後児童支援員の質の確保の観点から多くの放課後児童支援員が研修受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。また、来年度より希望する中核市が実施主体として認定資格研修を実施できるよう、放課後児童健全育成事業の設備運営基準の改正を行うこととしている。それに伴い、令和2年度予算案

において、認定資格研修の実施主体に中核市を追加している。研修の実施にあたっては、研修の内容を実施要綱（「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」）に則ったものにするとともに、都道府県等において研修の内容の検討、検証に努めていただきたい。また、認定資格研修の教材として、放課後児童クラブ運営指針及び運営指針解説書を使用することを必須とするよう実施要綱の改正を予定しているため、ご了解いただきたい。さらに、指定都市、中核市が所在する都道府県においては、都道府県、指定都市、中核市の間で十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないように、都道府県内全体として研修受講機会の確保、研修内容の質の確保に努めていただきたい。

資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、（略）計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者が対象となっているため、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

8. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について

（1）成育基本法（略称）について （関連資料35、36参照）

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号。以下「成育基本法」という。）は2018（平成30）年12月14日に公布され、2019（令和元）年12月1日に施行された。

本法は、子どもたちの健やかな成育を確保するため、

- ・成長過程を通じた切れ目のない支援
- ・科学的な知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

などを基本理念として、関係する施策を総合的に推進していくことを目的としている。

今後、厚生労働省においては、本法律に基づき、

- ・ 成育医療等に従事する者や有識者から構成される成育医療等協議会の設置
- ・ 関係する施策を総合的に推進するための成育医療等基本方針の策定を行うこととしている。

本法律において、都道府県は、医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮するよう努めるものとされている。

各都道府県におかれては、上記の医療計画等を作成するに当たり、法の趣旨や今後策定する予定の成育医療等基本方針の記載内容を踏まえ、当該都道府県における成育医療等の提供に関する施策の内容等を記載するよう努めていただきたい。

(2) 産前・産後の支援について

①母子保健法の一部を改正する法律について (関連資料37、38参照)

「母子保健法の一部を改正する法律」(令和元年法律第69号)については、第200回国会にて成立し、2019(令和元)年12月6日に公布された。

本法律において、市町村は、

- ・ 出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならないこと、
- ・ 産後ケア事業を行うに当たっては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従って行わなければならないこと
- ・ 産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、母子健康包括支援センターその他の関係機関や、母子保健に関する他の事業等との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと

が規定されている。

また、本法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

今後、厚生労働省においては、本法律の施行に向けて、関係省令の策定や実施要綱の改正等に取り組んでいくので、各都道府県におかれてもご承知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

2020(令和2)年度予算案においては、産後ケア事業の運営に際し、十分な予算を確保しているほか、今般の母子保健法の改正を踏まえ、次世代育成支援対策施設整備交付金において、産後ケア事業を実施する施

設に対する整備費の補助を計上しているため、積極的な活用をお願いしたい。

②産前・産後サポート事業（多胎妊産婦への支援について）

（関連資料39、40参照）

産前・産後サポート事業については、2020（令和2）年度予算案において、各市町村の実施予定等を踏まえ、事業実施箇所数の増に必要な予算を計上したところである。また、多胎妊産婦への支援として、多胎児の育児経験者家族によるピアサポート事業や、多胎家庭等へ育児サポーターを派遣する多胎妊産婦サポーター等事業を計上した。

各自治体におかれては、2017（平成29）年8月に策定した産前・産後サポート事業についてのガイドラインを参照の上、積極的な取組をお願いしたい。

③産婦健康診査事業

（関連資料41参照）

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る補助事業を実施している。

2020（令和2）年度予算案において、必要な件数の増を計上したところである。

なお、産婦健康診査事業の実施に当たっては、産後うつへの早期対応を行うため、産後ケア事業を実施することを要件としていることから、産後ケア事業とともに積極的な取り組みをお願いしたい。

④新生児聴覚検査の体制整備事業

（関連資料42、43参照）

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育が図られるよう、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

しかしながら、2017（平成29）年度の母子保健課による調査結果では、検査の受診者数を把握している市区町村における検査の受診率は81.8%、公費負担を実施している市区町村は22.6%となっており、その取組は十分とはいえない結果となっている。

このような状況を踏まえ、2020（令和2）年度予算案では、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親への相談支援や、産科医療機関等の検査状況・制度管理等の実施を支援するための補助を計上してい

る。

各市町村におかれては、検査の実施、公費による負担への取組をお願いするとともに、各都道府県におかれては、関係者からなる協議会を設置するなど新生児聴覚検査体制整備事業を活用し、管内市区町村における新生児聴覚検査の実施体制の整備に積極的に取り組まれるようお願いしたい。

(3) 子育て世代包括支援センターの全国展開について

(関連資料44参照)

子育て世代包括支援センターでは、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために相談支援等を行うこととしている。2019（平成31）年4月1日時点で983市区町村(1,717か所)に設置されており、2020（令和2）年度末までの全国展開を目指して整備を進めていくこととしている。

子育て世代包括支援センターの設置は、市町村の努力義務として母子保健法上、位置づけられているところである（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）。

各市町村におかれては、開設準備経費の補助や、2020（令和2）年度予算案で計上している市町村間での共同実施に係る補助の活用や、令和元年9月にお示しした子育て世代包括支援センター事例集を参照の上、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いしたい。

各都道府県においても、管内市町村のセンター設置に向けた支援をお願いしたい。

(4) 予期せぬ妊娠等で悩む若年妊婦等への支援について

(関連資料45、46参照)

児童虐待による死亡事例については、専門委員会での検証によると、生後0日で子どもが亡くなった事案の要因は、大半が予期せぬ妊娠であり、予期せぬ妊娠に対する対応が0日児の死亡を防ぐことにつながると考えられる。

そのため、2020（令和2）年度予算案では、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPO等による、SNS等やアウトリーチによる相談支援や、緊急一時的な居場所の確保などを実施するための費用を計上している。

また、当該若年妊婦等への支援については、NPO等による実施だけ

でなく、女性健康支援センターで実施することも可能であることから、様々な地域の実情に応じた支援の方法を検討いただき、当該補助を積極的にご活用いただきたい。

(5) 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について

(関連資料47、48参照)

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

2019（令和元）年6月26日には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が交付されるなど児童虐待等への対応の充実が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、2019（令和元）年8月1日付け子母0801第1号「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について」において、児童虐待防止に資する乳幼児健康診査の取組事例として、本省が実施した調査研究等のポイントや、自治体における取組事例を周知した。当通知でお示ししたとおり、未受診者等に対する取組については、定期的にフォローアップを行うこととしているので、引き続き、対応をお願いしたい。

児童虐待の防止については、これらの取組以外にも、母子保健部署と子育てに関わる様々な部署との連携がとても重要であることから、多機関での情報共有や支援体制の構築などの取組みを、より一層推進していただきたい。

- ・「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成30年7月20日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）
- ・「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について」（令和元年8月1日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

(6) 不妊治療への助成等について

①不妊治療への助成

(関連資料49参照)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成している。

2020（令和2）年度予算案では、引き続き事業を安定的に実施するための予算を確保している。

都道府県等におかれては、引き続き不妊治療への助成の適切な実施とともに、男性不妊治療も含め、不妊治療に関する正確な情報の提供や普及啓発を併せてお願いしたい。

②不妊専門相談センター

(関連資料50参照)

不妊専門相談センターについては、令和元年度末までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化することとしているが、2019(令和元)年7月1日時点で76箇所の設置にとどまっていることから、センター未設置の指定都市・中核市におかれては、設置に向けた積極的な検討をお願いしたい。なお、指定都市や中核市が単独で実施することが難しい場合、都道府県と市による共同実施や複数の市による共同実施により協力・連携して実施する方法なども含め、設置に向けた検討をお願いしたい。

2020(令和2)年度予算案においては、当該目標の達成に向けて必要な箇所数の予算を計上しているほか、2018(平成30)年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により取りまとめられた「不妊症及び不育症における相談支援体制の現状及び充実に向けた調査研究事業報告書」を周知したところであるので、ご活用いただきたい。

既に設置している都道府県等におかれては、開設時間の延長や開設日数の拡充を行うなど、相談窓口の利便性の向上や相談機能の強化について、積極的な取組をお願いしたい。

(7) 母子保健情報の利活用の推進について (関連資料51、52参照)

厚生労働省「データヘルス改革推進本部」事務局に設置された「自身のデータを日常生活改善等につなげるPHRの推進」プロジェクトチームにおいて、自らの健診・検診情報の利活用を推進することとしている。

その一環として、2019(令和2)年6月からマイナンバー制度を活用し乳幼児健診及び妊婦健診情報をマイナポータルで自身が閲覧したり市町村間での情報連携ができるよう、今年度予算において、市町村のシステム改修に必要な予算を計上しているが、次年度以降の予算については確保していないため、システム改修を予定している自治体におかれては、令和2年1月末までに補助金の申請をお願いしたい。

各自治体においては、引き続き、データ標準レイアウトに基づき、マイナンバー制度における中間サーバーへの副本登録にかかる準備を進めていただきたい。

(8) CDR (Child Death Review) について (関連資料53参照)

子どもの死因究明 (Child Death Review (以下「CDR」という。)) は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家 (医療機関、警察、消防、行政関係者等) が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を収集し、死因の検証を行うことにより、効果

的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。

今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、2020（令和2）年度に一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施するための予算を計上しており、その結果を国へフィードバックすることで、CDRの制度化に向けた検討材料とすることとしている。

都道府県においては、趣旨をご理解いただき、積極的に実施を検討いただくようお願いする。

（9）出生前遺伝学的検査（NIPT）（関連資料54、55参照）

NIPTについては、日本産科婦人科学会が策定した指針を受け、2013（平成25）年度から関係学会等の連携の下、日本医学会の認定制度に基づき実施されてきた。

他方、ここ数年、認定施設以外の医療機関での検査が増加し、妊婦の不安や悩みに寄り添う適切なカウンセリングが行われていない等の問題が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、NIPTの実施体制等の検討に資する必要なデータや事例の収集等を行い、その実態を把握・分析することを目的として、ワーキンググループを立ち上げ、2019（令和元）年10月に第1回会議を開始したところである。

9. 児童虐待防止対策の強化について

（1）令和元年児童福祉法等改正法等について

（関連資料56参照）

昨年3月、抜本的強化の決定に併せて、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。同法案は、国会での審議を経て、同年6月に成立した。

この改正法では、①児童の権利擁護として、親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと、②児童相談所の体制強化として、都道府県は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずること、③児童相談所の設置促進として、児童相談所の設置に関する参酌基準を定めること、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずること、④関係機関間の連携強化として、DV対策との連携強化のた

め、配偶者暴力相談支援センター等の職員は児童虐待の早期発見に努めることなどが定められている。

また、同法附則の検討規定においては、一時保護その他の措置に係る手続の在り方、児童の権利擁護の在り方及び児童家庭福祉に関わる者の資質の向上を図るための方策の検討並びに中核市等における児童相談所の設置促進のための国の支援等について規定がおかれている。

上記①の施行（令和2年4月）に向けて、現在、体罰等によらない子育ての推進に関する検討会を開催し、体罰等によらない子育てに関する指針の作成等に向けた検討を行っているところである。

都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、本改正の円滑な施行に向けて、内容について御了知いただくとともに、体罰等によらない子育てについて周知啓発等を行っていただくようお願いする。

（２）児童相談所及び市町村の体制強化（新プラン）等について

① 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）について

（関連資料57・58参照）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成30年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）がとりまとめられた。この緊急総合対策に基づき、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すことが必要である。このため、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化を更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定したところである。

新プランでは、児童相談所及び市町村の体制強化を図るため、2019年度からの4年間で、児童相談所について、児童福祉司を2017年度の約3,240人から2,020人程度を増員（注1）するとともに、市町村について、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するほか、要保護児童対策地域協議会の調整機関に常勤の調整担当者を全市町村に配置することなどを目標として定めている。

児童相談所の体制強化について、新プランの初年度である2019年度においては、児童福祉司を約4,300人、児童心理司を約1,610人（注2）とすることを計画しており、これを踏まえた地方財政措置が講じられた。

注1 次のとおり児童福祉司の配置標準を見直した上で、2017年度の約3,240人から2022年度までに全国で2,020人程度増員することを計画。

- ・児童相談所の管轄区域の人口を4万人から3万人に見直す
- ・里親養育支援児童福祉司（注3）を各児童相談所に配置
- ・市町村支援児童福祉司（注4）を都道府県の管内30市町村につき1人（指定都市は1人）配置

注2 2024年度までに児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く）2人につき1人配置

注3 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るための児童福祉司

注4 市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るための児童福祉司

また、新プランの2年度目である2020年度においては、児童福祉司を約4,700人、児童心理司を約1,790人とすることを計画しており、これを踏まえて、地方財政措置が拡充される予定である。

各自治体においては、新プランに基づく児童相談所・市町村の体制及び専門性の強化に着実に取り組んでいただくようお願いする。

なお、新プランの目標達成に向けた予算制度等については、「「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に係る2020年度予算案及び地方財政措置について」（令和元年12月25日付け子発1225第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）をご参照いただきたい。

（参考）市町村に対する地方交付税措置（令和元年度から実施）

子ども家庭総合支援拠点職員：標準団体（人口10万人）につき1名

要保護児童対策地域協議会調整担当者：標準団体（人口10万人）につき1名

② 中核市・特別区における児童相談所の設置について

（関連資料59参照）

児童相談所の設置については、平成16年の児童福祉法等の改正において、子育て支援から要保護児童対策まで一環した児童福祉施策の実施が可能となることや、保健福祉にわたる総合的サービスの提供も可能となることから、都道府県・指定都市に加え、児童相談所の設置を希望する市についても政令による指定を受けることで児童相談所を設置することができることとされた。現在、児童相談所を設置している指定都市以外の市は横須賀市、金沢市、明石市の3市となっている。

しかしながら、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所

設置自治体の拡大が図られたところである。

また、平成28年改正法の附則において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

このため、これまでに、

- ・ 中核市及び特別区が児童相談所の設置に向けた準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や、児童相談所の業務を学ぶための研修に職員を派遣する間の代替職員の配置に要する費用を計上
- ・ 児童相談所の設置を目指す中核市及び特別区に職員を派遣する都道府県等に対する、代替職員の配置に要する費用の補助の創設
- ・ 新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する場合の補助の加算（平成30年度創設）について、単価の引上げ

などを行ったところである。

さらに、本年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の附則において、「政府は、この法律の施行後5年間を目途として、児童相談所及び児童を一時保護する施設の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、令和2年度予算案等においては、

- ・ 児童相談所及び市区町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、市区町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を創設
- ・ 中核市及び特別区における児童相談所の設置促進を図るため、職員派遣の際の代替職員の確保に係る補助を拡充
- ・ 一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、施設整備に係る費用の補助（※1）及び職員体制（※2）の抜本的な拡充
- ・ 児童相談所整備に係る一般財源化前の国庫補助金相当額（総事業費1/2）が地方債の対象となり、その元利償還金について地方交付税措置が講じられているところ、残余の1/2部分についても、地方

債充当率及びその元利償還金にかかる地方交付税措置を拡充を行うこととしている。

- ※1 一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る環境整備（基礎単価の引き上げや個別対応に対応するための整備を行った場合の加算上限の引き上げ）を実施。なお、国庫補助率は1/2相当だが、自治体負担分について地方交付税措置を拡充。
- ※2
 - ・ 職員の配置改善【現行】子ども：職員＝最大4：1【改善案】最大2：1
 - ・ 個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化（利用児童数に応じた職員配置加算の創設）

なお、中核市・特別区の児童相談所の設置に向けては、すでに児童相談所を設置している自治体の協力が必要不可欠であるため、「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について」（平成30年7月20日付け子発0720第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、都道府県・指定都市・児童相談所設置市におかれては、管内中核市・特別区が児童相談所の設置を検討する際には、必要な支援をお願いしたい。

③ 市町村における子ども家庭総合支援の設置促進

新プランに基づき、市町村の体制強化を進めるため、今年度より、子ども家庭総合支援拠点に対して、地方交付税措置（標準団体（人口10万人）につき1名分の財政措置）が講じられるとともに、開設準備に要する費用が補助金の補助対象に加わるなど、財政措置の拡充を図ったところである。

また、昨年7月より、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして各自治体に派遣を行う仕組みを開始しており、令和2年度予算案では、このアドバイザー派遣の取組を西日本子ども研修センターあかしの事業として予算化し、取組の強化を図ることとしている。

2022年度までに全ての市町村に子ども家庭総合支援拠点が設置されるよう、こうした事業を積極的に活用していただきたい。

④ 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）の無料化等について

（関連資料60参照）

児童相談所虐待対応ダイヤルは、平成27年7月1日から10桁から3桁の番号「189」（いち・はや・く）に変更し、平成28年4月1日から、利用者の利便性向上のために、音声ガイダンスの短縮などの改善を行ってきた。

今般、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、通話料の無料化等（※1）を行い、利便性の向上を図った。

令和2年度予算案において児童虐待・DV対策等総合支援事業（24時間・365日体制強化事業）の単価の拡充（※2）を行っていることから、各自治体におかれては、補助金も活用のうえ、通告・相談体制の確保をお願いしたい。

※1 今回実施した内容

①児童相談所虐待対応ダイヤルの通話料の無料化

- ・これまで有料であった通話料の無料化

※名称変更（旧）児童相談所全国共通ダイヤル→（新）児童相談所虐待対応ダイヤル

②児童相談所相談専用ダイヤルの開設

- ・相談専用ダイヤルを開設し、利用者の利便性の向上を図る。（0570-783-189（なやみ・いち・はや・く））

※2 令和2年度予算案における24時間・365日体制強化事業の補助単価案

時間外受付を22時まで実施した場合 1児童相談所当たり 4,956.5千円→5,110千円

時間外受付を22時以降まで実施した場合

1児童相談所当たり 9,913千円→12,775千円

⑤ 要保護児童対策地域協議会の構成員について

要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）においては、関係機関で子どもとその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしている。

しかしながら、個々のケースへの対応について、関係機関の連携が十分でなく、深刻な事態に至ったケースも見受けられることから、要対協による関係機関の協力・連携を徹底する必要がある。とりわけ、児童相談所、教育委員会及び警察は、児童虐待の通告、早期発見、早期対応等に関与する機会が多い公的機関であり、要対協を構成する主たる機関であること、また、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所は、児童虐待の特性とDVの特性が相互に重複して発生することを踏まえて参画が求められる機関であることから、これらの機関が要対協の構成員となっていない市町村においては、構成員への参画について速やかにこれらの機関と調整していただくよう、「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」（令和元年8月1日付け子家発0801第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）を発出したところである。

こうしたことを踏まえながら、引き続き、要対協の仕組みを活用した関係機関の連携強化に取り組んでいただきたい。

⑥ 警察との連携強化について

児童虐待への対応における警察との連携については、「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成30年7月20日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により、警察との間で共有する情報の基準の明確化、警察職員等の知見の活用、合同研修の積極的な実施等を示しているところであり、これらを参考に都道府県警察と協議を行うなど、警察との連携の強化に努められたい。

また、令和2年度予算案において、児童相談所において子どもの安全確認を適切に行うことができる体制を確保するための補助に関して、警察OBを配置した場合、補助額を拡充することを盛り込んでいることから、積極的に活用されたい。

⑦ 児童福祉司等に義務化された研修の実施について

平成28年の児童福祉法改正により義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修（以下「児童福祉司等の研修等」という。）については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、研修等の実施方法等の詳細（カリキュラム、実施主体、対象者、講師要件、研修の修了評価等）についてお示ししているところである。

各自治体におかれては、児童福祉司等の専門職が適切に研修を受講できるよう、引き続き、研修の実施をお願いしたい。なお、児童福祉司等の研修等の実施に当たっては、児童虐待防止対策支援事業における児童虐待防止対策研修事業を積極的にご活用いただきたい。

また、児童福祉司等の研修等の実施に当たっては、法律で定められた者以外の者が受講することも差し支えなく、特に児童福祉司任用前講習会や要保護児童対策調整機関調整担当者研修については、児童福祉司や市町村における児童虐待防止対策に関する業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員も含め、市町村の児童家庭相談に携わる職員にも積極的に受講していただくことが望ましい。

また、来年度（2020年度）の児童福祉司スーパーバイザー研修については、「子どもの虹情報研修センター」（横浜市）及び「西日本こども研修センターあかし」（明石市）において実施する予定としており、日程等が決まり次第お知らせするので、ご承知おき願いたい。

(3) 児童虐待防止対策の抜本的強化について

(関連資料61参照)

児童虐待への対応については、これまで、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法の累次の改正や、民法などの改正により、制度的な充実が図られてきたところであるが、増加する児童虐待に関する相談に対応し、子どもの生命が奪われる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、昨年度以来、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」などの必要な対策を講じてきた。

昨年3月には、関係閣僚会議において、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を強化する内容とする「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定した。

※ 児童虐待防止対策の抜本的強化についての概要

- ・ 児童福祉司への処遇改善などによる児童相談所の体制強化
- ・ 一時保護所の環境整備、職員体制の強化なども含めた児童相談所の設置促進
- ・ 児童相談所と市町村の情報共有システムの推進など関係機関間での連携強化
- ・ 保護者支援プログラムに関する支援の拡充や専門人材の養成

(4) 令和2年度予算案について

(関連資料62参照)

令和2年度予算案においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）及び「児童虐待防止対策の抜本的強化」を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図るための予算措置を行っている。

① 児童相談所の体制強化等

児童相談所の体制を一層強化するため、昨年3月に決定した抜本的強化等を踏まえ、令和2年度予算案において、以下の予算を盛り込んでおり、これらを積極的に活用し、新プランの目標達成に向けて取り組むとともに、児童虐待対応等の迅速かつ的確な対応に努められたい。

- 児童相談所及び市区町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、市区町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を

創設。

- 常時、弁護士による指導又は助言のもとで対応できるよう、弁護士の配置及び計画的な人材確保を進めるための採用活動に係る補助を拡充。
- 児童相談所における医師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備及び自治体が行う医療機関従事者向けの研修について補助を拡充。
- 中核市及び特別区における児童相談所の設置促進を図るため、職員派遣の際の代替職員の確保に係る補助を拡充。
- 一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、施設整備に係る費用の補助及び職員体制の抜本的な拡充。
 - ・ 一時保護所において個別的な対応が出来る環境整備のとして、整備に係る補助の基礎単価の引き上げや個別対応に対応するための整備を行った場合の加算上限の引き上げ。
 - ・ 職員の配置改善【現行】子ども：職員＝最大4：1【改善案】最大2：1
 - ・ 個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化（利用児童数に応じた職員配置加算の創設）
 - ・ アレルギー対応等が必要な子どもへの対応の強化（利用児童の規模に応じて調理員を加配するとともに、利用児童が一定数以上の一時保護所において栄養士を配置）。
 - ・ 一時保護している子どもが適切に教育を受けられる、また、学校等に通園・通学できるよう支援を拡充。
- 精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている一時保護所職員について、児童入所施設措置費を拡充（月額2万円）し、処遇改善を図ることとしている。
- また、児童相談所に勤務している児童福祉司、児童心理司、保健師についても、一時保護所職員と同様に処遇改善を図ることとしており、これを踏まえ地方交付税措置を拡充（月額2万円相当）する。

② 市町村における取組の充実

令和2年度予算案においては、市区町村において、地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等への訪問支援を強化するため、育児不安のある家庭に継続的な訪問を行えるよう、補助を拡充する。また、訪問と併せて、育児用品の配布を行うなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

また、子ども家庭総合支援拠点において、民生委員・児童委員など、身近な地域住民に対する児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化するとともに、地域における見守りの活動の活性化を促すため、要支援児童の居場所づくり等の取組に対する補助を創設する。

③ 要保護児童等に関する情報共有システムの構築

児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うため、要保護児童等に関する情報共有システムの整備を進めることとしており、令和2年度予算案では、全国統一の情報共有システムの開発に要する費用を計上するとともに、自治体におけるシステム改修費等に対する補助を行うこととしている。

全国統一の情報共有システムの開発については、今年度、仕様書を作成することとしており、現在、自治体等に対して、仕様書案の意見招請を行っている。各自治体においては、システムの利用者となる立場から、仕様書案の内容を確認いただき、ご意見いただきたい。

④ 子どもの権利擁護の推進

児童福祉審議会は、具体的なケースについて実情をより正確に把握し、児童自身の権利を擁護していくため、平成28年の児童福祉法改正において、関係行政機関に加えて、児童、その家族その他の関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができることとされた。このため、児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや子どもの意向が児童相談所の措置や対応と一致しないときなどに、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会に対して申立てを行うことができるよう、申立窓口の連絡先の整備・周知など、児童福祉審議会における意見聴取等の仕組みを活用できるための体制の整備に努められたい。

なお、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、子どもが意見表明できるような仕組みなど子どもの権利擁護に取り組む自治体における体制整備や枠組み等に関するガイドラインを作成したことに加え、令和元年度予算では、子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施しており、令和2年度予算案においても引き続き実施することとしていることから、各自治体において積極的に活用いただきたい。

10. 社会的養育の充実について

(1) 都道府県社会的養育推進計画について

(関連資料63参照)

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、平成30年7月に、各都道府県に対して計画の策定要領をお示しし、社会的養育の充実に向けた新たな計画を今年度末までに策定いただくよう依頼している。

この計画は、

- ・ 全ての地域において、質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を一貫して担う、包括的な実施体制を2020年までに構築すること
- ・ 乳児院や児童養護施設については、施設での養育を必要とするケアニーズの高い子どものための質の高い養育や、小規模かつ地域分散化の推進、里親や在宅家庭への支援等を行うなどの多機能化・機能転換を進めること
- ・ 一時保護について、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であることから、一時保護の改革を行い、見直しや体制整備を図ること

など、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されたものとなっている。これらの項目全ては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかり持って進めていただきたい。

なお、計画の策定に当たっては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国においてお示しした数値目標を十分に念頭に置き策定いただくよう改めてお願いしたい。

また、上記の包括的な里親養育支援体制の構築や、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進、一時保護改革に当たっては、策定要領と併せてガイドライン等を発出しており、これらも十分踏まえて取組を進めていただきたい。

現在、各都道府県における里親等委託率の目標値の検討状況をご報告いただいたところであるが、目標値が低調な都道府県に対して、その考え方などについて、順次ヒアリングを実施している。ヒアリングの結果

を踏まえ、必要な助言を行うとともに、目標値の更なる検討をお願いする場合がありますのでご承知置きいただきたい。

(2) 令和2年度予算案における社会的養育の推進関係事業等について

(関連資料62参照)

(1) のとおり、都道府県社会的養育推進計画の策定を依頼しているところであるが、令和2年度予算案においては、こうした各都道府県等の取組を支援するため、①家庭養育等の推進、②施設の小規模かつ地域分散化③虐待を受けた子どもなどへの自立支援の充実に必要な予算を計上しており、具体的には、

①家庭養育等を推進するための予算として、

ア 2人目以降の里親手当の充実

イ 里親委託前のマッチングに対する支援（面会交流等の係る交通費及び委託前養育期間中の生活費）の創設

ウ フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急対応体制の整備

エ 養子縁組民間あっせん機関に対する支援や、養親希望者の手数料負担の軽減策の拡充 等

②施設の小規模かつ地域分散化を推進するための予算として、

ア 児童養護施設における施設の職員配置基準の強化（子ども：職員＝6：4→最大6：6）

イ 児童養護施設及び乳児院の改修期間中に発生する建物賃借料の補助 等

③虐待を受けた子どもなどへの自立支援の充実のための予算として、

ア 児童養護施設等における進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員の配置

イ 都道府県等における自助グループへの支援（専任職員の配置、事務費等）の充実

ウ 都道府県及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会の開催 等

を計上している。

(3) 特別養子縁組の推進について

(関連資料64参照)

保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養育が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭の中での養育を確保する上で、養

子縁組あっせん事業が果たす役割は重要であり、その業務の適正な運営を確保する観点から、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が制定され、平成30年4月1日より施行されている。

金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案も生じており、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、今後、新たに許可申請を希望する者への対応を含め、引き続き、適正に対応していただくようお願いしたい。

また、令和2年度予算案においては、民法の改正により、特別養子縁組の対象が原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げられたことを踏まえ、

- ① 比較的年齢の高い養子とその養親に対する支援体制を構築するモデル事業の創設
- ② 養子縁組民間あっせん機関の職員の資質向上を図るモデル事業の創設
- ③ 養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の更なる軽減策

を盛り込んだところであり、都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いします。

11. ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について

（関連資料65～67参照）

ひとり親家庭を取り巻く状況については、平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は81.8%、父子世帯の就業率は85.4%と高い水準にあるが、特に母子世帯については雇用環境や所得状況が平成23年度の前回調査から改善しているものの、就業者のうち43.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間就労収入（母自身の就労収入）は200万円、平均年間収入（母自身の収入）は243万円となっており、依然として厳しい状況にある。

このため、ひとり親家庭の支援については、子どもの貧困対策を推進する観点からも平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援施策を着実に進めることが重要である。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実やDV対応と児童虐待対応との連携強化を図ることとしている。

(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進について

令和2年度予算案においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するとともに、新たに以下の取組に必要な予算を確保している。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、国庫補助金の活用も含め、支援施策の積極的な取組をお願いする。

① 母子家庭等就業・自立支援事業について

母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図る。また、定期利用の対象範囲を小学生を養育する家庭まで拡大する。

③ ひとり親家庭等生活向上事業について

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施する。

④ 母子・父子自立支援プログラム策定事業について

母子・父子自立支援プログラム策定員等が適切な支援方針の提示とともに、効果的な資格取得を助言できるよう、キャリアコンサルタントによる講習を受講する経費を補助する。

⑤ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金の支給割合の見直しを行う。

⑥ 離婚前後親支援モデル事業について

「親支援講座」に加え、地方自治体が養育費の履行確保等に資す

るものとして先駆的に実施する事業（公正証書作成への支援による養育費の取り決めに促進する事業等）に対する補助を行う。

⑦ 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業について

児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用の一部を補助する。

⑧ 母子父子寡婦福祉資金について

ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援等の推進について

令和2年度予算案における婦人保護事業の対応については、婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組を推進するために必要な予算とともに、DV対応と児童虐待対応との連携強化に必要な予算を盛り込んでいるので各都道府県等におかれては、地域の実情に応じた積極的な事業の実施をお願いします。

① 婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組について

平成30年7月に設置した「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の議論等を踏まえ、令和元年6月に「婦人保護事業の運用面における見直し方針」を取りまとめ、他法他施策優先の取組の見直しや一時保護委託の対象拡大と積極的活用等に取り組むこととしている。令和2年度予算案においては、当該見直し方針を踏まえた以下の対応に必要な予算を盛り込んでいる。

ア 婦人相談員活動強化事業等について

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助や、これまで都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む。）で実施する専門研修について、婦人相談員を配置する市（特別区を含む。）でも実施できるよう実施主体を拡大する。

イ 婦人保護施設退所者自立生活援助事業について

婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活を継続して送ることができるよう、気軽に立ち寄って悩みや近況を報告できる「集いの場の提供支援」を新たに実施する。

ウ 婦人相談所SNS相談支援事業について

婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において、電話相談から

始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入り口として若年層をはじめとした困難を抱える女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設することとしている。

また、令和元年度の調査研究において、SNSを活用した相談窓口の安全な開設方法や相談支援等の運用方法について調査を実施しており、報告書が取りまとめ次第、情報提供する。

エ 地域移行支援事業（ステップハウス）について

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで地域生活等を体験し、施設退所後の地域生活への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練の充実や、見守り支援を行うための生活支援員を新たに配置する。

オ DV被害者等自立生活援助事業について

これまでモデル事業として実施してきた、DVシェルター等の一時的な居場所にいる被害女性への生活相談や就職支援、退所後の相談支援等を行う当該事業を本格実施する。

② DV対応と児童虐待対応との連携強化について

平成31年3月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で決定された、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」には、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向けて、婦人相談所の体制強化や、婦人保護施設の機能の充実を図ることが盛り込まれている。

また、昨年6月に成立した、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」には、DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとされるとともに、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする旨が規定されていることを踏まえ、令和2年度予算案において以下の対応に必要な予算を盛り込んでいる。

ア DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）について

婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディ

ネーター（仮称）」を配置し、児童虐待対応との連携の強化を図る。

イ 同伴児童への学習支援等の充実について

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受けられる体制を充実するため、学習指導員の配置や、教材等の整備に必要な補助を行うほか、一時保護委託先や婦人保護施設から小・中学校等に安全・安心に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。

また、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、「心理療法担当職員雇上費加算」の要件を緩和（※）する。

※ 「心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること」から「常時1名以上いること」に緩和。

(連 絡 事 項)

1. 保育対策等の推進について

(1) 保育対策関連予算について

(関連資料68参照)

① 待機児童の解消等に向けた取組の推進

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える人材の確保のため、保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保や保育士宿舍借り上げ支援事業の要件見直しなどを実施する。

ア 保育の受け皿整備 767億円(787億円)

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき保育の受け皿を確保するため、保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

《2020（令和2）年度予算案等の主な内容》

○保育所等整備交付金

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、引き続き国庫補助率を嵩上げ（1/2→2/3）し、保育の受け皿の整備を推進する。

○保育所等改修費等支援事業【拡充】

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、引き続き国庫補助率を嵩上げ（1/2→2/3）し、保育の受け皿の整備を推進する。

賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額に見直し、引上げを行うとともに、幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）を補助対象に加える。

※ 実施要綱（案）及び補助基準額（案）については、関連資料63参照。

【2019（令和元）年度補正予算案】 228億円

保育の受け皿整備等を進めるため、施設整備や改修に必要な費用を補正計上。

※ 保育所等整備交付金及び保育所等改修費等支援事業について、意欲のある自治体の取組を支援するため、国庫補助

率を嵩上げ（1/2→2/3）

※ 賃貸物件を活用して保育所を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額に見直し、引上げを行うとともに、幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）を補助対象に加える。

* 保育所等改修費等支援事業の実施要綱（案）及び補助基準額（案）については、関連資料69参照。

イ 保育人材確保のための総合的な対策 190億円(152億円)

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保を図るため、①保育士資格の取得促進、②就業継続のための環境づくり、③離職者の再就職の促進といった観点から、総合的に支援を行う。

《2020（令和2）年度予算案等の主な内容》

○保育士修学資金貸付等事業【新規】

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する保育士修学資金貸付等事業について、当初予算に計上し、安定的な財源確保を図る。

○保育士宿舍借り上げ支援事業【要件見直し】

待機児童数及び保育士の有効求人倍率の要件に該当するか否かを決める時点を直近2か年の状況で対象者の年数（採用日から5年又は10年以内）を決定する仕組み等に見直すとともに、全国一律の補助基準額（月額82,000円）について、現行の月額82,000円を上限としつつ、地域の実勢に合わせ、住宅・土地統計調査に基づく市区町村単位の金額設定に見直す。（補助基準額（案）については、関連資料70参照。）

※ 保育士宿舍借り上げ支援事業の対象者

採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士
<要件見直し>

ただし、以下の場合は5年以内とする。

【現行】

直近4月1日時点の待機児童数が50人未満、かつ、直近1月の有効求人倍率が全国平均以下の市区町村

【見直しの考え方】

・ 待機児童解消の取組が評価されない仕組みを見直すとともに、一方で、待機児童解消の取組が進んでいな

い場合には5年以内に据え置く

- ・ 対象者の年数（5年又は10年以内）の予見可能性を上げることで、保育士募集に際して支障が生じないよう見直す

【見直し後】

直近2か年の4月1日時点の待機児童数が連続して50人未満、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村

ただし、待機児童数が50人未満（前年度）から50人以上（事業実施年度）となった場合で、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村も5年以内とする

- ※ 補助基準額については、令和元年度に事業の対象だった者で、引き続き令和2年度も事業の対象となる場合、令和元年度の補助基準額を適用する経過措置を設定。

【2019（令和元）年度補正予算案】

○保育所等におけるICT化推進事業 3.6億円

- ・ 保育士の業務負担軽減を図るため、以下①、②に係る導入費用の一部を補助する。
 - ① 保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステム
 - ② 外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器
- ・ 病児保育事業所及び一時預かり事業所において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムに係る導入費用の一部を補助する。
- ・ 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器に係る導入費用の一部を補助する。

ウ 多様な保育の充実 70億円（89億円）

保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や自宅から距離のある保育所等の利用を可能にするための保育所等への直接送迎の実施、家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実

施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

《2020（令和2）年度予算案の主な内容》

○保育所等における要支援児童等対応推進事業【新規】

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員（仮称）の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

○医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

○保育環境改善等事業

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、障害児受入促進事業に医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を加えるとともに、病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業・推進事業の実施促進を図るため、事業の制限「1施設につき1回限り」を見直す（規定の削除）。

エ 保育所等の園外活動時の安全確保（一部再掲）39億円（50億円）

交通事故から次世代を担う子どものかけがえのない命を守るため、保育支援者又はいわゆるキッズ・ガード（仮称）が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

《2020（令和2）年度予算案の主な内容》

○保育体制強化事業【拡充】

保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を加えるほか、いわゆるキッズ・ガード（仮称）への謝金等を補助することで、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

○保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】

子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回支援指導員を対象とした研修の内容に園外活動時における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導の

内容に園外活動等における安全対策の実地指導等を加える。

- オ 認可外保育施設の質の確保・向上（一部再掲） 29億円（40億円）
認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

《2020（令和2）年度予算案の主な内容》

○保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】（再掲）

○認可外保育施設改修費等支援事業【新規】

認可外保育施設の指導監督基準について、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

② 子ども・子育て支援新制度の実施

※内閣府予算

- ア 子どものための教育・保育給付（説明資料及び詳細版資料（重点事項）3参照）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るとともに、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善を実施する。

さらに、子ども・子育て会議における「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議）を踏まえ、公定価格の設定方法について「積み上げ方式」を維持するとともに、①土曜日に閉所した場合の減算の見直し、②地域区分の見直し、③栄養管理加算の拡充、④チーム保育推進加算の要件緩和等の見直しを行うこととしている。

- イ 地域子ども・子育て支援事業

○延長保育事業

夜間保育所が夜間の延長保育（22時以降）を実施する場合の補助基準額を拡充する。

○一時預かり事業

在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることはないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図るため、利用児童数900人未満の施設の補助基準額の充実を図るとともに、利用しやすいシステムの導入支援や障害児や多胎児を預かる場合の加算措置等を新たに実施する。

I. 処遇改善

- ・ 利用児童数900人未満の施設の補助基準額を拡充
配置基準を満たす職員配置が可能となるよう、特に運営の厳しい年間延べ利用児童数900人未満の施設について、実勢に見合った補助基準額に充実するため、職員2人分の人件費＋事業費等を基本分単価として設定する。
- ・ 利用児童数に応じた補助基準額の設定
年間延べ利用児童数が3,900人以上で補助基準額が据え置きとなっている区分について、20,000人の区分まで段階的に補助基準額を設定するとともに、それ以降は別途協議とする仕組みを導入する。

II. 0.3兆円超メニュー「一時預かり事業の充実」

一時預かり事業の充実中、「保育所以外の施設について事務経費を措置」について、賃借料や、予約、利用料徴収等の事務のための非常勤職員等事務経費を追加する。

III. 特別支援加算の創設

職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎育児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るため、障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設する。

その他、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加する。

また、令和元年度補正予算案により、一時預かり事業所において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムに係る導入費用の一部を補助する。

- ウ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の推進
「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の

保育を支援する。

- ・企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(2) 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充について (関連資料71参照)

今般の無償化を契機に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設に係る保育に従事する者に関する基準を見直したことに加え、原則年1回以上の集団指導を行うこととされている。

これを踏まえ、令和2年度税制改正において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設において行われる保育に係る利用料を非課税とすることとした。なお、この非課税措置については、令和2年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

運用の詳細については、今後、別途通知する予定。

(3) 保育所等における交通安全対策について (関連資料72、73参照)

① 緊急安全点検

幼稚園や保育所等周辺の交通安全対策を行うため、昨年6月に園児の散歩道の危険箇所の抽出を都道府県や市町村に依頼し、10月末までに各施設の所管省庁に点検結果を報告することとしていた。昨年末に開催された関係閣僚会議において、内閣府から点検結果の取りまとめの中間報告がなされた。各自治体におかれては、点検の実施及び結果報告にご協力いただき感謝申し上げます。

② キッズ・ゾーン

小学校や幼稚園周りの交通安全対策を行う「スクール・ゾーン」に準じ、保育所周りの「キッズ・ゾーン」を創設し、昨年11月に都道府県や市町村の保育担当部局に向け通知を発出したところである。また、警察庁や国交省からも同旨の通知等が同月に県警や道路管理者に対し発出されている。各自治体におかれては、都道府県警察や

道路管理者等と協力の上、交通安全対策を行っていただくようお願いする。

(4) 保育事故防止に係る安全対策の強化について

(関連資料74参照)

保育施設等における事故防止の取組を推進するため、これまで、内閣府等とともに、死亡事故等の重大事故の予防や事故発生時の対応に関するガイドラインの作成及び周知を行ってきた。

平成30年11月には、総務省行政評価局より当省及び内閣府に対し、「子育て支援に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告があり、保育施設等における重大事故対策や、それに関する監査の実施方法等に対して行政評価の視点から指摘があったところである。

重大事故の発生防止と事故発生時の適切な対応の徹底を図るため、各地方自治体におかれては、引き続き、保育施設等への周知をお願いしたい。

平成29年度からは、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修を実施するための費用の一部を補助する事業を行っており、重大事故の発生や再発防止に取り組んでいるところである。

また、令和2年度予算案では、子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回支援指導員を対象とした研修の内容に園外活動時における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導員の内容に園外活動等における安全対策の実地指導等を加えることとしており、各地方自治体におかれては、本事業を活用し巡回支援指導員を積極的に配置するようお願いしたい。

なお、巡回支援指導員については、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたい。

さらに、令和2年度予算案において、睡眠中の重大事故が発生しやすい場面において、事故防止のために活用できる機器を購入した場合の経費の一部を補助する事業を計上するとともに、令和元年度補正予算案において、認可外保育施設における保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる事業を計上している。

各自治体におかれては、これらの事業の積極的な活用により、事故防

止に関する知識の普及やガイドラインの普及とともに、保育施設等への適切な指導・立入調査の実施、安全な保育環境の整備等に努めていただくようお願いしたい。

(5) 今年度実施している各種調査研究の検討状況等について

今年度において、次のような調査研究事業を実施しており、現在の状況及び今後の見通しについてはそれぞれ以下のとおりである。

① 保育所等における自然災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究

保育所における臨時休園については、平成30年に総務省行政評価局から、臨時休園の実施基準の設定に係る考え方を整理し自治体に提示することや、実施基準の設定の検討を自治体に要請することを内容とする勧告がなされたところである。

厚生労働省としては、臨時休園に関する課題や考え方について整理することを目的として、調査研究を実施している。この中で、

- ・既に臨時休園の基準を策定している自治体へのヒアリングにより個々の事例の詳細を把握するとともに、
- ・自治体や保育関連の有識者により、臨時休園に関する考え方・判断基準や課題についての整理を行っており、

令和元年度中に報告書を取りまとめることとしている。

② 保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究

一昨年の入管法改正法の成立により、今後、更なる外国人の子どもの増加が見込まれる。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）を受け、調査研究において、

- ・外国人比率の高い自治体等を中心に、市町村における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集やヒアリング
- ・当該地域の保育所等における、外国籍等の子どもの受入状況や、施設における子どもの受け入れや保護者対応に係る工夫について収集等を行うこととしており、

令和元年度中に報告書を取りまとめ、好事例の横展開を行うこととしている。

③ 保育所の指導監査における効果的・効率的な取組に関する調査研究

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月

25日閣議決定)等において、事業者等の負担軽減の観点から、都道府県等による保育所に対する指導監査の効率的かつ効果的な実施の取組みを検討することとされた。

これを受け、保育所、自治体、学識者からなる研究会を立ち上げるとともに、各自治体から指導監査の効率的な実施に向けて実施している取組事例や、それに対する保育現場からの意見等を収集したところである。今後、自治体による取組の事例集を、令和元年度中に報告書として取りまとめることとしている。

④ 保育士の業務の負担軽減に関する調査研究

厚生労働省としては、「2040年を見据えた社会保障・働き方改革本部」(厚生労働省に設置。本部長は厚生労働大臣)における医療・福祉サービス改革プランにおいて、福祉分野における業務フローの分析を踏まえた業務の負担軽減と効率化に向けたガイドライン(生産性向上ガイドライン)の作成、文書量削減に向けた取組等を行うこととしている。

保育士の業務の負担軽減を図るに当たっては、保育業務の書類の様式の標準化・ICT化や保育補助者等の活用が有効であると考えられるため、保育施設において保育士が作成している保育業務の書類作成や保育士の勤務実態に関する調査研究を実施し、その実態を踏まえ、検討会において、保育士業務の負担軽減に関する方策を議論しているところである。今後、令和元年度中に報告書を取りまとめることとしている。

(6) 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)において、以下の項目等が盛り込まれており、今後所要の対応を行うこととしている。

- ・ 保育士等が行うことができる喀痰吸引等の特定行為の対象に在宅酸素療法の管理を追加することについては、専門的見地や現場の実情、必要性等を踏まえた保育所における医療的ケア児の受入れに係る調査を行った上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・ 里帰り出産等における一時預かり事業の実施については、里帰り先の市町村（特別区を含む。）が適当であると判断した場合、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とすることが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金の対象になること等を、地方公共団体に令和元年度中に通知。

（7）保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの改訂について

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」については、改定保育所保育指針（H29.3告示、H30.4適用）の第3章「健康及び安全」においてアレルギー疾患を有する子どもの保育に関する記載の充実が図られたことや、アレルギー疾患対策に関する関係法令の制定等及び保育所におけるアレルギー対応の状況や最新の知見などを踏まえるとともに、保育の現場において保育士等が活用する上での実用性に留意し、有識者による検討会において見直しの検討を行い、平成31年4月に改訂を行った。さらに、本ガイドラインが保育現場で積極的に活用されるよう、研修資料等を作成するとともに、今後リーフレット及びポスターの作成を予定している。

（8）保育所における自己評価ガイドラインの改訂について

「保育所における自己評価ガイドライン」（平成21年3月）については、保育所保育指針の改定等を踏まえ、平成30年5月より開催されている「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」において「保育の振り返りを通じた質の確保・向上」が検討課題の一つとして示されたことを受け、同検討会の下に設置された作業チームにより見直しが行われ、令和元年5月に改訂版の試案が公表された。現在、複数の保育所等の協力を得てこの試案に基づく試行検証を実施しているところであり、令和2年度からの改訂版適用に向けて、試案の内容の精査及び保育現場での活用を資するハンドブックの作成を進める予定である。

2. 児童健全育成対策等について

（1）放課後児童クラブについて

① 認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事等が行う研修」（認定資格研修）を修了しなければな

らないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県等認定資格研修講師養成研修を実施しており、令和2年度も引き続き本研修を実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、自治体担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県等認定資格研修の実施（関連資料75参照）

認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等についての共通の理解を得ることを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等」を設けているが、当該都道府県等内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

認定資格研修の受講希望者が多い自治体においては、受講人数枠及び研修回数を拡大するなど、地域の実情に応じた適切な研修実施に努めていただきたい。

各都道府県における実施方法、実施内容等を把握するため、例年同様、令和元年度における研修の取組状況等を調査することとし、追って正式に依頼するので、ご協力をお願いしたい。

③ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わるこ

とが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成（平成29年3月31日）した。当該運営指針解説書を活用いただき放課後児童クラブの質の確保に努めていただきたい。

④ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を发出しているので、ご了解願いたい。

○ 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）において、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高

い場合

- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 児童が障害を有する場合
- ・ 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

○ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を記載した事業計画を定め、提供体制を計画的に確保することが求められており、市町村は、放課後児童健全育成事業等の実施状況や利用状況を把握することが必要となっている。

これを踏まえ、市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、利用申込み先及び利用決定機関については、可能な限り市町村とすることが考えられる。また、地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合についても、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが望ましいので、ご了解願いたい。

⑤ 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針について

社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合、現行は、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けることができないが、関係通知を改正し、これを可能とする。当該通知については、年度内に発出し、令和2年4月1日から適用することを予定しているので御了解願いたい。

○「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）（抄）

社会福祉法人の資産要件（25条）について、既設法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととし、令和元年度中に「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平12厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長）を改正する。

（2）利用者支援事業について

① 利用者支援事業の運営について（関連資料76参照）

利用者支援事業は、保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

このうち、基本型は、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものである。また、特定型は、待機児童等の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するものである。さらに、母子保健型は、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や情報の共有化を図りながら、必要に応じて支援プランを策定するなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施することとしている。

このため、「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や夜間・休日の時間外相談等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 加算事業について（関連資料76参照）

利用者の視点に立った機能強化を推進するため、令和2年度予算案において、以下の加算事業等を計上しており、積極的にご活用いただくようお願いしたい。

ア 多言語対応加算

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12

月25日関係閣僚会議決定)において、「外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。」とされていることから、令和元年度より、利用者支援事業で、通訳者の配置や通訳タブレットサービス等の利用により外国人子育て家庭等に対してもきめ細やかな支援を行う場合に加算することとしている。

なお、令和元年12月20日関係閣僚会議決定において改訂された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」においても、上記取組については引き続き推進するとされている。

イ 特別な配慮が必要な子育て家庭等への対応加算の創設

障害児など特別な配慮が必要な子育て家庭等に対して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、利用者支援事業所に、障害児などへの支援に関する専門的な知識・経験を有する職員を配置した場合の加算を新たに計上している。

③ 整備費について

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」(ハード交付金)
- ・「子ども・子育て支援交付金(開設準備経費)」(ソフト交付金)

にて実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金(開設準備経費)」については、利用者支援事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入にかかる支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

④ 多胎育児家庭等の個別支援が必要な家庭への対応について

多胎育児家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、

社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、例えば、両親学級、乳幼児健康診査等に出向いての相談や情報提供等、個別支援が必要な各家庭の実情に応じた支援を行うよう、本事業も活用いただきながら対応をお願いしたい。

(3) 地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の運営について（関連資料77参照）

現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、3歳未満児のいる家庭の約6～7割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て家庭の親とその子ども（以下、「子育て親子」という。）が気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 加算事業について（関連資料77参照）

地域子育て支援拠点事業の更なる機能強化を推進するため、令和2年度予算案において、以下の加算事業を計上しており、積極的にご活用いただくようお願いしたい。

ア 特別な配慮が必要な子育て家庭等への対応加算の創設

障害児や多胎児を持つ家庭など特別な配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、地域子育て支援拠点事業所に、専門的な知識・経験を有する職員を配置等した場合の加算を新たに計上している。

イ 職員の資質向上のための研修受講機会の確保加算の創設

不安を抱える子育て家庭等に対して適切・効果的な相談・支援

が行われるよう、職員の資質向上を図るために職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合の加算を新たに計上している。

③ 整備費について

地域子育て支援拠点の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」（ハード交付金）
- ・「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」（ソフト交付金）
- ・「児童虐待・DV対策等総合支援事業」（ソフト交付金）

において実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡大したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」については、地域子育て支援拠点事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入、及び開設前月分の賃借料にかかる支援に対して必要な予算を計上したところである。

さらに、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」については、既に開設している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入にかかる費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

④ 地域子育て支援拠点従事職員等資質向上研修事業について

（関連資料78参照）

地域子育て支援拠点事業の職員研修については、

- ・ 地域子育て支援拠点の管理者及び指導的立場の職員を対象とした実践的研修として「地域の人材による子育て支援活動強化研修」
【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。令和元年度は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が受託）】
- ・ 地域子育て支援拠点に新たに従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」
【実施主体：都道府県、市町村】

- ・ 地域子育て支援拠点の中堅職員に必要となる知識・技能等の取得等資質の向上を図るための研修として「職員の資質向上・人材確保等研修事業（地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業）」

【実施主体：都道府県、市町村】

の実施にかかる費用に対して必要な予算を計上しているため、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただくようお願いしたい。

⑤ 多胎育児家庭等の個別支援が必要な家庭への対応について

多胎育児家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、例えば、個別家庭を訪問等しての相談や情報提供等、個別支援が必要な各家庭の実情に応じた支援を行うよう、本事業も活用いただきながら対応をお願いしたい。

（４）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について

① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（関連資料79参照）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援などの多様なニーズへの対応を図る事業である。

このため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や土日実施等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 加算事業について（関連資料79参照）

ファミリー・サポート・センター事業の更なる機能強化を推進するため、令和2年度予算案において、以下の加算事業を計上しており、積極的にご活用いただくようお願いしたい。

ア 外出困難な家庭への対応の充実（創設）

子どもの預かり前に実施するアドバイザー、提供会員、依頼会員の事前打合せについて、外出することが困難な多胎児や障害児のいる家庭等に、アドバイザー、提供会員が訪問して事前打合せを行った場合の加算を新たに計上している。

イ 支部設置加算の対象拡大

現行、政令指定都市に認められている支部設置加算について、より身近な場所において事業を実施することができるよう、令和2年度から会員数2,000人以上の市区町村を対象を拡大することとしている。

③ 援助希望者及びアドバイザーの資質向上等について

（関連資料79参照）

ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たっては、子ども・子育て支援交付金の対象か否かに関わらず、預かり中の子どもの安全確保のため、援助希望者の質の確保・向上を図るための取組等が適切に行われることが重要であることから、令和元年度より、会員の数に関わらず、事業の実施に当たり必要な基本的事項について、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実施について」（令和元年9月20日付け子発0920第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）において示していることから、事業の実施に当たってはご留意をお願いしたい。特に、預かり中の子どもの安全対策等のため、AEDの使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとした。また、これらの講習の少なくとも5年に1回のフォローアップ講習についても、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしたことから、適切な講習実施についてお願いしたい。

なお、令和2年度予算案では、引き続き子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費において、提供会員等への講習経費やアドバイザー向け研修経費を助成対象とし、都道府県・市町村へ補助することとしているので、ご活用いただきたい。

④ 事故報告等について

児童福祉法施行規則に基づき、市町村には、本事業に関わる事故の把握及び都道府県への報告が義務づけられていることから、引き続き、提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置を講ずるようお願いする。なお、重大事故については、引き続き国への報告をお願い

いする。

また、児童福祉法施行規則において、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されていることから、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いします。

(5) 児童厚生施設について

① 児童館の運営について

児童館については、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」(平成30年10月1日子発1001第1号)において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性を提示している。

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館の運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して周知を図られたい。

また、児童館ガイドラインにおいては、下記の通り具体的な活動内容を示している。

<児童館の活動内容>

- | | |
|------------------|------------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③子どもが意見を述べる場の提供 | ④配慮を必要とする子どもへの対応 |
| ⑤子育て支援の実施 | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| ⑦ボランティア等の育成と活動支援 | ⑧放課後児童クラブの実施と連携 |

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

虐待の発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取組を進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参加が期待される所であり、各地域での児童館の積極

的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

② 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

ア 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

イ 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

③ 児童館等に従事する者の人材育成について

ア 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取組を進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度においては、令和2年2月2日(日)に開催することとして

おり、令和2年度においても同様に実施する予定である。詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

イ 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後児童対策として子どもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

児童館ガイドラインの普及啓発も含め、すべての子どもを対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

④ 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年5月設置。以下「専門委員会」という。）では、15回にわたって、児童館等における遊びのプログラム等の普及啓発や開発についての検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行っている。

専門委員会における検討内容及び結果は、「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について」（平成30年9月20日）として報告書にまとめられている。（URL； <https://www.mhlw.go.jp/content/000359262.pdf>）

専門委員会は今後も継続し、本報告書で示された課題等も踏まえ、遊びのプログラム等の普及啓発や開発、今後の地域の児童館のあり方等について引き続き検討していく予定である。また、令和2年度予算案においても、引き続き「児童館等における遊びのプログラム等の開発・普及」に係る経費を計上し、これまでの成果を踏まえ、さらに各地域の児童館等での遊びのプログラム等の普及・浸透を図ることとしている。

⑤ 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費

相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

(6) 児童委員・主任児童委員について

① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化、児童虐待、いじめ、少年非行、子どもの自殺や貧困等、子どもや家庭をめぐる課題が複雑かつ深刻化している。また、都市化に伴う地域のつながりの希薄化等が課題となっており、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。このような状況の中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援をボランティアとして行う児童委員・主任児童委員への期待は高まっているが、一方、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民や関係機関における理解・浸透が十分ではないことが課題となっている。

乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、児童委員・主任児童委員が地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役として活躍できるよう、各自治体におかれては、活動環境の整備について一層のご協力をお願いしたい。

② 関係機関との連携について

児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・支援活動の他、関係機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所等）との連携、子どもの健全育成のための地域活動（児童館、子育てサークル、子ども会等）の援助・協力など、情報の共有を含めた地域との関係づくりが必要である。児童委員の中から指名される主任児童委員は、関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整や援助・協力などの活動が求められている。児童相談所や学校等の関係機関と顔の見える関係をつくり、地域の子どもやその家庭の実情を把握することで、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、児童虐待の発生予防・早期発見を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されている。

特に、虐待を受けている子どもをはじめとする要支援児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方

を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、要保護児童対策地域協議会の構成員として児童委員・主任児童委員の積極的な参加が求められる。児童委員・主任児童委員が要保護児童対策地域協議会の構成員となることで、児童福祉法第25条の5に基づく守秘義務が課せられ、支援対象児童等に関する情報の共有と支援方策に係る協議・対応の円滑化が期待できる。なお、児童福祉法第25条の3に基づく資料又は情報の提供や必要な協力は、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当し、法令違反には当たらないので留意されたい。

また、就学中の子どもに関しては、学校だけでは抱えきれない課題や問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教諭と児童委員・主任児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できるため、行政において児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員と学校関係者が協力・連携して子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことができる環境づくりに努めていただきたい。

各自治体におかれては、児童委員の職務が円滑・適切に遂行されるよう、児童福祉施策等に関する知識や対人援助技術等の習得、守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則規定（児童福祉法第61条の3）に関すること、子ども家庭支援に関する関係機関との情報の交換・共有を含む役割や連携のあり方などをカリキュラムに盛り込んだ児童委員・主任児童委員向け研修を計画的に企画・実施していただくようお願いしたい。

③ 令和2年度における地方交付税措置の拡充について

児童委員・主任児童委員については、昨今の児童虐待相談対応件数の急増や虐待死亡事案等への対応として、見守りや行政機関とのつなぎ役としての役割が一層期待されている。

このため、民生委員・児童委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度から、民生委員・児童委員の活動費に対する地方交付税措置を次のとおり拡充することとしているので、各自治体においても、こうした状況を踏まえ、民生委員・児童委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の見直しについて、特段のご配慮をお願いしたい。

【令和2年度地方交付税・活動費単価（案）】

- ・ 民生委員・児童委員活動費 一人当たり 60,200円（年額）
- ・ 地区民生委員協議会活動推進費 一か所当たり 250,000円（年額）

(7) 児童福祉週間について

① 趣旨について

子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定め、国、都道府県、市区町村等が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

② 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（令和元年9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき御礼申し上げます。当該期間中、2,829点の応募があり、選考の結果、次の作品を令和2年度の児童福祉週間の標語に決定した。

<令和2年度児童福祉週間標語>

やさしさに つつまれそだつ やさしいところ

きたざわ かな
北澤 佳奈さん（和歌山県 13歳）

この標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知するとともに、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

(8) 児童福祉文化財について

① 推薦について

児童福祉文化財とは、子どもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子どもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、社会保障審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。推薦は、昭和26年から毎年行われており、平成30年度には、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で51作品が推薦された。

② 広報・啓発について

厚生労働省では、児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」にまとめ、その一覧をホームページに掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介する「子どもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。令和2年度においても、子ども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等に広く周知していただくようお願いしたい。

③ 文化芸術に関する施策の推進について

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）により、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）を定めた。文化芸術推進基本計画の期間は、2018年度から2022年度までの5年間（第1期）とし、4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）と6つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定め、その中に、児童福祉文化財等が盛り込まれている。各地方公共団体においても、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めることとされていることから、地域の特性を活かした文化芸術推進に積極的に努められたい。

（9）地域共生社会について

（関連資料81参照）

地域共生社会の実現に向けては、現在社会・援護局を中心に、市町村における地域生活課題に係る包括的な支援体制の整備促進を図るため、介護、障害、子ども、生活困窮の属性ごとの支援ではなく、全地域住民を対象として必要な支援を行う新たな事業を設けるとともに、当該事業に取り組む市町村に対しては、国等の補助について事業別の縦割りでなく一括で交付するものとする内容とする社会福祉法等の改正に向けた検討が進められている（第201回通常国会に法案提出、施行は令和3年4月見込み）。子ども家庭局の事業で、一括交付の対象となるものとしては、利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業が想定される。

3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

(関連資料82・83参照)

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じており、令和2年度当初予算案では、

- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づく一時保護所の環境改善・体制強化等に向けた整備費の充実
- 一時預かりの受け皿整備を推進するため、一時預かり事業を行う施設の整備費の創設
- 母子保健法の一部改正を踏まえた産後ケア事業を行う施設の整備費の創設

について拡充を行う予定である。

また、近年多発する自然災害を踏まえ、児童福祉施設等における防災・減災対策を推進していく必要がある。このため、政府においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を取りまとめ、児童福祉施設等の耐震化等の整備を推進してきたところであり、令和2年度当初予算案においても所要の財源を計上している。

加えて、昨年台風第15号・第19号等では、停電・断水によりライフラインが長期間にわたって途絶し、一部の施設においては運営が困難な状況となった。このことを踏まえ、政府は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）を取りまとめ、福祉避難所の指定を受けた児童福祉施設等に対して、長期間の停電・断水に対応できる十分な容量のある非常用自家発電設備・給水設備の設置を支援することとしており、令和元年度補正予算案において所要の財源を計上している。なお、令和2年度当初予算案においては、福祉避難所の指定の有無に関わらず、すべての児童福祉施設等に対して、同様の支援を行うこととしている。

各都道府県等におかれては、これらの予算等を有効に活用し、児童福祉施設等の施設整備を推進するとともに、防災・減災対策を着実に進めて頂きたい。

なお、令和2年度の整備計画における本交付金に係る協議等の手続については、追ってお知らせする予定である。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

令和2年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価については、昨今の資材費及び労務費の動向等を反映し、9%増の改定を行う予定（※）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

※補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（内閣府計上）

③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、令和2年度も引き続き実施するほか、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備等に係る融資条件の優遇措置の拡充を予定しているので、ご了知願いたい。

（継続分）

- 母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る融資条件の優遇措置
- 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置
- 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の防災・減災等に係る整備事業の融資条件の優遇措置
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

（新規・拡充分）

- 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置を創設（社会福祉施設等の防災・減災等に係る整備事業の融資条件の優遇措置の拡充）（令和元年度補正予算案で対応）
- 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充（令和2年度予算案で対応）

④ 木材利用の促進及びCLTの活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされており、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を

図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、CLT活用促進のための取組を政府として行っているところである。

このため、児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただきたい。

⑤ しっくい塗りの活用について

平成31年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（※）の「15章左官工事」において、しっくい塗りに関する具体的な内容が盛り込まれており、児童福祉施設等の整備においても当該仕様の選定が可能となっているので、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

なお、令和2年4月に、一般社団法人日本左官業組合連合会において、しっくいの魅力や性能等を紹介するしっくい専門のホームページ「しっくい丸わかり大辞典」を開設する予定となっているので、ご参照いただきたい。

※ 国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための統一基準として制定したもの。

（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_seibi_h28hyoujyun.html

⑥ 社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定について

インフラ老朽化対策については、平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。）において、今後、老朽化が進行した公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省では、施設の維持管理等を着実に推進する

ため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらに、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、令和2年度末までに「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進することとしている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に定められた「新経済・財政再生計画」にのっとり改革を着実に推進するため、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）では、個別施設計画の策定率を2020年度末までに100%とすることを掲げている。

一方、公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」の策定率は、平成31年3月末日時点で28%と低調な状況であるため、厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引を作成し、通知したところであるので、各地方公共団体においては、本手引を活用しながら、速やかに個別施設計画の策定を進めていただくようお願いしたい。

その上で、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等をお願いするとともに、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（指定都市、中核市を除く）に周知されたい。

⑦ 社会福祉施設等の防災対策について

ア 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となっているので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

※児童福祉施設等のうち報告対象となっている施設

助産施設及び乳児院のうち、以下のいずれかに該当するもの

を建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

(ア) 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合

(イ) 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合

(ウ) 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

イ 社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあっては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

ウ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、水害・土砂災害、地震など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用

均等・児童家庭局総務課長通知)により、特に留意すべき事項をとりまとめているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いするとともに、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いする。

エ 児童福祉施設等の耐震化の推進について

児童福祉施設等の耐震化状況については、平成30年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果によれば、平成29年3月時点の耐震化率88.8% (5.7万棟/6.4万棟)であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。

特に、自力避難が困難な乳幼児等の利用する施設など、子どもの安全を確保する観点からできる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」においては、社会福祉施設等の耐震化率を2020年度までに約95%まで向上することを達成目標としており、来年度は当該対策の最終年度であることから、各都道府県等におかれては、耐震化が図られていない児童福祉施設等に対し、積極的に次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金の活用や融資制度等の情報提供、助言を行うなど、計画的な取組の推進をお願いする。

オ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成27年8月20日27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知)により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正

され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

カ 災害発生時における被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、被災状況を迅速かつ正確に把握できるよう、平時からの体制構築、関係機関との連携強化に向けた取組の推進をお願いしているところであるが、近年自然災害が多発しており、昨年台風第15号・第19号等では、停電・断水によりライフラインが長期間にわたって途絶し、被災状況の把握に時間を要したケースも発生していることから、より一層の取組の強化をお願いしたい。なお、令和元年度補正予算案において、災害発生時の被災状況等を社会福祉施設等が直接入力し、

国・地方公共団体が一元的に確認できるシステムを構築する予定であるので、予めご了承ください。

キ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑧ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」(平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」(平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起をしているところであるが、昨年もアスベストが使用されている児童福祉施設等において不適切な工事が行われた事例が見受けられた。このため、昨

年8月に児童福祉施設等の整備におけるアスベスト対策の徹底について事務連絡を発出し、児童福祉施設等の改築や大規模修繕等の工事を行う際には、上記通知の内容に加え、

- 工事着工前の石綿障害予防規則等の法令に基づく措置状況の確認
- 児童が施設を利用していない時間帯での工事の徹底

などの必要なアスベスト対策について改めて万全を期すよう依頼したところであるため、児童福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方をお願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については保育所等整備交付金）の交付対象となっていることから、これらの補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

⑨ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

⑩ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測される場所。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進してい

ただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成28年熊本地震においても、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが185箇所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

《参照通知》

- ・ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について（依頼）（平成30年2月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、経済産業省産業保安グループガス安全室）

（2）児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組や第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 社会福祉施設の運営費については、不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成29年12月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000187294.pdf>
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、

障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査は、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保のため、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、児童の安全確保、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止等を図るものであり、引き続き適切な指導監査及び指摘事項に対する改善状況の確認等に努められたい。

特に、児童福祉施設等に対する指導監査については、児童福祉法施行令の規定により、年1回以上の実地検査を行うこととされていることを踏まえた適切な対応をお願いしたい。

なお、保育所等については、保育所等が遵守・留意すべき内容や、死亡事故等の重大事故防止に関する助言・指導を行う巡回支援指導員の配置を支援する事業を実施している。指導監査の実施率の低い自治体をはじめ、各自治体におかれては、巡回支援指導員を積極的に活用いただき、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に報告し、情報共有を行うとともに、問題が認められた保育所等について優先的に実地監査等を実施するなど、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図ることで適切な実地監査等の実施につなげていただくようお願いする。

また、社会福祉法人指導監査との連携については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」(平成29年9月26日府子本第762号、29文科発第868号、子発0926第1号、社援発0926第1号、老発0926第1号)を踏まえ、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきたい。

④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、

事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、令和2年度予算案においても、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金や保育所等整備交付金等において、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としたところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連名通知）
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成30年6月8日府子本第649号、30初幼教第9号、子少発0608第1号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長連名通知）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

⑤ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのア

アレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了解いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いします。

《参照通知等》

- ・「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

（3）令和元年台風第15号・第19号等により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について

（関連資料84参照）

令和元年台風第15号・第19号等への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害から速やかな復旧を図り、もって施設入所児童等の福祉を確保するため、令和元年度補正予算案において、被災施設の施設復旧及び設備復旧に要する費用37.4億円を計上したので活用をお願いします。

（4）東日本大震災により被災した子どもへの支援について

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施しており、「復興・創生期間」の最終年度である令和2年度においても、必要な施策を確実に実施するための予算を確保しているので、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援を着実に進めていただくようお願いします。

また、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針が昨年12月20日に閣議決定され、復興・創生期間後における復

興の基本的方向性が示されたところであり、このような状況も見据えながら、施策の推進を図っていただくようお願いする。

(被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業)

- ① 子ども健やか訪問事業
- ② 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③ 遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤ 児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥ 保育料等減免事業

4. 児童虐待防止対策の強化について

(1) 乳幼児健診未受診者等の状況確認等の実施について

① 乳幼児健診未受診者等の状況確認について

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、各市町村に対し、乳幼児健診未受診、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの把握及び状況確認を行い、その実施状況の調査をしているが、令和元年度以降も継続的に実施することとしている。

こうした子どもやその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、

- ・ 当該子どもの存在を把握した場合は、迅速に要保護児童対策地域協議会において情報共有し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問や情報収集などを実施し、状況確認に努めること
- ・ 子どもの安全確認を実施した際に、支援が必要と認められる場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、継続的に見守り等が行えるようにするため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

に留意しつつ、調査に対する報告時点で状況確認に至っていない子どもも含め、引き続き、当該子どもの把握及び状況確認に取り組んでいただきたい。

② 安全確認等の調査結果について

(関連資料85参照)

児童相談所において在宅指導している虐待ケースの安全確認については、昨年2月に決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」に基づき、昨年6月1日時点の児童相談所において在宅で指導している全ての虐待ケースについて安全確認を行っていただいた。

また、ネグレクト事案における緊急一斉点検については鹿児島県出水市で4歳女兒が亡くなった事案を受け、昨年9月1日時点のネグレクトを主の要因として児童相談所において在宅で指導しているケースについて安全確認を行っていただいた。

今般、両調査ともに結果を取りまとめたので、ご協力いただいた各自治体に感謝申し上げます。

なお、関連資料に結果を掲載しているので、ご参照いただきたい。

(2) 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について

(関連資料86参照)

「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」(令和元年7月4日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)において示したとおり、本来、大人が担うような家族の介護をすることで自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもであるヤングケアラーについて、その概念を認識している要保護児童対策地域協議会は3割弱にとどまっており、認識していても、当該子どもの生活実態を把握しているのは半数程度であることが明らかとなった。要対協調整機関は、構成機関に対してヤングケアラーの概念を周知し、実態把握に努めるとともに、新規のケース登録を検討する際などにはヤングケアラーではないかという観点を持つよう留意されたい。

また、支援方針を策定する上で、家族に要介護者等がいる場合には、高齢者福祉、障害者福祉部局などの関係部署と連携し、適切な支援につなげていくよう留意されたい。

(3) 児童虐待防止推進月間における取組及び令和2年度全国フォーラムの開催について

(関連資料87参照)

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

令和元年度においては、関係府省庁、関係団体等とも協力し、

- ・ 全国から募集した「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品や児童相談所全国共通ダイヤル「189」について掲載したポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ 新聞突き出し広告、政府広報ラジオ等の活用による広報
- ・ 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ（室内照明を活用し、庁舎窓ガラスにオレンジリボンを浮かび上がらせる取組）等の取組を実施した。

また、令和2年度においては、児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生労働省が主催、関係自治体が共催となって毎年度実施している「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を令和2年11月7日（土）及び8日（日）に高知県高知市において開催する予定である。

各自治体においては、来年度も引き続き、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」への積極的な参加を始め、児童虐待防止推進月間の各種取組への協力をお願いする。

（4）子ども虐待防止に係るポスターコンテストの実施について

（関連資料88参照）

児童虐待防止対策の象徴であるオレンジリボン運動への理解を広めるため、厚生労働省が後援し、認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが主催している「子ども虐待防止オレンジリボン運動公式ポスターコンテスト」は、広く国民から啓発ポスターのデザインを募集するものであり、令和2年度も開催されるところ、現在、作品募集中であることから、各自治体においても同ポスターコンテストについて広く一般に呼びかけていただきたい。

5. 社会的養育の充実について

（1）令和2年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて

（関連資料62参照）

令和2年度予算案における児童入所施設措置費等については、①小規模かつ地域分散化の更なる推進、②里親養育への支援の充実、③自立に向けた支援の強化等を図るため、

- ア 児童養護施設の小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の更なる充実（子ども：職員＝6：4 → 最大6：6（※））
※積極的に里親委託の実施や多機能化・機能転換を図っている施設の場合

- イ レスパイトケアを行った施設に対する補助額について、2歳未満

の子どもを預かった場合の単価を拡充。

ウ 里親手当について、手当額に庁費相当分を上乗せするとともに、複数人の子どもを養育する場合の2人目以降の手当額を拡充。

エ 児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置（※）し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。※アフターケアの対象者が一定数以上の場合。

オ 施設機能強化推進費の適用がない里親、ファミリーホーム、自立援助ホームにおける防災対策の強化のため、職員等への防災教育、訓練の実施及び防災用具の整備に要する費用を支弁。

カ 自立援助ホームに入居している児童が、特別支援学校高等部に通う場合についても、児童養護施設等と同様に教育費を支弁する。

キ 一般家庭の実態を踏まえ、入進学支度金及び入学時特別加算費を増額する。

を盛り込んでいる。詳細については追ってご連絡する。

また、児童養護施設等の職員配置の改善（児童養護施設5.5:1→4:1等）については、引き続き、措置費の保護単価を段階的に設けることとしているが、職員配置の最低基準引上げについては、施設における職員配置状況等をみながら、今後、省令等の改正を予定している。これを踏まえ、社会的養護を担う施設職員の積極的な職員配置の改善に努められたい。

（2）社会的養育を担う人材確保について

（関連資料62参照）

児童養護施設等の職員の人材確保に向けて、技能・経験に応じた処遇改善や合計6%の処遇改善等を行ってきたところであり、各都道府県におかれては、引き続き、各施設に対し処遇改善の実施を促していただきたい。

また、職員の人材確保のためには、給与等の処遇面の改善に加えて、業務負担の軽減策を合わせて講じていくことが重要であることから、令和元年度に「児童養護施設等体制強化事業」を創設したところである。令和2年度予算案では、児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とするほか、夜間業務等の業務負担軽減のため補助者等を雇い上げる場合の費用の補助を盛り込んでおり、当該事業の積極的な活用をお願いしたい。

なお「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」も引き続き計上しており、各都道府県におかれては、職員の人材確保や人材育成に向けて、これらの事業の積極的な活用をお願いしたい。

(3) 里親制度・特別養子縁組制度の広報啓発について

(関連資料89参照)

厚生労働省では、里親制度に対する社会的認知を高め、より一層の推進を図るため、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施している。

令和元年度においては、関係団体等とも協力し、

- ・ ポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
 - ・ 新聞広告及びインターネットによる広報活動
 - ・ 政府広報（Twitter、Facebook、各種広報誌）による広報活動等
- の取組を実施した。

なお、里親月間に合わせ、厚生労働省と関係団体が主催して毎年度実施している「全国里親大会」について、令和2年度は、徳島県徳島市で10月3日（土）、4日（日）に開催する予定である。

加えて、特別養子縁組制度についても、新聞広告（令和2年1月4日）や特設サイトによる広報・啓発活動を行っている。

各自治体におかれても、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発に向けて、地域の実情に応じて創意工夫を凝らした広報活動を展開するなど、積極的な取組をお願いする。

里親の認知度については、「聞いたことがある」程度の認識である者が多く、まずは里親制度についての情報の発信が必要である。このため、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発においては、広く一般市民が養育里親に関する情報に日常生活の中で触れる機会を数多く作り、里親制度に関心を持つきっかけを作ることが重要である。

また、登録里親を増加させるには、従前より幅広いターゲット層に対し、それぞれの特徴を捉えて戦略的なアプローチを行う必要がある。

そして、里親に関心を持った層に対しては、経験者の体験を共有する機会を持つことや、短期間のみの養育もあることの周知、サポート体制などの説明を通じて、里親になることの不安や負担感を軽減することが効果的であると考えられる。

6. ひとり親家庭等自立支援施策について

(1) 児童扶養手当について

(関連資料66・90参照)

① 令和2年度の手当額について

令和元年の消費者物価指数が対前年比+0.5%となったことから、

法律の規定に基づき、+0.5%の引き上げを予定しているので管内市町村に対する情報提供をお願いする。

<本体月額>

	(令和元年度)		(令和2年度)
全部支給	42,910円	→	43,160円 (+250円)
一部支給	42,900円	→	43,150円 (+250円)
	~10,120円		~10,180円 ~+60円)

<第2子加算月額>

	(令和元年度)		(令和2年度)
全部支給	10,140円	→	10,190円 (+50円)
一部支給	10,130円	→	10,180円 (+50円)
	~5,070円		~5,100円 ~+30円)

<第3子以降加算月額>

	(令和元年度)		(令和2年度)
全部支給	6,080円	→	6,110円 (+30円)
一部支給	6,070円	→	6,100円 (+30円)
	~3,040円		~3,060円 ~+20円)

② マイナンバーを活用した情報連携について

令和元年10月より、日本年金機構等への情報照会事務が本格運用されている。日本年金機構等とマイナンバーを活用した情報連携を行うことにより、新規申請等審査業務において、即座に公的年金等の情報が取得でき、正確な手当額の算定が可能となる。これにより、申請者及び地方自治体の事務においても負担軽減となることから、情報連携の活用による適切な事務処理をお願いしたい。

また、児童扶養手当制度における受給者情報の円滑な把握を行うためのマイナンバーを活用した情報連携を推進するため、必要となるシステム改修等に係る費用の補助について、令和2年度予算案に計上しているため、積極的な活用をお願いしたい。

③ プライバシーの保護に配慮した事務運営について

ア 事実婚の支給要件の確認方法に関する留意事項について

児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行うよう、確認をお願いするとともに、窓口を担う職員への周知徹底をお願いした

い。(令和元年9月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

- ・ 支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分配慮する必要がある、これらについて確認を行う場合は、一律に確認を行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に限るべきであること。
- ・ 異性との交際関係など、プライバシーに関わる事項について確認が必要な場合には、確認の必要性について理解が得られるよう、児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明を行うこと。
- ・ プライバシーに関する聞き取りをする場合には、個室や衝立のあるコーナーで行うなど、できる限りプライバシーの保護に配慮すること。
- ・ 「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、窓口のワンストップ化を進めるとともに、窓口での相談を躊躇せず、支援を必要とするひとり親が行政の窓口確実につながるように留意すること。

イ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査の適正な実施について
児童扶養手当の事務運営における調査に際しては、以下の点に留意をお願いするとともに、調査を担う職員への周知徹底をお願いしたい。(令和元年9月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

- ・ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査については、受給資格の有無及び手当額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出を命ずること、職員が受給資格者、児童その他関係人に質問をすること、児童や児童の父母に石の診断を受けさせること等が職権で行使できる旨が規定されているが、受給資格者の自宅等へ立ち入って調査を行う権限は含まれていない。

このため、自宅内を含めた調査で必要な場合には、同条に基づく調査ではなく、受給資格者の同意を得て行う必要があること。

- ・ 調査に当たっては、真に確認が必要かの必要性について慎重に個別判断するとともに、必要と判断した場合においては、必ず丁寧に調査の趣旨を説明し、受給資格者の同意を得た上で、調査される側の状況や立場を考慮し調査担当者や調査日時を設

定するなど、プライバシーに十分配慮し、対応する必要があること。

- ・ 受給資格者が自宅内等への調査に応じないことのみをもって、法第14条の規定に基づく支給停止を行うことは不適當であること。

④ 相談体制等について

児童扶養手当の現況届時（8月）を集中相談期間として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところである。一方、受給者の中には休暇を取得することが難しい方もいることから、夜間や休日等利用者の方の時間に合わせた対応ができるよう、可能な限り努めていただくようお願いしたい。

（2）母子父子寡婦福祉資金貸付金について

（関連資料66参照）

① 令和2年度予算案における見直しについて

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行っているが、大学等に修学しやすい環境を整えるため、就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加えることとしている。

今後、貸付限度額等の詳細な内容についてお示しさせていただく。

なお、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が実施されるが、授業料の減免等の対象となる可能性のある者であっても、大学等において入学金を一旦徴収する場合があります、その場合においては、入学後に減免等が確定した際に、減免相当額が還付されることとなる。このため、入学時において入学金を納付する必要がある場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行っていただくようお願いする。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭等の子どもの進学を容易にする観点から設けられているものであるが、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮する場合があるとの指摘がなされている。

これらの資金の貸付については、これまでも、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなどの対応をお願いしてきたが、各都道府県等におかれては、入学金等の納付が必要となった際に適切に資金の貸付が行えるよう、引き続き、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

なお、他の資金についても、必要な時期に資金を貸付けることができるよう、相談の段階から事前の審査を受け付けるなど、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付に当たっては、特に経済的条件は定められていないことから、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

③ 「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）の施行による母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

消滅時効や法定利率の見直し等を内容とする「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号。以下、「改正民法」という。）が令和2年4月1日から施行される。

改正民法のうち、消滅時効、保証、連帯債務や法定利率に関する見直しについては、母子父子寡婦福祉資金の運用に関わるため、改正内容についてご留意いただきたい。（法務省ホームページ参照）

具体的には、以下の点に留意いただきたい。

- ・ 消滅時効が「10年行使しないとき」から「権利を行使することができることを知った時から5年間」又は「権利を行使することができる時から10年間」とされたこと（民法第166条第1項）
- ・ 事業用融資の第三者保証に関する規定が新設され（民法第465条の6）、保証契約にあたり、公証人があらかじめ保証人本人から直接その保証意思を確認し、公正証書を作成しなければ、その契約の効力を生じないこととされたことに伴い、事業開始資金及び事業継続資金について、保証人を立てる場合には、改正民法の規定に基づき、公証人による保証意思の確認を求める必要があること
- ・ 主債務者による保証人（法人である場合を除く。）への財産及び収支状況や期限の利益喪失に関する情報提供の義務の規定が新設された（民法第465条の10及び第458条の3）ことから、母子父子寡婦福祉資金貸付金についても、その適用を受けること（期限の利益喪失に係る情報提供義務は事業用融資に限らず個人保証一

般に適用される。)

- ・ 連帯債務について、現行においては、連帯債務者の1人に対する履行の請求、免除や消滅時効の完成も、その連帯債務者の負担部分について、他の連帯債務者に対して、その効力を生ずるところであるが、改正民法により、連帯債務者の一人に対する履行の請求、免除や消滅時効の完成については、他の連帯債務者に対してその効力を生じないこととなること（民法第441条）。なお、当該規定は連帯保証人についても同様の改正がなされていること
このほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金の違約金率について、母子父子寡婦福祉法施行令第17条において、年5%の割合をもって計算することとしているが、法定利率に係る改正民法第404条の規定（年3%）を踏まえ、その割合を見直すこととしている。詳細な内容については、今後お示しさせていただく。

（参考）法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

(3) 就業支援等について

（関連資料66・91参照）

① 母子・父子自立支援プログラム策定事業について

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムの策定において、母子・父子自立支援プログラム策定員等が適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントによる講習を受講する経費を補助する予定としているので、積極的な活用をお願いしたい。

② 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

高等学校卒業程度認定試験に合格することは、ひとり親家庭の親やその子どもの就職先や取得可能な資格の拡大に資するものと考えられる。

令和2年度予算案において、高等学校卒業程度認定試験を受験する意欲を促進するために、試験合格のための講座を受け、これを修了した時に支給する受講修了時給付金について、受講のために支払った費用の20%から40%に引き上げ（合格時において支給する合格時給付金については、受講のために支払った費用の40%から20%に引き下げ）を行う予定としているので、引き続き、積極的な活用をお願いしたい。

③ 自立支援給付金事業について

ひとり親家庭への資格取得支援について、ひとり家庭の親が養成機関で修業する間、生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするための高等職業訓練促進給付金の支給及び、ひとり親家庭の親が地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施しているところである。引き続き、これらの就職に有利な資格の取得支援について、積極的な活用をお願いしたい。

④ 自治体窓口のワンストップ化の推進について

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備するための事業を引き続き実施することとしている。

併せて、児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

⑤ 令和元年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

本事業については、令和元年12月4日付け子発1204第3号「令和元年度母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図る優良企業等の表彰について」を発出し、地方公共団体からの推薦をお願いした。より多くの企業からの応募がなされるよう、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）及び福祉事務所設置町村に対する周知等をお願いしたい。

⑥ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法においては、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務が規定されている。

この中で、地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

(4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について

(関連資料66・92参照)

① ひとり親家庭等生活向上事業の積極的な実施について

ア ひとり親家庭等生活支援事業の実施について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成28年度から、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要である。

なお、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、令和元年度予算から、民間団体を活用した、ひとり親家庭に対する出張・訪問相談の強化、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を実施することとしており、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等との連携した相談支援を実施していただきたい。

また、令和2年度予算案においては、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援を実施することとしている。

各地方自治体においては、地域の母子生活支援施設、母子・父子福祉団体やNPO法人等との連携を推進するとともに、ひとり親家庭支援の相談体制の充実を図る観点から、ひとり親家庭等生活向上事

業の積極的な実施をお願いしたい。

イ 子どもの生活・学習支援事業の実施について

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を2016（平成28）年度から実施している。

令和2年度予算案においても必要な予算を確保しているため、各地方自治体での事業の積極的な実施をお願いします。

また、生活困窮者自立支援制度における「子どもの学習・生活支援事業」との連携を図ることで、学生ボランティアや会場の確保などを効率的に実施することができると考えられることから、事業の連携についてもご検討いただきたい。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することが出来る環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又はヘルパーの居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業は、就労と子育てを一手に担うひとり親家庭における、就労と子育ての両立に向けた効果的な支援施策であることから、各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いします。

ア 本事業については、平成28年度から、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、定期的に利用することができるよう拡充を図っている。併せて、ヘルパーを確保しやすくするため、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和した。

また、子育て支援については、平成30年度において、本事業の実施要綱等を改正し、子育て支援の実施場所として、子育て支援を受ける者の居宅が含まれることや家庭生活支援の選定に当たり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における援助を行う会員のうち、同事業の実施に係る通知（子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均

等・児童家庭局長通知))においてお示ししている講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、本事業の実施要綱等で定める一定の研修と同等の研修を修了した者とする事ができる旨を明記した。

イ 令和2年度予算案においては、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図るとともに、定期利用の対象範囲を小学生を養育する家庭まで拡大することとしている。

③ 養育費確保及び面会交流支援について

ア 養育費相談支援センターについて

厚生労働省においては、養育費相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費相談支援センターによる地方自治体への支援として、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。

各自治体におかれては、養育費相談支援センターを積極的に活用されるとともに、地域のひとり親家庭等が養育費や面会交流に関する相談がしやすくなるよう、ホームページ等において、養育費相談支援センターのホームページのURLを掲載するなどの周知も併せてお願いしたい。

なお、養育費相談支援センターについては、「公共サービス改革基本方針(2017(平成29)年7月11日閣議決定)別表」に基づき、民間競争入札により委託先を決定し、2018(平成30)年度～2020(令和2)年度の実施に当たっては、(公社)家庭問題情報センターに委託して実施することとなっている。

(参考) 養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

イ 母子家庭等就業・自立支援事業について

地方自治体における養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談を実施するための専門の相談員の配置を支援するとともに、平成28年度からは、弁護士による相談の実施を支援している。

各自治体におかれては、養育費等支援事業を積極的に実施いただ

くとともに、養育費の確保や面会交流の実施等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的に周知いただくようお願いする。

なお、養育費等支援事業における弁護士相談等の実施に向けては、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

また、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う面会交流支援事業については、平成30年度における実施自治体数は9自治体と低調である。

すでに地域において面会交流支援を実施しているNPO法人等の活用も含め、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

ウ 離婚前後親支援モデル事業の実施について

平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果によると、離婚する際の養育費の取り決めをしている割合は、母子世帯が42.9%、父子世帯が20.8%となっており、面会交流の取り決めをしている割合は、母子世帯が24.1%、父子世帯が27.3%となっており、引き続き、養育費や面会交流の取り決めの促進を図ることが必要である。

このため、令和元年度から、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う離婚前後親支援モデル事業を実施している。

また、令和2年度予算案においては、「親支援講座」に加え、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業（公正証書作成への支援による養育費の取り決めの促進する事業等）に対する補助を行うこととしている。

各地方自治体においては、養育費や面会交流の取り決めの促進等に向けて、本事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

エ 令和元年版養育費の算定表について

平成15年に東京・大阪の裁判官等により提案された「標準算定方式・算定表」が家庭裁判所の家事審判及び家事調停等における養育費等の算定の実務において定着しているところであるが、昨年12月

に、平成30年度司法研究（養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究）の報告が公表され、養育費の算定に係る改定算定表が提案された。

当該算定表は、養育費の取り決めに当たっての有用な目安となると考えられるので、その内容を理解いただき、ひとり親家庭に対する相談業務等に役立てていただきたい。もっとも、最終的な養育費の額は、改定算定表の算定結果のほか、各事案における諸事情を踏まえて定められるものであることにご留意いただきたい。

なお、改定算定表については、裁判所ホームページに掲載されているので、ご確認いただきたい。

（参考）裁判所ホームページ

http://www.courts.go.jp/about/siryo/H30shihou_houkou/index.html

④ 母子・父子自立支援員等の相談員の専門性向上について

母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談対応に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、令和2年度予算案においては、母子家庭等就業・自立支援事業における相談関係職員研修支援事業を拡充し、国や地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行うこととしている。

ひとり親家庭の相談については、生活困窮者自立支援制度、ハローワークによる就業支援や養育費の履行確保に資する制度などに関する知識も必要であり、また、中長期的な寄り添った支援が求められるなど高い専門性が必要である。

各地方自治体においては、国の補助事業を活用し、母子・父子自立支援員等の相談員が、各種研修に積極的に受講できる環境を整備されるようお願いする。

（5）ひとり親に対する税制上の対応について

（関連資料93参照）

令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月24日）に基づき、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用することとし、この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とすることとされたので、ご承知おき願いたい。

具体的には、寡婦（夫）控除について、以下の見直しを行うこととされている。

- ① 寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。
- ② 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
- ③ 子ありの寡夫の控除額（現行所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（所得税35万円、住民税30万円）と同額とする。

上記の見直しは、令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税について適用する。

また、扶養親族がいない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性（所得500万円（収入678万円）以下）については現状のままとする。

さらに、現行の寡婦、寡夫又は単身児童扶養者に対する個人住民税の非課税措置を見直し、上記の見直し後の寡婦若しくは寡夫又は上記の措置により控除の対象となる未婚のひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象とすることとしているので、ご承知おき願いたい。

（6）子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

（関連資料94参照）

①大綱の考え方、目的

2019年（令和元年）6月に子供の貧困対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）が改正され、同年8月に子供の貧困対策に関する有識者会議から提言が公表されたことを踏まえ、新たな子供の貧困対策に関する大綱（以下、「大綱」とする。）について同年11月に閣議決定をした。

大綱の目的については、法改正を踏まえて、「現在」の子供にも焦点を当てることや、有識者会議提言を踏まえて「子育てや貧困を家庭のみの責任と」しないことを明文化している。

②基本の方針

有識者会議において今後さらに力をいれていくべきとして提示された点を、大綱の基本の方針に掲げている。

一つ目として、これまでの支援はとりわけ学齢期の支援が進展してきたことを踏まえ、今後は産前産後期を含めたライフステージの中で切れ目のない支援を実施する。

二つ目として、子供の貧困の問題は支援を必要とする家庭や子供が声

を上げづらいという特徴があり、各種の支援を実施するうえで早期発見とアウトリーチを強化していく。

三つ目として、地方自治体間で取組の格差が生じており、その平準化を進めていく。とりわけ、昨年6月の法改正の中でこれまで都道府県に対して課せられていた計画策定の努力義務が市町村に拡大されたことにご留意いただきたい。

③指標

以前の大綱（子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定））においては、25の指標を定め、その動向を確認しながら施策を推進してきた。

大綱においては、ひとり親の正規雇用割合、食糧又は衣服が買えない経験等、指標の数を39に増やし、子供の貧困の状況をより多角的に把握できるようにしている。

④指標の改善に向けた重点施策

教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援という法に定められた四つの柱に沿って様々な施策を記載している。厚生労働省として重点的に取り組むものについては、以下のとおりである。

生活の支援については、産まれた瞬間から貧困の連鎖が始まることのないよう、産前産後の支援にしっかりと取り組む。とりわけ、若年妊婦へのアウトリーチやSNSを活用した相談支援等を実施する。また、生活困窮家庭の親がきちんと働くことができるよう就労の前段階の支援や家計改善等の支援を実施する。

就労の支援については、生活の安定につながる働き方となるよう、ひとり親の資格取得や学び直しの支援等を実施する。

経済的支援については、児童扶養手当の支払回数の変更などの取組を着実に実施していく。加えて、ひとり親の養育費確保の取組としては先の通常国会で成立した民事執行法の改正により相手方の財産開示手続きの実効性が向上しており、こうした点を確実に浸透させていく。

子供の貧困対策として、内閣府・文部科学省・厚生労働省の三府省で連携しながら、引き続きしっかりと取り組んでいくこととしており、各地方自治体においても、各種支援施策の実施をお願いする。

7. 婦人保護事業の見直しについて

(関連資料95～97参照)

(1) 婦人保護事業の運用面における見直しについて

平成30年7月からの「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、令和元年6月に婦人保護事業における運用面の改善に向けた当面の対応として「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」を取りまとめ、公表したところである。

各都道府県等におかれては、この運用面における見直し方針を踏まえ、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障害等、様々な困難な問題を抱える女性に対して、相談から心身の健康回復、自立支援に至るまでのすべての過程における婦人保護事業による支援が行き届くようご配意願いたい。

① 他法他施策優先の取扱いの見直しについて

婦人相談所や婦人保護施設等において支援を受けるべき女性が他法他施策の事業に回され、婦人相談所の一時保護や婦人保護施設による支援に結びつかないといった実態があることを踏まえ、平成14年の局長通知(※)における婦人保護事業の対象となる女性の範囲に関する規定を改正し、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する者への支援に際しては、被害者本人や同伴する児童等の状況等を踏まえ、関係機関との十分な連携・調整の上で、婦人相談所や婦人保護施設等において支援する必要があると認められる場合は、必要な他法他施策を活用しながら、婦人保護事業による支援が適切に提供されるよう改善を行ったので、各都道府県等におかれては、被害女性に寄り添った適切な対応をお願いする。

また、上記通知改正の趣旨を踏まえ、婦人相談所ガイドラインにおける婦人相談所において対応すべき相談に係る規定についても同様に改正したので、ご留意願いたい。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」(平成14年3月29日雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

② 一時保護委託の対象拡大と積極的活用について

平成23年の局長通知(※)における婦人相談所が行う一時保護委託の対象者の範囲に関する規定を改正し、これまで、定員を超えた場合にのみ一時保護委託を可能としていた対象者について、保護が必要な被害女性の意向や状態及び状況等を踏まえた一時保護委託が可能となるよう、対象者を拡大するとともに、婦人相談所は、委託先で保護を受ける被害者の生活状況の把握や自立に向けた支援に際して、委託先

施設と緊密な連携を図ることについての規定を追加しているので、適切に対応されたい。

また、婦人相談所は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は遭うおそれのある、主に10代から20代の女性（以下「若年被害女性等」という。）の一時保護の受入れに当たっては、当該若年被害女性等の状況等を勘案するとともに、本人の緊張と不安を勘案し、安心して援助を受けることができるという気持ちが持てるよう留意するとともに、本人の意向も踏まえた適切な支援を進めるため、一時保護委託について、民間支援団体の積極的な活用について検討されたい。

なお、被害者が一時保護委託契約施設に直接一時保護を求めた場合には、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先の決定を行い、被害者及び当該施設に伝えることとしているが、必ずしも当該対応が徹底されていない事例があることから、被害者の負担軽減と迅速な支援の実施が図られるよう、当該対応を徹底されたい。

※「婦人相談所が行う一時保護委託について」（平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

③ 婦人保護施設の利用促進等について

婦人保護施設への入所について、自治体によっては、民間シェルター等の一時保護委託契約施設における保護の終了後、婦人相談所の一時保護所に当該被害女性を入所させ、医学的、心理学的な面からの面接、判定等を行った上で、婦人保護施設への入所を決定している事例があるが、被害者の負担軽減を図りつつ、適切な支援に繋がるよう、婦人相談所は、必要に応じて、医師、看護師、心理判定員等を一時保護委託先に派遣して必要な面接、判定等を行い、婦人保護施設への入所を決定し、民間シェルター等の一時保護委託先から直接、婦人保護施設への入所に移行するなど柔軟に対応するよう留意されたい。

また、10代の若年妊婦等が支援を必要とする場合には、婦人相談所又は児童相談所が当該被害女性の保護等に関わることとなるが、その場合には両者の連携を密にした上で、当該被害女性の状況から婦人保護施設への一時保護委託が適切な場合には、その実施が可能となるよう努められたい。

④ 母子生活支援施設の活用促進について

売春防止法第36条の2の規定により、婦人相談所長は、同法第34条第3項に規定する要保護女子（以下「要保護女子」という。）であって

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第23条第2項に規定する母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知することとされているので、当該対応について徹底されたい。

また、困難な問題を抱える妊婦の一時保護については、婦人保護施設での対応のほか、「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成23年7月27日雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、雇児母発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）において、「婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。」としているところであるので、妊婦の状況に応じて、積極的に当該対応を実行されたい。

なお、一時保護委託先の母子生活支援施設における一定期間の養育ののち、母子分離となり退所した場合は、その後の母子への支援も重要であるため、母子生活支援施設による退所後の相談等の支援の他、必要に応じて、婦人相談所及び児童相談所等の関係機関が連携した上で、当該母子の支援に当たるよう留意されたい。

（２） 婦人相談員の配置促進について

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）により、婦人相談員が配置されていない市において、DV対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討することとしている。さらに、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」には、婦人相談員について、児童虐待の早期発見に努める旨が規定されたことも踏まえ、各都道府県等におかれては、内容について十分御了知の上、婦人相談員が担う役割の必要性を十分考慮した上で、婦人相談員の専門性にふさわしい任用、処遇等や配置の拡充について対応されるとともに、DV対応と児童虐待対応の連携促進を図られたい。

（３） 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめについて

昨年10月に報告された「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」においては、婦人保護事業の見直しに関する

新たな制度の基本的な考え方が取りまとめられ、困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性とともに、売春防止法を根拠とした従来の枠組での対応は限界が生じていることから、女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、法制上も売春防止法ではなく、新たな枠組みを構築していくこと等が求められている。

今後、この基本的な考え方に沿って新たな制度の構築に向けた具体的制度設計等についての検討を加速することとしているので、各都道府県におかれては、中間まとめの内容について、御了知いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00520.html

8. 母子保健対策について

(1) 「健やか親子21（第2次）」中間評価について

(関連資料98～101参照)

「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標を示し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動として、2001（平成13）年から取組を開始し、2015（平成27）年度からは、2024（令和6）年度までを運動期間とする「健やか親子21（第2次）」を開始している。

今年度、『健やか親子21（第2次）』の中間評価等に関する検討会を開催し、報告書を取りまとめた。

中間評価では、母子保健行政における都道府県及び県型保健所の役割の再認識が必要であるとの指摘があったことを踏まえ、都道府県におかれては改めて貴管内市町村間の格差の是正や母子保健サービスの質の向上に向けた積極的な支援をお願いします。

(2) 乳幼児健康診査における発達障害の早期発見及び情報の引き継ぎについて

(関連資料102～104参照)

乳幼児健康診査における発達障害の早期発見については、発達障害者支援法（2004（平成16）年法律第167号）第5条において、市町村は、乳幼児健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない旨定められている。

また、2017（平成29）年1月の総務省勧告を受けて、市町村での乳幼児健康診査における発達障害の早期発見の取り組み事例について、2018（平成30）年6月に情報提供したところであり、さらに、2019（令和元）年5月に特に効果的と考えられる事例分析及び好事例の取りまとめを行った。今後の取組に当たっての参考とするなど、積極的な活用をお願いします。

する。

(3) 乳幼児身体発育調査の実施について（関連資料105、106参照）

全国の乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資するため、2020（令和2）年度予算案において、乳幼児身体発育調査（10年周期の調査）を実施することとしている。前回調査どおり9月に調査を実施する予定であり、事前に乳幼児身体発育調査説明会を開催することとしているので、調査にあたっては御協力をお願いする。

(4) 各種健康診査の結果の把握及び母子保健施策への活用について

妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果については、それぞれ母子保健法や通知に基づき実施いただいているところであるが、医療機関に健診の実施を委託している場合、健康診査の結果を集約できていない状況が一部の自治体で生じている。

健康診査の結果を集約することは、

- ・妊産婦や乳幼児に対して保健指導を行うことや、
- ・B型肝炎やHTLV-1などの母子感染防止事業の充実、
- ・マイナンバー制度を活用し、乳幼児健診及び妊婦健診情報をマイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携

など、母子保健施策の企画立案等に資するものであることから、各自治体におかれては、医療機関と密に連携の上、健康診査の結果を収集し、積極的にご活用をお願いする。

(5) 助産施設について

児童福祉法第22条に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあった場合には、助産施設において助産を実施することとしている。

各都道府県等におかれては、上記に基づく適切な助産の実施や、同法第22条第4項に基づく助産制度に関する情報の周知を図るとともに、助産施設が未設置の都道府県等におかれては、設置について積極的な検討をお願いする。

なお、助産制度の円滑な実施について、助産の実施が必要な妊産婦に対し助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう通知を発出しているところであり、助産制度の周知と徴収金基準額の弾力運用、

各関係機関との連携について、特段の配慮をお願いします。

- ・「児童福祉法第22条の規定に基づく助産の円滑な実施について」（令和元年8月8日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

（6）旧優生保護法について（関連資料107、108参照）

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）については、2019（平成31）年4月24日（旧優生保護法一時金認定審査会については6月24日）に施行されたところである。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金（以下「一時金」という）の厚生労働省及び都道府県への請求件数は755件（2019（令和元）年12月1日時点）、支給認定件数は274件（2019（令和元）年11月末時点）である。

一時金の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、厚生労働省においては、一時金についての専用ホームページの開設、政府広報を活用したネット広告、ラジオ広告、テレビ番組などにより制度の周知に取り組むとともに、障害特性に配慮した周知広報として、手話・字幕付き動画及び点字版リーフレットを作成したところである。さらに、今後はポスター及び制度を分かりやすく説明したリーフレットの作成、メディアを活用した広報に取り組む予定である。

都道府県におかれても、一時金の支給対象者となり得る者に確実に情報が届くよう、様々な機会を捉えて積極的に周知・広報を行うようお願いする。

(関 連 資 料)

待機児童解消に向けた取組の状況について

【子育て安心プラン】

○ 「子育て安心プラン」は、2018～2020(平成30～令和2)年度までの3か年計画であり、待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保することとしている。

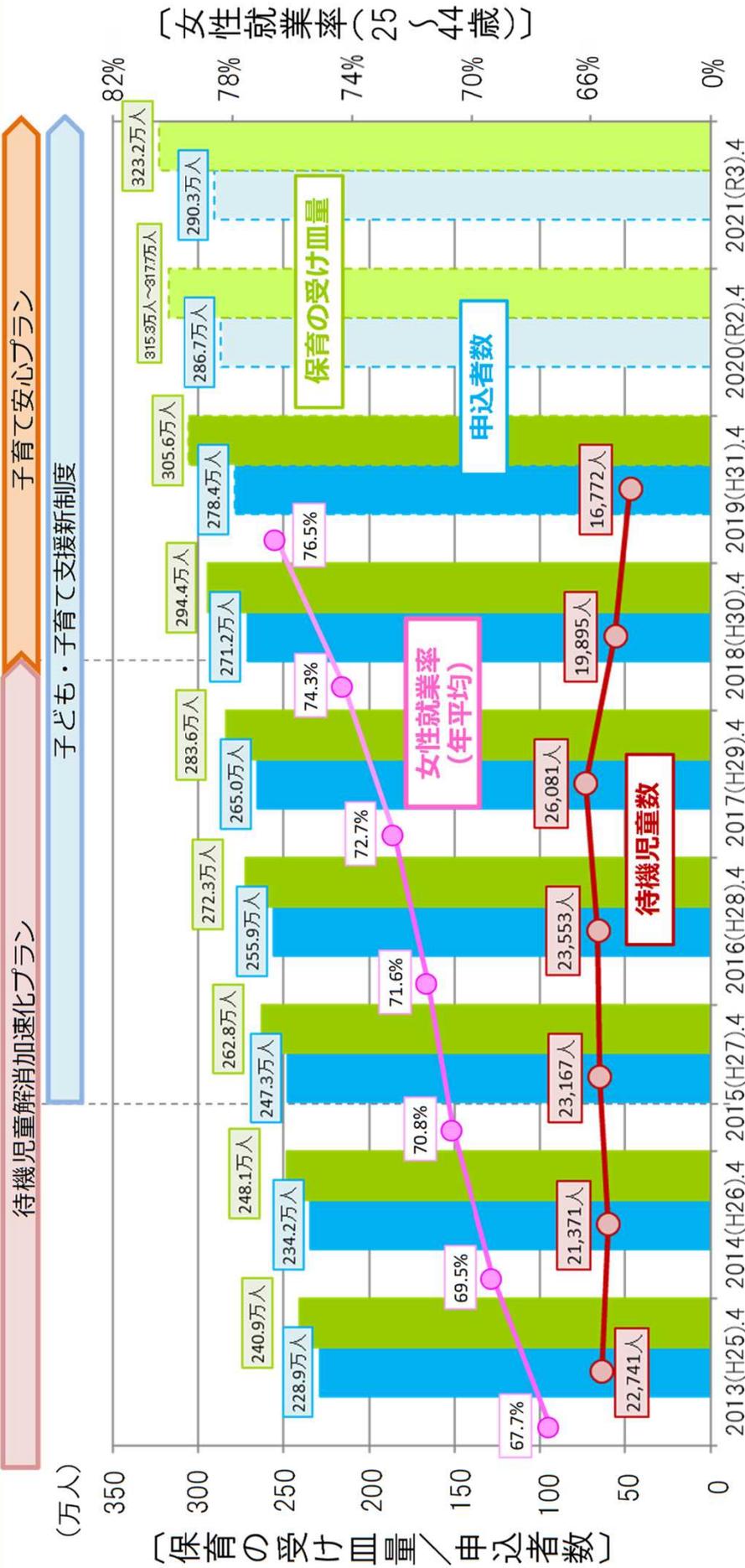
今回は、3か年計画の1年目の実績及び3年目までの見込みを取りまとめたもの。

【保育の受け皿拡大の状況】

○ 現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017(平成29)年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、2018～2020(平成30～令和2)年度末までの3年間で約29.7万人分が拡大できる見込みであり、これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、政府目標の約32万人まで増加することが想定される。

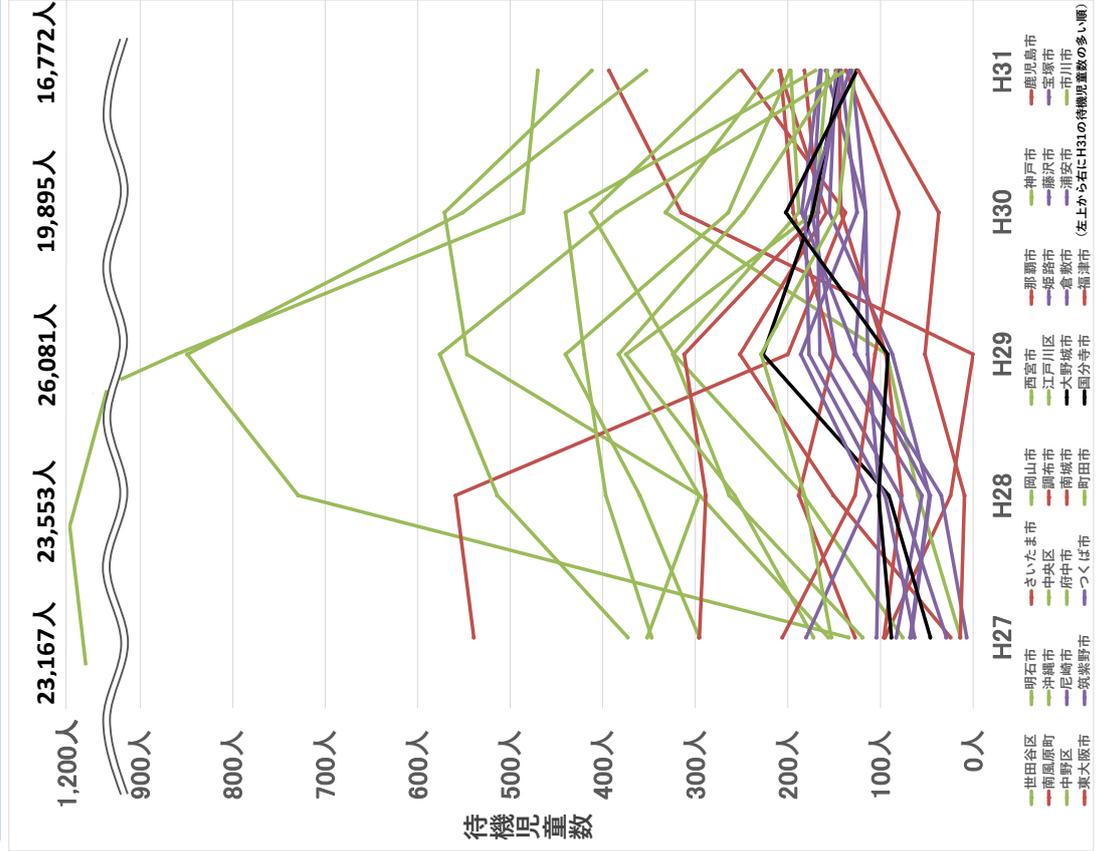
【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 女性就業率(25歳から44歳)は年々上昇しており、それに伴い申込者数も年々増加。
2019(平成31)年4月時点の申込者数は、約278.4万人で、昨年度と比較して増加(約7.2万人増)。
- 2019(平成31)年4月時点の待機児童数は、16,772人となり、調査開始以来最少の調査結果。



市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化・強化

- 全体で見れば、自治体毎の待機児童数のバラつきは低減し減少傾向。一方、待機児童が増加している自治体等もあることから、各自治体における待機児童の特性に応じたきめ細かな支援が必要。
- 重点的な支援が必要な自治体を特定し、要因・対策のヒアリングを行うとともに、さらに着実な実行を担保するため、新たに、定期的なフォローアップを行い、必要な支援を実施。



① 過去2年で待機児童数が大きく(100人以上)減少した自治体 (39/1,741)

- ✓ 減少傾向を継続させるため、保育の受け皿整備(補助率の嵩上げ)や保育人材の確保を引き続き支援

② 見込みを上回る申込者数の増により、待機児童が増加した自治体(123/1,741)

- ✓ 各自治体にヒアリングを行い、地域のニーズが満たせるよう、整備計画の見直しを実施し、保育の受け皿整備を着実に促進

③ 待機児童数が3年間1~100人台で推移している自治体(276/1,741)

- ✓ 市区町村内の居宅から容易に移動することが可能な区域(保育提供区域)ごとに、申込者数の推移などを分析し、ニーズに応じた整備計画の検討や、保育コンシェルジュを活用したマッチング支援等を実施

※ ①~③の自治体数は重複あり

「子育て安心プラン」

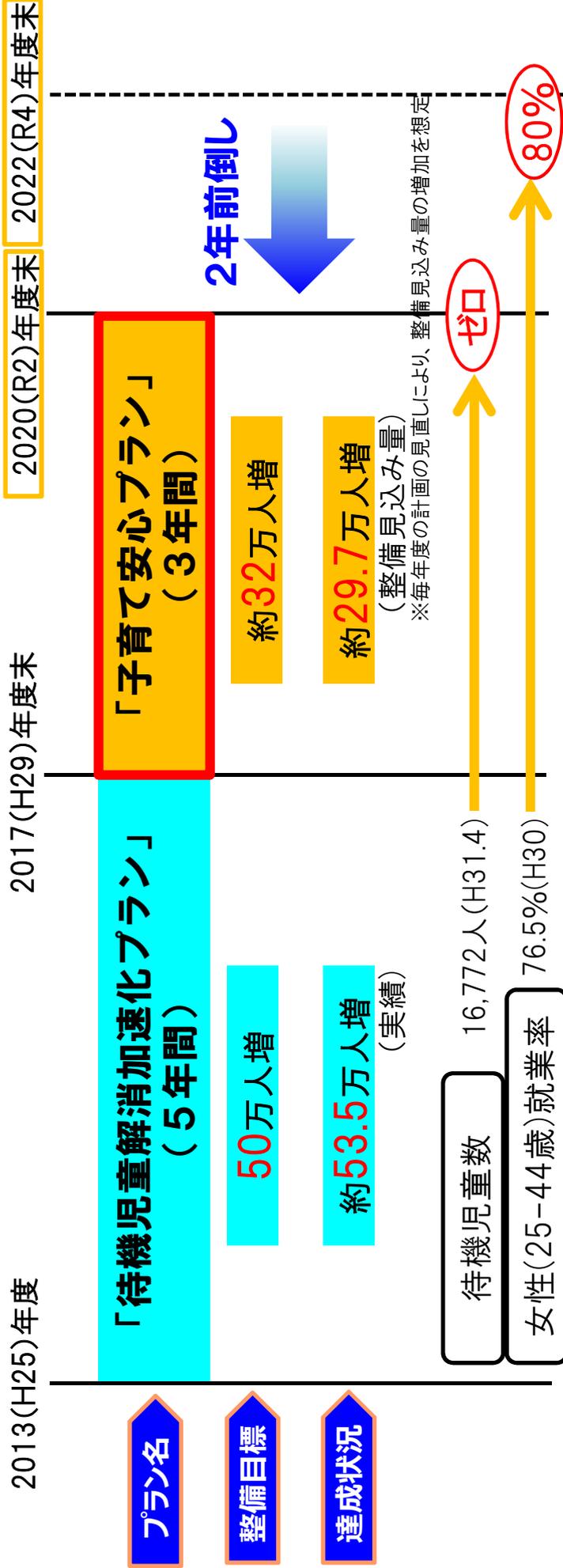
【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018**（平成30）年度から2019（令和元）年度末までの**2年間で確保**。（遅くとも2020（令和2）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「**M字カーブ**」を**解消**するため、2020（令和2）年度末までの**3年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分の受け皿整備**（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）



保育の受け皿整備等について

- 令和2年度は、「子育て安心プラン」の最終年度であり、残り7.4万人分の受け皿整備に対応する予算として、令和元年度補正予算案(228億円)と令和2年度予算案(767億円)を合わせて、995億円を計上し、地方自治体における受け皿整備を引き続き支援することとしている。
- 特に、賃貸物件を活用して保育所等の設置促進を図る改修費等補助について、これまで一律としていた補助基準額を、定員の規模に応じた額に見直し、引上げを行うこととしたので、積極的に活用されたい。

保育所等整備交付金

【趣旨】 市区町村が策定する整備計画等に基づく保育所等の施設整備事業に要する費用の一部を市区町村に交付する。

【対象事業】 ・ 保育所整備事業
 ・ 防音壁整備事業
 ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
 ・ 小規模保育整備事業

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 ※ 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合

保育所等改修費等支援事業【拡充】

【趣旨】 賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合等に必要な改修費等の一部を補助する。

【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
 (5) 家庭的保育改修等支援事業

【主な補助基準額(案)】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり

利用(増加) 定員19名以下	15,000千円	(① 20,000千円、② 23,000千円)
利用(増加) 定員20名以上59名以下	27,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
利用(増加) 定員60名以上	55,000千円	(① 60,000千円、② 63,000千円)

《拡充》(1)の事業について

- ・ 保育の受け皿整備の更なる促進を図るため、これまで改修に係る定員の規模に関わらず一律としていた補助基準額を、定員の規模に応じた補助基準額に見直し、引上げを行う
- ・ 幼保連携型認定こども園(保育を実施する部分)を補助対象に加える

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 ※ 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4
 (5) 国：1/2、市区町村：1/2 ※ 国：2/3、市区町村：1/3

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合

待機児童対策協議会の設置状況について

○ 現時点で19都府県において設置。当該19都府県における待機児童数は12,959人(全国(16,772人)の約8割)(H31.4.1時点)。

県名	設置日	構成員	協議内容(議題)	(参考)待機児童数
青森県	H31.2.8	6市町村、保育事業者、保育士養成校、関係機関、学識経験者、保護者	受け皿整備、広域利用、保育人材確保 等	0人
宮城県	H30.5.14	35市町村(全市町村)	市町村間の課題共有及び解決策の検討 等	583人
秋田県	H30.5.9	17市町、労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、有識者	保育人材の確保 等	65人
山形県	H30.10.29	28市町	協議会が別に定める	45人
福島県	H30.7.2	19市町村(待機児童がいる又は安心プラン採択自治体)、子ども・子育て会議委員	受け皿整備、保育人材確保、情報の共有(横展開)	274人
埼玉県	H30.5.24	25市(待機児童が概ね20人以上)、県が必要と認める市町村	広域的な調整、特に専門性の高いもの、好事例の横展開 等	1,208人
千葉県	H30.8.27	30市町	保育の受け皿整備、保育所等の広域利用(広域連携)、保育士の確保 等	1,020人
東京都	H30.6.8	53市区町村	協議会が別に定める	3,690人
神奈川県	H30.7.9	33市町村(全市町村)	受け皿確保の促進、保育人材の確保 等	750人
静岡県	H31.2.28	30市町	受け皿整備、保育人材確保 等	212人
愛知県	H31.4.1	54市町村(全市町村)	協議会が別に定める	258人
滋賀県	H30.8.21	19市町(全市町)	保育人材確保、広域利用 等	459人
大阪府	H30.8.27	43市町村(全市町村)	協議会が別に定める	589人
奈良県	R1.7.1	11市町	協議会が別に定める	198人
岡山県	H30.5.24	12市町(待機児童がいる自治体)	協議会が別に定める	580人
福岡県	H30.12.25	60市町村(全市町村)	待機児童の解消、保育士の確保 等	1,232人
佐賀県	H31.1.29	20市町(全市町)	協議会が別に定める	24人
長崎県	R1.5.16	21市町(全市町)、長崎県保育協会、長崎県内指定保育士養成施設	待機児童解消対策に関する市町村間の情報共有 等	70人
沖縄県	H30.10.22	23市町村	受け皿確保の促進、保育所等の広域利用の推進 等	1,702人

※ 議題内容は設置届出書に記載のあった内容であり、その詳細は協議会の中で決定される。

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算案：394億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の实情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援する。

1. 受け皿整備等

(1) 保育所等改修費等支援事業（市区町村）〈前掲〉

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の高上げ

- ※ 補助基準額（案）
賃貸物件による保育所改修費等支援事業（20名以上59名以下の場合）
35,000千円（通常27,000千円）

(2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業（市区町村）〈前掲〉

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）

- ※ 補助基準額（案）12,000千円（通常22,000千円）

(3) 待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

- ※ 補助基準額（案）2,678千円 国：1/2、都道府県：1/2
- ※ 補助割合

2. 保育人材の確保

(1) 潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）〈前掲〉

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（保育士再就職支援コーディネーター）を追加配置

- ※ 補助基準加算額（案）4,000千円

(2) 保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）〈前掲〉

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置

- ※ 補助基準加算額（案）4,000千円

3. 地方自治体からの提案型事業

○新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体から実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援

- ※ 補助基準額（案）厚生労働大臣が認めた額（上限10,000千円の定額補助）
- ※ 補助割合 国：10/10



KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の实情に応じた達成状況の見える化に適したものである。

「1. 受け皿整備等」に関するKPI（例）

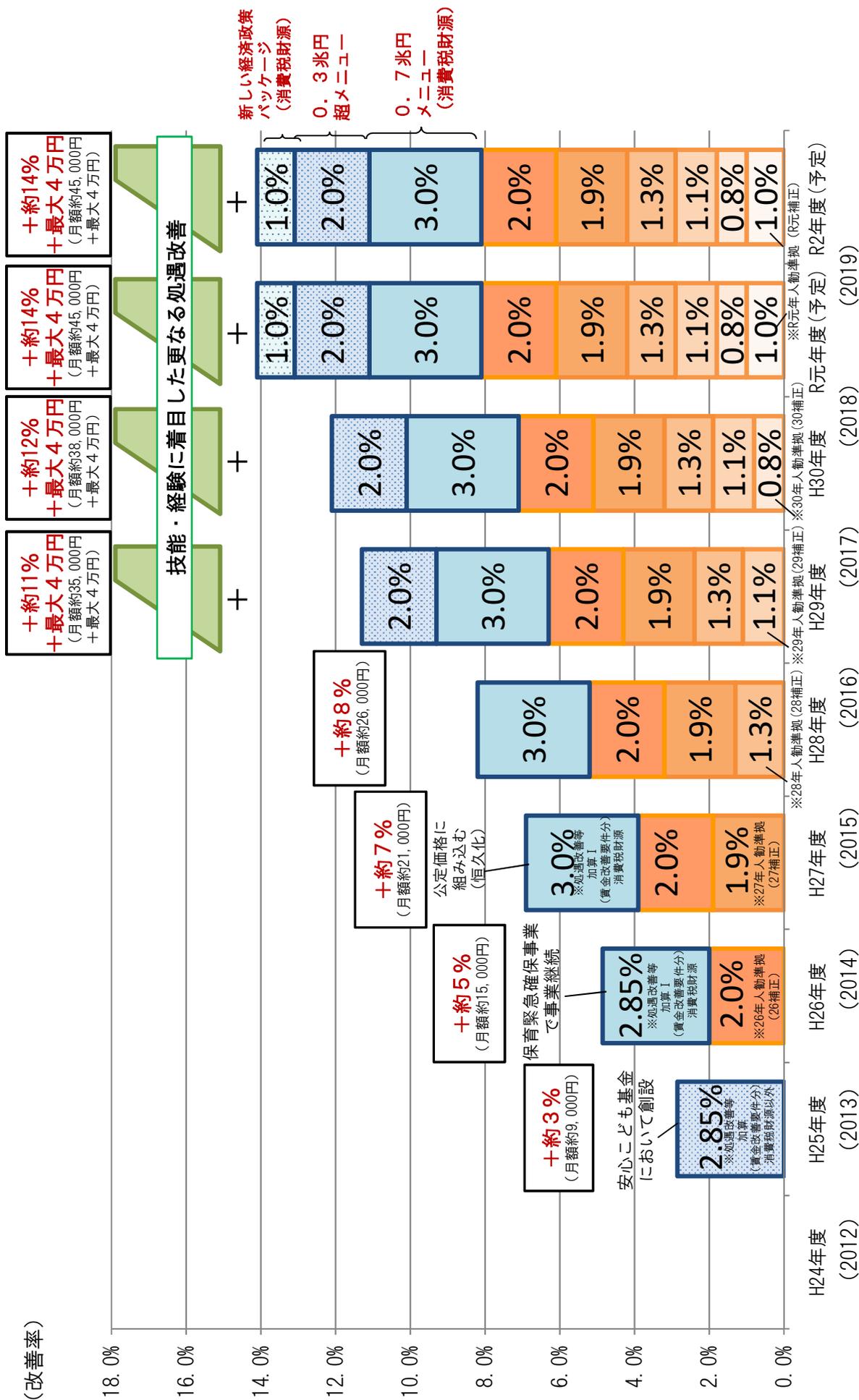
- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市区町村） ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市区町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市区町村）

「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県） ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市区町村）



保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成ルート】

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）【24補正～：R2予算案で貸付原資等を確保】
 - ・卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
 - ・学費 5万円（月額）など
- 保育士資格取得支援事業の拡充（保育所等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助）
 - ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大 【30予算～】
- 【保育士試験ルート】 ※年2回の試験を実施（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
 - 保育士試験による資格取得支援事業の拡充（保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助）
 - ・支給対象期間を拡大（試験の1年前までに要した費用→試験の2年前までに要した費用） 【30予算～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。 【27補正～：R1補正案】
- 保育補助者の雇い上げ支援の拡充（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大（子育て支援員研修の受講→保育所等での実習） 【30予算～】
 - ・補助基準額の引き上げ（1施設1名分（2264万円）→定員121人以上の施設：2名分（452.8万円）） 【30予算～】
- 保育体制強化事業の拡充（清掃等の業務を行う方々の賃金の補助）
 - ・実施主体の拡大（待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村）等 【30予算～】
 - ・補助基準額の拡充（園外活動時の見守り等にも取り組む場合：月100千円→月150千円等） 【R2予算案】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）【R2予算案】
 - ・対象者の要件見直し（採用から10年以内の者 ※直近2か年の待機児童数と保育士の有効求人倍率の状況によって5年以内） 【R2予算案】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの拡充（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。（補助額700万円） 【R1予算～】
- 潜在保育士再就職支援事業
 - ・長いプランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助（補助額10万円） 【R1予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除）
 - ・貸付額の上限を引き上げ（20万円→40万円） 【28補正～：R2予算案で貸付原資等を確保】

「保育の現場・職業の魅力向上検討会(案)」について

1. 目的

現在、「子育て安心プラン」に基づき、認可保育所等を中心に整備を進める中で、保育の担い手の確保が困難な状況が続いている。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の重要性にかんがみ無償化が始まった中で、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育の質を確保・向上させていくことが不可欠であり、保育の質を担う保育士等の役割は一層重要になっている。

これらの背景を踏まえつつ、保育士を目指す人や保育士に復帰しようとする人が増え、保育現場に参加・復帰しやすくなるよう、保育士という職業や、働く場所としての保育所の魅力向上やその発信策について、子ども家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

2. 主な検討事項

- (1) 保育士という職業の魅力向上とその発信策
- (2) 魅力ある職場づくりに向けて雇用管理改善と業務効率化
- (3) 保育士資格を有する者と保育所とのマッチングの改善

3. 運営

検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が行う。

4. スケジュール

令和2年2月～4月にかけて、5回程度開始、その後必要に応じて継続的に開催。

5. その他

この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上定める。

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにおいて今後検討が必要と考えられる事項

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにおいて検討が必要な事項については、第35回会議（平成30年5月28日）後に各委員に照会し、御意見を提出いただいたところ。

提出いただいた御意見や地方分権改革に関する提案事項等を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の見直しに係る具体的な検討事項として、以下に記載した事項を中心に検討を行う。

1. 制度全般に関する事項

（検討を行う事項）

- (1) 支給認定証の交付等に関する事務負担軽減の状況等を踏まえた、保育標準時間・短時間の区分、認定証の交付や職権変更、求職要件など支給認定の在り方
- (2) 幼稚園で受け入れている2歳児を教育認定の対象とすることの可否
- (3) 大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取扱いなど、大規模開発時の利用調整の在り方
- (4) 認可外保育施設の認可施設への移行に向けたインセンティブ付与など、移行促進のための方策

（中長期的な検討課題）

- (5) 認定こども園に係る利用調整についての、直接契約であることや、当分の間市町村が行うこととされていること等を踏まえた、今後の在り方
- (6) 総合的な子ども・子育て支援を図る観点からの、出産及び育児休業に係る給付と子ども・子育て支援給付の統合
- (7) 都道府県と市町村の連携強化や福祉と教育の連携推進などによる、地域における包括的な子育て支援体制の構築
- (8) 子ども・子育て支援に係る計画と障害児支援に係る計画の整合性の確保など、子ども・子育て支援と障害児支援との連携強化の在り方

2. 公定価格

(検討を行う事項)

- (1) 利用実態を踏まえた土曜日開所の取扱い、地域区分の在り方など、施設の運営実態を踏まえた算定方式、基本単価や各種加減算の在り方
- (2) 管理業務の効率化等を踏まえた、複数施設を設置している法人に係る調整措置の在り方
- (3) 処遇改善等加算の職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析を踏まえた、各施設における処遇改善の着実な実施のための方策
- (4) 申請書類の様式統一化など、施設型給付の請求に係る事業者の事務負担の軽減方策

(中長期的な検討課題)

- (5) 経営実態調査等の実施周期など、今後の公定価格の実態把握の在り方

3. 保育人材の確保

(検討を行う事項)

- (1) 土曜日における共同保育の実施、子どもも帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運用の改善など、働きやすい職場づくり、業務負担の軽減による、保育士等の勤務環境の向上のための方策
- (2) 保育所における職員の短時間勤務について、配置可能な条件の見直し、対象職員の拡大など、配置要件の在り方
- (3) 地方自治体等における研修体制の整備、職員の研修受講や園内研修の実施を評価する仕組みなど、保育士等が研修を受講しやすくするための体制づくり
- (4) 都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育事業継続のための支援策
- (5) 看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度を導入するなど、潜在保育士の就職・再就職支援の強化のための方策

(中長期的な検討課題)

- (6) 幼稚園教諭免許・保育士資格の一体化や、保育士資格と他の福祉職との共通資格課程の検討など、各資格の在り方

4. 認定こども園

(検討を行う事項)

- (1) 施設類型、設置者及び利用者の支給認定区分の違いによって、「特別支援教育費補助」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」など、異なる制度が適用される私立認定こども園における障害児等支援の補助体系の在り方
- (2) 3歳以上園児の保育室の3階以上への設置の可否など、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の在り方
- (3) 5年間延長されている保育教諭の資格に係る経過措置期間中に、免許併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策

5. 地域型保育事業

(検討を行う事項)

- (1) 小規模保育事業における運営等の在り方 (B型からA型への移行促進、一時預かり事業や共同保育実施の要件など)
- (2) 保育士資格を有する者が家庭的保育者等として従事する場合の、家庭的保育等研修の受講要件の柔軟化
- (3) 自宅で家庭的保育を実施している事業者が、5年間延長されている自園調理に係る経過措置期間中に自園調理を実現できるようにするための支援策
- (4) 居宅訪問型保育事業の運用の在り方 (派遣対象の拡大や対象児童等の観点からの事業類型の創設など)
- (5) 連携施設制度の在り方 (連携施設確保促進のための地方自治体の関与、小規模保育卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など)

6. 地域子ども・子育て支援事業

(検討を行う事項)

- (1) 各事業の実施状況、運営実態を踏まえた、補助内容の在り方や事業の促進のための方策
- (2) 条例による事務処理特例の運用状況を踏まえた、一時預かり事業及び病児保育事業の届出先や立入検査に係る事務の都道府県から市町村への権限移譲の可否
- (3) 一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業において居宅訪問型の実施が進まない要因の分析、実施の促進のための方策
- (4) 病児保育事業に係る人材の確保に向けた、スキルアップや待遇改善等、事業の安定的な運営のための支援等の在り方
- (5) 幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子供への対応

7. その他

(検討を行う事項)

- (1) 職員配置改善など更なる「質の向上」のための0.3兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保
- (2) 幼児教育・保育の無償化を始めとする各種政策や制度変更の効果・検証の在り方
- (3) 幼保連携型認定こども園において施設の設置者からの求めに応じて市町村が行う保育料の徴収事務について、幼稚園等に対象を拡大することの可否
- (4) 地方の実情に応じた保育所等の面積基準等の見直しや、民間保育所等における0～2歳児の給食の外部搬入規制緩和の要否

(中長期的な検討課題)

- (5) 保育所等の突然の閉鎖に対応するため、経営の安定した事業者への事業譲渡、近隣園との合併など、安定的な経営を確保しやすくする仕組みの整備
- (6) 保育の長時間化など保育所の現状に関する保護者側の理解醸成の在り方

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」の概要

令和元年12月10日 子ども・子育て会議

はじめに

- ▷ 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行後、政府は、保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできた。今年10月からは、幼児教育・保育の無償化が開始。
- ▷ 子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目的として、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じることとされている。
- ▷ 平成27年度の施行から数えて今年度が5年目。今般、子ども・子育て会議において、地方分権改革に関する提案事項や制度の施行状況を勘案し、検討が必要な事項を整理し検討した。以下の対応方針により、政府において必要な対応をとることを求める。

制度全般に関する主な事項

- 保育標準時間・短時間の区分については、事務負担軽減が期待される一方で、保育の長時間化の懸念が指摘されており、その在り方について引き続き検討すべき。
- 保育の必要性認定における「求職」の取扱いについて、求職活動の内容・確認方法の例示等を通知等により周知すべき。

公定価格全般に関する主な事項

- 公定価格の設定方法については、「積み上げ方式」を維持すべき。
- 本年10月の改定により2号認定子どもに係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、経営実態調査において人件費割合が増加し収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乘せするべき。
- 地域区分分について、自地域より支給割合の高い区分の地域に困まっている場合には、それらの地域のうち、支給割合が最も近い地域区分分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべき。
- 保育所等の安定的な運営にも配慮しつつ、土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべき。一方で、土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については、保育所等の運営全体に与える影響に鑑み、慎重に検討すべきであり、特に人件費の削減は、人員配置の実態にも鑑み行うべきではない。
- 減価償却費加算の地域区分分について、保育所等整備交付金制度と同様に区分を見直すべき。

処遇改善や事務負担軽減等、人材の確保に関する主な事項

- 更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべき。
- 処遇改善等加算について、賃金改善の基準年度の取扱いを含め、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討すべき。
- 夜間保育所のより安定した経営の構築に向け、夜間保育加算を拡充すべき。
- 離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関する実態把握や対応策の検討に着手すべき。

教育・保育の質の向上に関する主な事項

- 職員配置基準の改善については、「0.3兆円超」の安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべき。
- チーム保育推進加算・栄養管理加算の充実については、必要となる財源の確保と併せて検討すべき。
- 給食実施加算については、園として必要となる費用に応じた内容となるよう加算適用の在り方を見直すとともに、きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算単価の充実に検討すべき。
- 主幹教諭等専任加算について、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても取得できるよう要件を弾力化すべき。
- 施設関係者評価加算について、学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、自己評価の実施を前提に、公開保育の取組との一体的な実施に対する一層の支援に向け、検討すべき。

地域の子育て支援活動の充実に関する主な事項

- 障害のある子どもの受入れや、地域における子育て支援の取組の、公定価格における評価を検討すべき。
- 被虐待児等の要保護児童の支援に関し、要保護児童対策地域協議会への参加や個別の支援といった保育所等での取組を評価することを検討すべき。

認定こども園に関する主な事項

- 私立認定こども園に係る障害児等支援事業の補助対象の一部を見直し、事務の簡素化を図るべき。
- 幼保連携型認定こども園の保育教諭の免許状・資格併有の促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ特例の在り方について引き続き検討すべき。

地域型保育事業に関する主な事項

- 先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、地域型保育事業所卒園後の受入先確保を促すべき。
- 連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況を踏まえて、引き続き検討すべき。

地域子ども・子育て支援事業に関する主な事項

- 一時預かり事業について、職員の処遇改善や補助単価の見直し等を検討すべき。
- 病児保育事業について、実態調査を踏まえた検討を行うとともに、利用管理のためのシステム構築費用の補助等を検討すべき。
- 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）において、障害児を受け入れる場合の単価のあり方を検討すべき。

終わりに

- 制度全般に対する見直しは第3期の子ども・子育て支援事業計画期間との関係性も考慮し、5年後を目的として行うべき。
- 公定価格の次回の全般的な見直し及び経営実態調査は、制度全般の見直しにあわせて5年後に実施することとし、それまでの間における中間的な見直しの実施についても引き続き検討すべき。

(子ども・子育て会議における検討の経緯)

- 2018年 5月28日(月) 見直しに係る議論を開始 <会議後に各委員に意見を照会>
- 2018年 7月30日(月) 5年間で経過措置の期限が到来する事項を中心に検討
- 2018年10月 9日(火) 5年間で経過措置の期限が到来する事項に係る対応方針を整理
- 2019年 8月29日(木) 上記以外で、検討が必要な事項を整理
- 2019年 9月27日(金) 公定価格関係以外の事項を中心に検討
- 2019年10月10日(木) 経営実態調査結果<速報値>の報告、関係者からのヒアリング
- 2019年10月31日(木) 関係者からのヒアリング、公定価格関係の事項を中心に検討
- 2019年11月12日(火) 公定価格関係の事項を中心に検討
- 2019年11月26日(火) 新制度施行後5年の見直しに係る対応方針案を提示・議論
- 2019年12月10日(火) 新制度施行後5年の見直しに係る対応方針のとりまとめ

○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科長・教育学部長	徳倉 康之	NPO法人ファザーリング・ジャパン理事
新山 裕之	全国国公立幼稚園・こども園長会会長	中川 一良	(福)健光園京都市北白川児童館館長
王寺 直子	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事	野澤 祥子	東京大学大学院教育学研究科附属発達教育実践政策学センター准教授
大日向 雅美	恵泉女学園大学学長	東出 公一郎	(一社)日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
長田 朋久	(公社)全国私立保育園連盟副会長	三日月 大造	滋賀県知事
小塩 隆士	一橋大学経済研究所教授	水谷 豊三	全日本私立幼稚園連合会政策委員長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	茂木 英子	安中市長
加藤 篤彦	(公社)全国幼児教育研究協会理事	森田 信司	(福)全国保育協議会副会長
古口 達也	茂木町長	山内 五百子	(福)日本保育協会理事・女性部長
駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会理事長	山本 和代	日本労働組合総連合会副事務局長
佐藤 好美	(株)産経新聞社論説委員・新プロジェクト本部企画委員		
月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長		
淺元 良明	日本商工会議所産業政策第二部長・東京商工会議所理事		

○子ども・子育て会議 専門委員

大川 洋二	(一社)全国病児保育協議会会長	中正 雄一	(一社)日本こども育成協議会副会長
岡本 美和子	(公社)日本助産師会常任理事	平川 俊夫	(公社)日本医師会常任理事
尾木 まり	(公社)全国保育サービス協会副会長	水嶋 昌子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
木村 義恭	(一社)全国認定こども園連絡協議会会長	安河内 慎二	全国児童養護施設協議会副会長
高橋 善之	大館市教育長		

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について

令和元年12月10日

子ども・子育て会議

1. はじめに

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行以来、政府においては、「待機児童解消加速化プラン」「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできた。さらに本年10月からは、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）等に基づく幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、一定の成果をあげてきたところである。

他方、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第2条第4項及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第2条第2項においては、法律の施行後5年を目途として、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

この規定を踏まえ、本会議では、第35回会議（平成30年5月28日開催）から施行後5年を目途とする検討を開始し、各委員から提出された検討すべき事項を整理した。その上で、まずは経過措置の期限が到来する、幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例等の事項について検討を行い、その結果に基づいて政府において特例や経過措置の延長等の必要な対応が行われたところである。

さらに、第44回会議（令和元年8月29日開催）以降、地方分権改革に関する提案事項や、会議におけるこれまでの議論や制度の施行状況等を勘案し、検討が必要な事項についても検討を重ねた。この度、これらの検討結果を踏まえ、以下の方針により政府において必要な対応をとることを求めることとする。

2. 制度全般に関する事項

（1）支給認定区分の変更、保育標準時間・短時間の区分、求職要件など支給認定の在り方

① 支給認定区分の変更の時点について

3号認定から2号認定への職権による区分の変更について、既に区分が

切り替わる毎に通知が必要だったものを、年度の末日までに通知をすればよい取扱いとしているところであり、変更の時点の見直しなど、更なる制度改正を行うことによって生じる影響等への懸念が大きいため、現行の制度を維持すべきである。

② 保育標準時間・短時間の区分について

現行の保育の必要量の区分を統合することについては、認定等に係る市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育標準時間に統合した場合に保育所等における保育の長時間化につながるなどの懸念が指摘されている。

保護者の就労の実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育を利用できるようにすることは重要であることから、無償化の施行の状況等も注視しながら、多様な働き方への対応や公費負担への影響等も踏まえつつ、区分の在り方について引き続き検討すべきである。

③ 保育の必要性認定における「求職活動」の要件について

保育の必要性認定における求職事由の取扱いについて、以下の点を踏まえ、通知等により周知すべきである。

▷求職活動の取扱いについては、他の認定事由との公平性、地域における実情、求職活動の性質等を踏まえるものであること。

▷求職活動の内容及び確認方法について、以下のような例示を行うこと。

- ・ 求職活動の内容については、客観的に求職活動と認められる内容及び状態であることが求められ、主なものとして、ハローワークにおける求職申込、求人への応募、職業相談・職業紹介、各種講習・セミナー受講、個別相談ができる企業説明会等への参加等が含まれる。なお、自宅における、新聞・インターネット等での求人情報の閲覧のみを行っている場合や、知人への紹介依頼等、活動頻度や時間、内容等に鑑み、その活動のみをもって保育の必要性が生じているとは言い難い場合は含まない。
- ・ 申請時に、今後の求職活動の計画等の提出を求め、認定の有効期間終了後に再度申請する場合には、活動内容の報告を求める。

(2) 幼稚園等で受け入れている2歳児を支給認定（教育認定）の対象とすることについて

現時点では、幼稚園における2歳児の受入れについては、実施の有無や目的・内容が多様であり、支給認定の対象とし一律の公定価格を設定する状況

にあるとは言えないため、引き続き多様な活動を地域子ども・子育て支援事業や公定価格の子育て支援活動費加算等により支援すべきである。

(3) 大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取扱いなど、大規模開発時の利用調整の在り方

大型マンション等の建設時に、当該マンション等に認可保育所を設置するような場合の利用調整における取扱いについては、自宅と保育所との距離等を勘案し入所する保育所を決定する中で各自治体において個別に判断することとしつつ、こうした場所における保育所等の設置促進のための取組について、再度通知やFAQの発出等により周知すべきである。

(4) 認可外保育施設の認可施設への移行に向けたインセンティブ付与など、移行促進のための方策

認可外保育施設への指導監督や巡回支援を徹底するとともに、現在実施している移行促進策を引き続き実施し、認可外保育施設の認可施設への移行の支援に取り組むべきである。

3. 公定価格全般に関する事項

(1) 公定価格の算定方法など、公定価格に算定されている経費と実際の運営コストの比較による公定価格の検証の在り方

公定価格の設定方法については、対象となる費目を積み上げて金額を設定する「積み上げ方式」を維持すべきである。

公定価格の見直しを行う際には、公定価格の算定経費と実際の運営に要した費用が乖離しないよう、経営実態調査の結果を考慮し、人件費、管理費及び事業費の水準の見直しを図ることを基本とすべきである。本年10月の改定により2号認定子どもに係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、経営実態調査において人件費割合が増加し収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乗せすべきである。

(2) 基本分単価の加算化や加算の基本分単価への組み入れなど、基本分単価と加算の在り方

① 所長設置加算等の算定方式の見直し

所長（管理者）設置加算については、所長の設置は義務とはされていないが、95%以上の園において設置されており、事務負担軽減の観点から、基本分単価に組み入れ、要件を満たさない場合に減算する仕組みとすべきである。

事務職員雇上費加算の基本分単価への組み入れについては、施設等における事務負担の状況も踏まえながら公定価格における事務職員の評価について引き続き検討することとし、今回の見直しに際しては現行の仕組みを維持すべきである。

② 認定こども園のよさを生かす算定方法の在り方

認定こども園におけるチーム保育加配加算の算定方法について、保護者の就労状況にかかわらず子どもの受入れが可能である認定こども園のよさを生かす観点から、3歳以上の子どもの認定区分が1号から2号へと変更される場合の算定方法を見直すべきである。

（3）地域の給与の状況を反映するための地域区分の在り方

人件費に係る地域区分の在り方については、より広域的な設定を提案する意見もあったが、統一かつ客観的なルールによることが必要であり、国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定するという基本的な考え方を維持すべきである。

その上で、子ども・子育て支援新制度独自の区分設定について、国家公務員等の地域手当の設定がない地域における現行の補正措置に加えて、介護保険制度における改正の状況を考慮し、国家公務員等の地域手当の設定がある地域においても、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合には、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべきである。

また、子ども・子育て支援新制度施行時に令和元年度までの時限措置として設けた地域区分の経過措置については、施設・事業所の運営に与える影響を考慮して継続すべきである。

地域区分の在り方については、経過措置の将来的な取り扱いも含め、引き続き検討すべきである。

（4）土曜開所に対する公定価格上の評価の在り方

土曜日における保育所等の開所状況について、一部の園において土曜日に閉所しており、また、開所している園について利用児童数や職員数が平日より少ない園が多いという実態がある。一方で、現行制度上、土曜日は月に1日でも開所していれば公定価格の調整がかからない仕組みとなっている。こうした実態や現行制度の積み上げ方式という仕組みも踏まえ、土曜日開所の公定価格上の評価について、「開所日数」、「利用児童が少ない場合の事業費」、「利用児童が少ない場合の人件費」の観点から議論を行った。

「開所日数」に着目する評価については、一部の土曜日だけ閉所した場合も、全て開所した場合と同様に評価することを維持する根拠に乏しく、影響も一部の土曜日に閉所する園に限られるものであり、調整を実施すべきという意見が多かったことを踏まえ、保育所等の安定的な運営にも配慮しつつ、土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべきである。一方で、経営実態調査の結果をみても、保育所等の全体の収支差は小さいものとなっており、土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については慎重な検討を求める意見が多数あり、保育所等の運営全体に与える影響を鑑み、慎重に検討すべきものである。特に、人員配置については公定価格での評価以上の人員を配置している実態があり、保育所等の人件費について現在よりも削減することについては多くの委員から反対意見が示されており、現行以上に人件費を削減することは行うべきではない。

(5) 施設整備費補助の仕組みと整合性等を考慮した減価償却費加算・賃借料加算の仕組みの在り方

減価償却費加算における地域区分について、区分設定の際に参考とした保育所等整備交付金制度では平成 29 年度に区分を見直したことを踏まえ、保育所等整備交付金制度と同様に区分を見直すべきである。

賃借料加算における地域区分について、区分設定の際に参考とした生活保護制度では平成 27 年度に区分を見直しているが、仮に同様の見直しを行った場合、減額になる自治体もありうるところ、待機児童の解消に向けて保育の受け皿整備を進めているという現下の情勢に鑑み、現行の地域区分を維持すべきである。

4. 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事

項

(1) 処遇改善等加算の職員給与への反映状況等の実態を踏まえた、処遇改善の着実な実施とそのための方策

① 更なる処遇改善

保育士等の給与の状況については、これまでの処遇改善に向けた取組が一定の効果を上げてきている一方で、依然として全産業平均の賃金月額との間で差があることを強く認識すべきである。これを踏まえ、処遇改善に関する加算の取得の一層の支援を図るとともに、更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべきである。

② 処遇改善等加算に係る事務負担の軽減や運用の改善

処遇改善等加算について、賃金改善の基準年度の取扱いを含め、地方自治体や事業者の実務への影響を精査しつつ、一定の場合には、計画・実績報告の手続をより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討すべきである。

また、処遇改善等加算の認定権限の移譲については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村との間で協議が調っていること、広域利用時の事務の重複を回避することを前提として、当該市町村に移譲することを認めるべきである。

処遇改善等加算Ⅱの施設内での配分方法については、加算の取得割合が着実に向上している一方で、未取得の理由に職責と給与の逆転を挙げる施設が多いことを踏まえ、加算の取得のきめ細かな支援や効果の状況を見極めつつ、定額配分者の最低人数の更なる緩和を引き続き検討すべきである。

(2) 保育士以外の職種の配置に関する公定価格上の評価の在り方

保育士以外の職種の活用を促進する観点から、特に、地域の高齢者の方に参画いただく入所児童処遇特別加算について、その趣旨・目的を適切に表現できるよう、加算名称を見直すべきである。

(3) 休日保育における共同保育の在り方

複数の施設が休日保育において共同保育を行い、施設ごとに輪番制で各施設の利用児童を受け入れる場合についても、休日保育加算の対象となるよう、加算要件を見直すべきである。

(4) 夜間保育所に関する公定価格上の評価の在り方

夜間保育所は就労形態の多様化に伴う夜間の保育ニーズに対応するものであるということや、夜間保育所固有の業務や経費があることに鑑み、夜間保育所のより安定した経営の構築に向け、夜間保育加算を拡充すべきである。

(5) 申請書類の様式統一化など、施設型給付の請求に係る事務負担の軽減方策

施設型給付の請求様式については、市町村が実際に使用している様式も参考にしながら、統一的な請求様式を作成するとともに、普及に向けて取組を進めるべきである。

(6) 土曜日における共同保育の実施、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運用の改善など、働きやすい職場づくり、業務負担の軽減による、保育士等の勤務環境の向上のための方策

土曜日の利用児童数が少なくなっている中で、保育士等の働き方改革等の観点からも、土曜日における共同保育の実施は有効であり、取組の在り方等について通知やFAQの発出等により明確化すべきである。

保育士等の業務負担軽減等による働き方改革については、子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、「市町村や保護者から連絡があった場合に備えて確実な連絡手段や体制が確保されていること」など連絡体制の確保措置を要件にしたうえで、そうした時間については保育士がいなくても可とすることを明確化すべきである。

(7) 保育所における職員の短時間勤務について、配置可能な条件の見直し、対象職員の拡大など、配置要件の在り方

保育所における短時間勤務職員の配置については、調理員等に短時間勤務職員を導入することについて、保育の質の確保にも留意しつつ現行の職員配置基準においても実施することが可能である旨、通知やFAQの発出等により明確化すべきである。

(8) 地方自治体等における研修体制の整備、職員の研修受講や園内研修の実施

を評価する仕組みなど、保育士等が研修を受講しやすくするための体制づくり

保育士等に対する研修の実施については、今後も効果的かつ効率的な受講が可能となるよう、取組を検討し、必要な対応策を講じるべきである。

(9) 都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育の継続のための支援策

地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべきである。また、保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべきである。

(10) 保育人材の確保に向けた保育士等の魅力向上のための方策

保育人材の確保については、これまで処遇改善や事務負担軽減などの取組を実施してきたが、依然として保育士の求人倍率は全職種平均と比較しても高く、保育人材の確保が困難な状況が続いている。このような状況を踏まえ、保育士等を目指す人や保育士等に復帰しようとする人が増え、保育現場に参加・復帰しやすくなるよう、保育士等という職業や働く場としての保育所等の魅力の向上とその発信に向けた取組等の検討に着手すべきである。

(11) 潜在保育士の就職・再就職支援の強化のための方策

保育人材確保に向けた、潜在保育士に対する研修の実施や資格試験の充実については、これまで、復帰後の保育士に対する園内研修の費用補助や年2回の保育士試験実施の取組を行ってきたところであり、引き続き研修機会の確保等による再就職支援等を行うべきである。

また、看護師等免許保持者類似の届出制度の導入については、法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等の費用対効果も踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討すべきである。

5. 教育・保育の質の向上に関する事項

(1) 質の高い教育・保育の実施のため、基準を超えた職員を配置する施設・事業所への対応

「1歳児の職員配置基準の改善」及び「4・5歳児の職員配置基準の改善」を始めとする配置改善については、「0.3兆円超」の安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべきである。

※「0.3兆円超」関連項目

本年10月の実施を見送った保育所におけるチーム保育推進加算の充実については、必要となる財源の確保と併せて検討すべきである。

(2) きめ細かな調理・アレルギー対応等の食育の推進

幼稚園・認定こども園における1号認定子どもに係る給食実施加算については、園として必要となる費用に応じた内容となるよう加算適用の在り方を見直すとともに、きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算単価の充実を検討すべきである。

また、栄養管理加算の充実については、食育の充実など教育・保育の質の向上に栄養士・栄養教諭等が重要な役割を果たしていることを踏まえ、必要となる財源の確保と併せて検討すべきである。

※「0.3兆円超」関連項目

(3) 小学校との連携・接続や外部評価など、教育・保育の質の向上に資する取組の推進

幼稚園・認定こども園における主幹教諭等専任加算について、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても取得できるよう要件を弾力化し、加算の取得促進と教育・保育の質向上を図るべきである。

※「0.3兆円超」関連項目

また、幼稚園・認定こども園における施設関係者評価加算について、学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、自己評価の実施を前提に、公開保育の取組との一体的な実施に対する一層の支援に向け、検討すべきである。

6. 地域の子育て支援等の機能の充実に関する事項

(1) 地域の子育て支援活動の評価の在り方

現行の、地域の子育て支援の取組状況に着目した加算の在り方に関し、障害のある子どもの受入れや、地域における子育て支援の機能を保育所等が担っていくことを踏まえ、公定価格上の評価について検討すべきである。

(2) 被虐待児等の要保護児童等といった支援が必要な子どもへの対応の評価の在り方

地域の関係機関が連携した要保護児童対策や子育て支援の必要性は増し、そうした関係機関の1つとして、保育所等に期待される役割や実際の対応も、今後増大していくと見込まれる。一方で、要保護児童への支援等は、保育所等が日常的に行う業務の1つであるという面もある。こうした中で、被虐待児等の要保護児童への支援を進めていくに当たり、要保護児童対策地域協議会への参加や個別の支援といった保育所等での取組を評価することを検討すべきである。

医療的ケア児の受入れ促進策について、医療的ケア児の受入れに関するモデル事業や実態調査等の結果を踏まえて、引き続きどのような対応が可能か検討すべきである。

7. 認定こども園に関する事項

(1) 施設類型、設置者及び利用者の支給認定区分の違いによって、「特別支援教育費補助」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」など、異なる制度が適用される私立認定こども園における障害児等支援の補助体系の在り方

既に一般財源化した保育認定子どもに係る部分については、国と地方の税財源配分の在り方に関わる課題であり直ちに変更を行うことは困難であることなどから、現時点で認定こども園に係る障害児等支援事業を一元化することは困難であるが、各園への支援レベルが低下することのないようにしつつ少しでも事務の簡素化を図る観点から、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立認定こども園の3～5歳については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とすべきである。

一方、施設類型や設置主体により障害児等に対する必要な支援は異なるものではないため、更なる支援の一元化については、国地方の税財源配分の在り方等に関する大局的な議論の機会をとらえるなどして、引き続き検討

すべきである。

(2) 3歳以上園児の保育室の3階以上への設置の可否など、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の在り方

満3歳以上園児の保育室を2階までに確保している場合においては、当該園児が使用する遊戯室を3階以上に設置可能とするなどについて周知しており、更なる基準緩和は行わないこととすべきである。

(3) 5年間延長されている保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に、免許状・資格併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策

令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育者の質の確保に留意しつつ、認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等、①保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、②幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべきである。

8. 地域型保育事業に関する事項

(1) 小規模保育事業における運営等の在り方（B型からA型への移行促進、一時預かり事業など）

小規模保育事業A型への移行促進については、現在においても小規模保育事業B型からA型に移行するインセンティブを公定価格上設けており、各種講演や自治体の担当者会議等において周知・説明すること等により引き続きその活用促進に努めるべきである。

小規模保育事業所での一般型一時預かり事業の実施については、現行の実施要綱においても可能であり、そのことにつき通知やFAQの発出等により周知すべきである。

(2) 家庭的保育事業や小規模保育事業C型に従事する者の研修要件の在り方

家庭的保育補助者が業務に従事するに当たり受講が求められる研修については、その受講時期につき事業への従事開始後一定期間内の受講も認めるなどの措置を講じるとともに、保育士資格を有する者が小規模保育事業

C 型や居宅訪問型保育事業で家庭的保育者として従事するために必要な研修項目の見直しも含めて検討すべきである。

(3) 居宅で家庭的保育を実施している事業者が、5年間延長されている自園調理に係る経過措置期間中に自園調理を実現できるようにするための支援策

家庭的保育事業における自園調理の実施については、実施義務を猶予する経過措置が新制度施行後10年まで延長されたことや、家庭的保育者の居宅その他の場所で家庭的保育事業を実施するうえで保育環境を整えるために必要な経費の一部を補助する「家庭的保育改修費等支援事業」が利用可能であることを、各種講演や自治体の担当者会議等において、周知・説明すべきである。

(4) 居宅訪問型保育事業の運用の在り方（派遣対象の拡大や対象児童等の観点からの事業類型の創設など）

保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施については、現行の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第37条第4号により現在でも可能であるが、今般、居宅訪問型保育事業者はそのような乳幼児に対する保育の提供が可能であることを、同省令上明確化すべきである。

また、居宅訪問型保育事業の類型化については、居宅訪問型保育事業の活用促進に向けて必要となる事項を、運営費等コスト面の調査を含む制度運用の実態把握や事例収集を行いつつ、引き続き検討すべきである。

(5) 連携施設制度の在り方（連携施設確保促進のための地方自治体の関与、地域型保育事業所卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など）

地域型保育事業所を卒園した児童の受け皿確保については、留意事項通知において優先利用の例示の1つとして既に記載しているところではあるが、有効な取組を明確化する観点から、先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、地域型保育事業所卒園後の受入先確保を促すべきである。また、先行利用調整等により卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とすべきである。

また、連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況や、今般延長を行った連携施設設置に係る経過措置期間における状況等を踏まえて、引き続き検討すべきである。

9. 地域子ども・子育て支援事業に関する事項

(1) 各事業の実施状況、運営実態を踏まえた、補助内容の在り方や事業の促進のための方策

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の量的拡充や補助の在り方については、ニーズ等を踏まえつつ検討すべきである。

一時預かり事業については、経営上の課題に対応するための職員の処遇改善や補助単価の見直し等を検討すべきである。

(2) 条例による事務処理特例の運用状況を踏まえた、一時預かり事業及び病児保育事業の届出先や立入検査に係る事務の都道府県から市町村への権限委譲の可否

昨年の自治体に対する調査の結果を踏まえ、一時預かり事業と病児保育事業に係る届出の受理や立入検査等の実施権限は引き続き都道府県等に属することとしつつ、条例による事務処理特例制度を活用することで市町村への権限委譲が可能である現行の取扱いについて、通知やFAQの発出等により再度周知すべきである。

(3) 一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業において居宅訪問型の実施が進まない要因の分析、実施の促進のための方策

各種事業における居宅訪問型の利用を阻害する要因の分析については、現在の実施数が少ないことも踏まえつつ、分析方法も含め引き続き検討すべきである。

(4) 病児保育事業に係る人材の確保に向けた、スキルアップや待遇改善等、事業の安定的な運用のための支援等の在り方

病児保育事業に係る事業経営については、今年度運営実態を把握するための調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ、更なる検討を行うべきである。

また、病児保育事業の安定的運営に向け、実施施設の空き状況確認や利用予定の管理のためのシステム構築に要する費用の補助に加え、需要の不安定さや人材確保の困難さに鑑み、柔軟な制度の運用に向けた取組を検討すべきである。

(5) 幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子どもへの対応

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）において、障害児を受け入れる場合の単価の在り方を検討すべきである。

10. その他の事項

(1) 職員配置改善など更なる「質の向上」のための 0.3 兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）など、閣議決定された方針に基づき、引き続き、各年度の予算編成過程において、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保に努めるべきである。

(2) 幼児教育・保育の無償化を始めとする各種政策や制度変更の効果・検証の在り方

今般の幼児教育・保育の無償化は、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るといった少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎や、その後の義務教育の基礎を培う幼児教育・保育の重要性から実施されており、国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」や内閣府の「結婚・家族形成に関する意識調査」において、理想の子ども数を持たない理由として、子育てや教育に費用がかかることが挙げられていることや、幼児教育・保育が、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすという海外の研究結果もあることなどが参考にされている。

こうしたことを踏まえ、当面は、少子化対策については参考とした指標に係る数値の変化を、幼児教育・保育の重要性については年齢別・施設別の利用者数及び割合の変化を確認するとともに、中長期的には、出生率への影響やその後の学校教育へ与える影響など幼児教育・保育の効果等について、学識経験者による研究等を踏まえ、検証方法も含め検討すべきである。

(3) 幼保連携型認定こども園において施設の設置者からの求めに応じて市町村が行う保育料の徴収事務について、幼稚園等に対象を拡大することの可否

保育所、幼保連携型認定こども園等における市町村による保育料の徴収権限は、児童福祉施設としての責務の履行を担保するために付与されたものであり、また、幼児教育・保育の無償化により、幼稚園等について市町村が保育料の強制徴収を行うことができるようにする意義は薄くなっていることから、強制徴収の対象となる施設の拡大は行わないこととすべきである。

(4) 保育所等の面積基準及び外部搬入規制の在り方

保育所等の面積基準については、一定の条件下で既に特例措置が講じられているため、追加の措置は行わないこととすべきである。

また、給食の外部搬入の更なる拡大については、質の観点からの懸念も示されているため、現時点においては方針を決定するのは時期尚早であり、見直しは行わないこととすべきである。

11. 終わりに

今般、法律の施行後5年を目途に制度全般についての見直しを行ったが、こうした制度全般に対する見直しについては、第3期の子ども・子育て支援事業計画期間との関係性も考慮し、5年後を目途として行うべきである。

公定価格については、毎年度、人事院勧告に準じた給与法の改正や物価指数の変動を考慮した水準の見直しのほか、その時々における政策的な課題を踏まえ、各種加算の創設・拡充を行っているが、今回の全般的な見直し及び経営実態調査は、制度全般の見直しにあわせて5年後に実施することとし、それまでの間における中間的な見直しの実施についても、引き続き検討すべきである。

また、子ども・子育て支援新制度に関する各種運用等については、逐次改善を行っていくことが必要であり、本対応方針において引き続き検討することとした事項や、他の福祉分野との連携の推進など第44回会議において中長期的な検討課題とした事項に加え、それ以外の事項についても、必要に応じ検討を行うことが重要である。例えば、本会議でもその必要性について指摘された、災害時における保育所等の臨時休園に係る基準については、現在厚生労働省において調

査研究を実施しているところであり、この結果も踏まえて政府は対応していくべきである。その他にも、多胎児をもつ子育て家庭等への支援や、保育の長時間化への懸念と保育に対する保護者の理解醸成の在り方、制度の複雑化や市町村等の更なる事務負担の軽減等についても、問題提起がなされたところであり、こうした点についても、検討を行うべきである。

そもそも、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないという基本理念を掲げている。本会議はこうした基本理念に基づき、引き続き、施策の進捗を点検・評価していくことにより、子ども・子育て支援策が全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものとなっているかを確認していく。

新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目	第37回会議(H30.10.9開催)における方向性	その後の取組状況
<p>① 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例</p> <p>② 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例</p>	<p>保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取得の特例を5年間延長する</p>	<p>第198回国会(常会)において成立した第9次地方分権一括法により、認定こども園法一部改正法及び教育職員免許法を改正し、特例期間を5年間延長</p> <p>これにあわせて、保育士資格の取得に係る特例期間を5年間延長する告示改正を予定</p> <p>※関連事項として、配置職員数に算入する副園長・教頭の資格に係る特例期間を5年間延長する内閣府令改正を予定</p>
<p>③ みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置</p>	<p>経過措置は延長しない</p>	<p>経過措置を延長しない旨を、平成31年3月29日付の事務連絡により周知</p>
<p>④ 幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例</p>	<p>幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例と同様に5年間延長</p>	<p>第9次地方分権一括法の成立を踏まえ、特例の期間を5年間延長する旨を通知する予定</p>
<p>⑤ 新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置</p>	<p>幼児教育の無償化に伴い、本特例の必要性は失われる</p>	<p>経過措置を延長しない旨を、平成31年3月29日付の事務連絡により周知</p>
<p>⑥ みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置</p>	<p>経過措置は延長しない</p>	<p>経過措置を延長しない旨を、平成31年3月29日付の事務連絡により周知</p>

項目	第37回会議(H30.10.9)における方向性	その後の取組状況
⑦ 地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置	① 自宅以外の場所における家庭的保育事業については、経過措置を5年間延長 ② 小規模保育事業、事業所内保育事業については、経過措置は延長しない	① 自宅以外の場所における家庭的保育事業 …経過措置を5年間延長する改正を行う省令を、平成31年3月29日に公布 ② 小規模保育事業・事業所内保育事業 …経過措置は延長しない旨を、平成31年2月18日の子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会や3月1日の全国児童福祉主管課長会議において周知
⑧ 地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置	経過措置を5年間延長	・経過措置を5年間延長する改正と、 ・定員が20名以上であって、市区町村が適当と認める①企業主導型保育施設、②地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設を連携施設として位置付ける改正を行う省令を、平成31年3月29日に公布
⑨ 小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)	経過措置は延長しない	経過措置を延長しない旨を、平成31年2月18日の子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会や3月1日の全国児童福祉主管課長会議において周知
⑩ 小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)	経過措置は延長しない	経過措置を延長しない旨を、平成31年2月18日の子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会や3月1日の全国児童福祉主管課長会議において周知
⑪ 放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置	「従うべき基準」の参酌化に係る検討と合わせ、経過措置の在り方を検討していく	第9次地方分権一括法により、児童福祉法を改正し、放課後児童健全育成事業に従事する者の配置・資格に関する基準を参酌化

令和2年度の公定価格の対応について(案)

公定価格全般に関する事項

項目	内容
①公定価格の設定方法	公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を維持。
②旧副食費の取扱い	令和元年10月の改定により2号認定子ども公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定子どもの人件費に上乗せ。
③土曜日に閉所した場合の減算の見直し	土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入。 ※現在、全ての土曜日を閉所している場合に6～8%減算。
④地域区分の見直し	国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ。 ※子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については継続。
⑤減価償却費加算の地域区分の見直し	地域区分(4区分)を廃止し、加算額を最も高い単価に統一。
⑥所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組み入れ	所長設置加算・管理者設置加算を基本分単価に組み入れ。 ※所長・管理者が配置されていない場合は減算。
⑦チーム保育加配加算(認定こども園)の算定方法の見直し	チーム保育加配加算について、利用している子どもの認定区分の状況により加算額が変動しない仕組みに見直し。
⑧幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算措置の廃止	新制度施行後も引き続き2名の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する施設長に係る加算措置について、経過措置期間(令和元年度末まで)の終了に伴い廃止。 ※第37回子ども・子育て会議(H30.10.9開催)において方針を決定済。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

項目	内容
①保育士等の処遇改善	令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善(保育士平均+1.0%)を令和2年度の公定価格にも反映。
②処遇改善等加算に係る運用改善及び事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールをさらに緩和。 ・賃金改善の基準年度を含め、実務への影響を精査しつつ、計画・実績報告の手続をより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を検討。 ※併せて、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県との間で協議が調った場合には、希望する市町村に移譲。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項【続き】

項目	内容
③夜間保育加算の拡充	夜間保育加算について固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充。 【例】6/100地域 定員40人の場合：年額約820万円→年額約930万円（+約110万円）※処遇改善等加算Ⅰを含む。
④休日保育における共同保育への加算	休日保育加算について、複数の施設が輪番制により年間を通じて利用児童を受け入れる場合も対象。
⑤入所児童処遇特別加算の名称変更	高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」の名称を、その趣旨・目的を適切に表現できるように「高齢者等活躍促進加算」（仮称）に変更。
⑥申請書類の様式の統一化	施設型給付の請求様式について、市町村が実際に使用している様式も参考に、統一的な請求様式の作成・普及を推進。

教育・保育の質の向上に関する事項

項目	内容
①栄養管理加算の拡充 ※0.3兆円超メニューの一部実施	栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置。 ※年額12万円（嘱託の場合）→年額約80万円【1号認定】、90万円【2・3号認定】 ※調理員を兼務する場合も拡充の対象 年額約50万円【1号認定】、60万円【2・3号認定】
②チーム保育推進加算(保育所)の要件緩和	1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和。
③給食実施加算(1号認定子ども)の拡充及び見直し	1号認定子どもに給食を提供する場合の「給食実施加算」について、きめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の単価を拡充するとともに、外部搬入の場合の単価を見直し。
④主幹教諭等専任加算(幼稚園)の要件弾力化	主幹教諭等専任加算について、充実した幼小連携の実施によっても取得できるよう要件を弾力化。
⑤施設関係者評価加算(1号認定子ども)の拡充と要件見直し	公開保育と学校関係者評価を組み合わせて実施する場合の単価を拡充するとともに、自己評価を実施していない場合の加算適用を見直し。

※ 公定価格に関する検討事項としていた「被虐待児等の要保護児童等への支援」については、厚生労働省の補助事業において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員（仮称）の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化等を図るための事業を実施。

令和元年10月10日に公表した資料を修正したもの
(赤字部分が訂正部分)

令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の 経営実態調査集計結果〈速報値〉

令和元年11月26日

2. 結果概要

(1) 経営の状況（私立施設）

① 保育所 収支状況

科目		私立	
		金額	構成割合
収益		千円	%
	I サービス活動増減による収益	137,347	-
	1 保育事業収益		
	2 児童福祉事業収益	33	-
	3 その他収益	1,336	-
	II サービス活動外増減による収益	57	-
	1 借入金利息補助金収入		
	2 受取利息配当金収入	22	-
	III 特別増減による収益	4,821	-
費用		103,170	75.1%
	IV サービス活動増減による費用	14,988	10.9%
	1 人件費		
	2 事業費		
	3 事務費	11,192	8.1%
	4 その他の費用	3,997	2.9%
	V サービス活動外増減による費用	196	0.1%
	1 支払利息		
	VI 特別増減による費用	698	0.5%
	1 法人本部帰属費		
	①収益計：I（3その他収益を除く）+II	137,459	100.0%
	②費用計：IV+V+VI	134,241	97.7%
	③収支差：①-②	3,219	2.3%

※構成割合は、収益計（①）に対する割合。

④施設数	2,164 施設
⑤平均利用定員数	102.3 人
⑥平均児童数	105.4 人

※ 費用の構成割合は、収益計（①）に対する割合。

※ 収益・費用には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。

2. 結果概要

(1) 経営の状況（私立施設）

② 幼稚園（新制度） 収支状況

科目		私立	
		金額 千円	構成割合 %
収益	I 教育活動収入		
	1 学生生徒等納付金	19,227	-
	2 経常費等補助金	64,916	-
	3 付随事業収入	5,845	-
II 教育活動外収入	4 その他収入	3,185	-
	1 借入金利息補助金収入	0	-
	1 受取利息配当金収入	156	-
	2 その他収入	1,366	-
III 特別収入	1 人件費	57,509	63.8%
	2 教育研究経費	20,916	23.2%
	3 管理経費	2,308	2.6%
	4 その他支出	211	0.2%
IV 教育活動支出	1 借入金等利息	177	-
	1 法人本部帰属経費	150	-
V 教育活動外支出	① 収益計：I（4その他収入を除く）+ II + III（1のみ）	90,143	100.0%
	② 費用計：IV + V + VI	81,270	90.2%
VI 特別支出	③ 基本金組入前収支差：① - ②	8,873	9.8%
	④ 基本金組入額	-5,405	-6.0%
	⑤ 収支差：③ + ④	3,468	3.8%
	⑥ 施設数	357 施設	
	⑦ 平均利用定員数	108.1 人	
	⑧ 平均児童数	105.8 人	

※ 費用の構成割合は、収益計（①）に対する割合。

※ 収益・費用には、調査対象事業以外の事業（預かり保育・子育て支援等、地方単独事業）も含まれている。

※ 本表において、平成30年度までに子ども・子育て支援新制度に移行した園を計上しており、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要

（有効回答数（357か所）の属性：平均利用定員108人）

2. 結果概要

(1) 経営の状況（私立施設）

③ 認定こども園 収支状況

科目		私立	
		金額	構成割合
収益	1 保育事業収益	千円 133,302	% -
	2 児童福祉事業収益	36	-
	3 その他収益	5,757	-
	1 借入金利息補助金収入	28	-
	2 受取利息配当金収入	107	-
	III 特別増減による収益	4,435	-
費用	1 人件費	92,825	69.5%
	2 事業費	23,445	17.6%
	3 事務費	7,871	5.9%
	4 その他の費用	2,835	2.1%
	1 支払利息	287	-
	1 法人本部帰属経費	643	-
	①収益計：I（3その他収益を除く）+ II	133,472	100.0%
	②費用計：IV + V + VI	127,907	95.8%
	③基本金繰入前収支差：① - ②	5,566	4.2%
	④基本金組入額	-2,847	-2.1%
⑤収支差：③ + ④	2,719	2.0%	
⑥施設数	760 施設		
⑦平均利用定員数	145.7 人		
⑧平均児童数	143.6 人		

※ 費用の構成割合は、収益計（①）に対する割合。

※ 収益・費用には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。

※ 今回調査から、学校法人会計基準の適用される認定こども園について、幼稚園と同様に基本金組入額を加味した収支差を算出している。

2. 結果概要

(1) 経営の状況（私立施設）

④ 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業） 収支状況

科目	家庭的保育		小規模A		小規模B		小規模C	
	金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
I サービス活動増減による収益	13,828	-	45,696	-	37,710	-	27,140	-
1 保育事業収益								
2 児童福祉事業収益	1	-	49	-	11	-	421	-
3 その他収益	80	-	441	-	175	-	51	-
II サービス活動外増減による収益	6	-	1	-	0	-	4	-
1 借入金利息補助金収入								
2 受取利息配当金収入	0	-	0	-	15	-	0	-
III 特別増減による収益	24	-	1,075	-	629	-	966	-
費用								
1 人件費	7,383	53.4%	29,626	64.8%	24,359	64.6%	17,233	62.5%
2 事業費	1,916	13.8%	3,562	7.8%	3,552	9.4%	2,117	7.7%
3 事務費	1,924	13.9%	6,279	13.7%	4,859	12.9%	2,930	10.6%
4 その他の費用	378	2.7%	791	1.7%	609	1.6%	251	0.9%
1 支払利息	4	0.0%	51	0.1%	23	0.1%	13	0.0%
VI 特別増減による費用	27	0.2%	722	1.6%	662	1.8%	0	0.0%
①収益計：I（3その他収益を除く）+II	13,836	100.0%	45,746	100.0%	37,736	100.0%	27,565	100.0%
②費用計：IV+V+VI	11,631	84.1%	41,031	89.7%	34,064	90.3%	22,545	81.8%
③収支差：①-②	2,204	15.9%	4,716	10.3%	3,672	9.7%	5,021	18.2%
④事業所数	167 事業所		339 事業所		185 事業所		30 事業所	
⑤平均利用定員数	4.6 人		16.7 人		15.2 人		10.0 人	
⑥平均児童数	4.6 人		16.7 人		15.1 人		9.7 人	

※ 費用の構成割合は、収益計（①）に対する割合。

※ 収益・費用には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。

2. 結果概要

(1) 経営の状況（私立施設）

⑤ 地域型保育事業（事業所内保育事業） 収支状況

科目	事業所内（A型適用）		事業所内（B型適用）		事業所内（20人以上）	
	金額	構成割合	金額	構成割合	金額	構成割合
収益	千円	%	千円	%	千円	%
	1 保育事業収益	-	38,817	-	82,790	-
	I サービス活動増減による収益	-	0	-	0	-
収益	2 児童福祉事業収益	-	84	-	1,294	-
	3 その他収益	-	96	-	0	-
	II サービス活動外増減による収益	-	9	-	0	-
III 特別増減による収益	1 借入金利息補助金収入	-	0	-	0	-
	2 受取利息配当金収入	-	0	-	0	-
費用	206	-	2,321	-	2,361	-
	1 人件費	67.3%	29,994	77.3%	62,941	76.0%
	2 事業費	6.4%	2,972	7.7%	5,979	7.2%
	3 事務費	13.7%	3,216	8.3%	9,351	11.3%
IV サービス活動増減による費用	4 その他の費用	3.2%	401	1.0%	3,404	4.1%
	1 支払利息	0.1%	38	0.1%	66	0.1%
V サービス活動外増減による費用	1 法人本部帰属経費	1.3%	0	0.0%	950	1.1%
	513	100.0%	38,817	100.0%	82,790	100.0%
①収益計：I（3その他収益を除く）＋II	40,597	100.0%	38,817	100.0%	82,790	100.0%
②費用計：IV＋V＋VI	37,325	91.9%	36,621	94.3%	82,691	99.9%
③収支差：①－②	3,272	8.1%	2,196	5.7%	98	0.1%
④事業所数	57 事業所		19 事業所		46 事業所	
⑤平均利用定員数	16.9 人		16.1 人		40.2 人	
⑥平均児童数	15.9 人		15.7 人		41.0 人	

※ 費用の構成割合は、収益計（①）に対する割合。

※ 収益・費用には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業・一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれている。

2. 結果概要

(2) 職種別職員1人当たり給与月額（全体状況）

① 保育所（私立・公立）

職種	私立			公立		
	常勤		非常勤	常勤		非常勤
	平均勤続 年数	1人当たり給与月 額（賞与込み） 円	平均勤続 年数	1人当たり給与月 額（賞与込み） 円	平均勤続 年数	1人当たり給与月 額（賞与込み） 円
1 施設長	25.8	565,895	20.7	536,146	31.8	-
2 主任保育士	21.7	422,966	26.1	344,103	25.1	257,531
3 保育士	11.2	301,823	10.1	187,816	11.0	162,859
4 保育補助者（資格を有していない者）	4.9	223,584	6.1	168,561	4.9	149,238
5 調理員	24.4	269,534	7.1	173,290	14.9	144,384
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	8.2	298,362	5.7	231,118	12.6	235,944
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	12.3	340,142	9.8	248,833	12.4	208,389
8 事務職員	10.4	340,919	11.2	246,038	6.4	139,346
9 その他	15.7	375,172	9.0	190,009	13.2	138,941
合計	13.0	317,060	9.2	190,498	12.7	235,629
集計施設数	2,447 施設			1,948 施設		

※ 「1人当たり給与月額（賞与込み）」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

2. 結果概要

(2) 職種別職員1人当たり給与月額（全体状況）

② 幼稚園（新制度）（私立・公立）

職種	私立			公立		
	常勤		非常勤	常勤		非常勤
	平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み） 円	平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み） 円	平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み） 円
1 園長	28.6	453,458	24.7	472,539	29.5	625,524
2 副園長	25.2	413,610	-	-	23.5	570,842
3 教頭	20.4	358,046	-	-	25.3	575,201
4 主幹教諭	19.3	349,961	-	-	21.2	537,134
5 指導教諭	14.4	327,529	-	-	18.4	452,013
6 教諭	7.8	287,492	10.3	169,599	11.1	378,356
7 助教諭	9.2	246,474	5.8	191,281	6.2	238,612
8 講師	8.6	276,053	16.9	419,062	7.2	237,853
9 教育補助者	10.0	206,147	9.3	156,950	7.2	158,825
10 事務職員	12.4	304,141	9.8	157,039	8.5	260,389
11 バス運転手	7.1	207,297	7.5	225,126	6.7	169,588
12 調理員	8.3	184,240	10.2	156,799	12.7	297,908
13 教育補助者（資格無）	6.4	182,547	6.1	165,754	5.3	140,562
14 その他	13.0	264,926	10.4	166,707	5.4	151,334
合計	12.4	313,063	9.7	203,555	11.9	317,101
集計施設数			408 施設		981 施設	

※ 「1人当たり給与月額（賞与込み）」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

※ 本表において、私立については平成30年度までに子ども・子育て支援新制度に移行した園を計上しており、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。

2. 結果概要

(2) 職種別職員1人当たり給与月額（全体状況）

③ 認定こども園（私立・公立）

職種	私立				公立			
	常勤		非常勤		常勤		非常勤	
	平均勤続 年数	1人当たり給与 月額（賞与込み） 円	平均勤続 年数	1人当たり給与 月額（賞与込み） 円	平均勤続 年数	1人当たり給与 月額（賞与込み） 円	平均勤続 年数	1人当たり給与 月額（賞与込み） 円
1 園長	27.9	556,400	35.5	526,671	31.7	618,928	15.5	222,359
2 副園長	22.3	462,597	21.8	847,919	27.9	602,086	-	-
3 教頭	24.2	395,512	-	-	25.9	556,730	-	-
4 主幹保育教諭	19.2	375,965	-	-	23.1	514,214	6.2	209,068
5 指導保育教諭	14.1	336,739	21.4	361,575	17.3	455,717	-	-
6 保育教諭	8.2	279,954	9.6	188,725	9.9	287,181	8.9	150,441
7 助保育教諭	7.8	235,921	11.2	172,516	8.4	163,080	11.6	147,172
8 講師	7.9	250,987	11.6	232,119	6.5	184,852	3.7	153,527
9 教育・保育補助者	8.8	213,170	6.7	174,407	7.8	171,961	8.0	142,845
10 調理員	8.8	257,059	7.1	151,919	12.0	248,914	5.7	139,616
11 栄養教諭・栄養士	6.6	270,325	11.2	231,056	8.8	293,846	7.2	176,600
12 看護職員	9.7	278,000	10.0	185,545	12.5	347,785	3.5	184,883
13 事務職員	10.4	318,047	6.7	206,108	6.8	253,270	5.0	165,209
14 教育・保育補助者（資格無）	4.4	205,529	8.2	167,604	5.5	254,611	3.2	117,962
15 その他	8.0	223,851	6.9	195,514	8.5	184,215	5.1	130,316
合計	10.9	308,567	9.1	195,832	11.3	284,266	7.6	160,380
集計施設数	943 施設				641 施設			

※ 「1人当たり給与月額（賞与込み）」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤務年数も含めて算定。

2. 結果概要

(2) 職種別職員1人当たり給与月額（全体状況）

④ 家庭的保育事業（私立）

職種	私立					
	常勤			非常勤		
	平均勤続 年数	1人当たり給与月 額（賞与込み）	円	平均勤続 年数	1人当たり給与月 額（賞与込み）	円
1 家庭的保育者	16.0	358,988	-	-	-	-
2 家庭的保育補助者	9.7	232,892	4.4	171,018		
3 調理員	6.9	270,511	3.4	197,228		
4 栄養士（3に含まれる者を除く）	-	-	-	-	-	-
5 事務職員	-	-	8.2	191,533		
6 その他	-	-	7.3	182,594		
合計	14.0	330,867	5.7	184,030		
集計事業所数			147	事業所		

※ 「1人当たり給与月額（賞与込み）」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

2. 結果概要

(2) 職種別職員1人当たり給与月額（全体状況）

⑤ 小規模保育事業（A型、B型）（私立）

職種	小規模保育事業（A型）				小規模保育事業（B型）			
	私立				私立			
	常勤		非常勤		常勤		非常勤	
平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み）	平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み）	平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み）	平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み）	
1 管理者	年 14.6	円 342,861	年 2.2	円 183,370	年 15.4	円 362,007	年 -	円 -
2 主任保育士	11.9	303,289	-	-	15.4	309,912	-	-
3 保育士	8.1	268,755	8.5	172,324	8.8	269,617	9.9	192,001
4 保育補助者（資格を有していない者）	7.5	235,183	3.8	170,387	5.7	231,115	2.9	161,931
5 調理員	6.6	241,897	6.2	171,058	7.2	227,420	6.5	169,817
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	6.3	255,382	-	-	7.2	272,185	-	-
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	6.5	295,277	-	-	3.6	252,595	-	-
8 事務職員	5.4	248,029	10.5	357,755	2.7	219,918	19.5	248,505
9 その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9.7	286,023	7.8	197,995	10.1	283,286	8.5	203,485
集計事業所数	373 事業所				161 事業所			

※ 「1人当たり給与月額（賞与込み）」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

2. 結果概要

(2) 職種別職員1人当たり給与月額（全体状況）

⑥ 小規模保育事業C型（私立）

職種	私立			
	常勤		非常勤	
	平均勤続 年数	1人当たり給与月 額（賞与込み）	平均勤続 年数	1人当たり給与月 額（賞与込み）
1 管理者	年 16.7	円 346,466	年 -	円 -
2 家庭的保育者	8.9	291,775	14.7	208,911
3 家庭的保育補助者	10.4	250,117	-	-
4 調理員	-	-	-	-
5 栄養士（4に含まれる者を除く）	-	-	-	-
6 事務職員	-	-	-	-
7 その他	-	-	-	-
合計	10.8	292,799	12.5	199,665
集計事業所数	30 事業所			

※ 「1人当たり給与月額（賞与込み）」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

2. 結果概要

(2) 職種別職員1人当たり給与月額（全体状況）

⑦ 事業所内保育事業（私立）

職種	事業所内保育事業（A型適用）						事業所内保育事業（B型適用）						事業所内保育事業（20人以上）						
	常勤			非常勤			常勤			非常勤			常勤			非常勤			
	平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み）	円	年	平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み）	円	年	平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み）	円	年	平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み）	円	年	平均勤続年数	1人当たり給与月額（賞与込み）	円
1 管理者	11.3	341,691		15.0	315,349		17.8	323,546		-	-		10.4	352,212		-	-		-
2 主任保育士	15.5	266,081		13.7	256,705		16.1	266,264		-	-		15.0	355,918		-	-		-
3 保育士	10.8	238,168		10.0	226,312		11.9	264,238		-	-		8.0	269,782		12.3	236,329		-
4 保育補助者（資格を有していない者）	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
5 調理員	-	-		-	-		-	-		-	-		5.1	265,414		-	-		-
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	-	-		-	-		-	-		-	-		7.2	294,999		-	-		-
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
8 事務職員	-	-		6.9	230,384		-	-		-	-		4.1	213,332		-	-		-
9 その他	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-
合計	10.7	251,190		11.2	246,734		12.8	276,650		4.5	299,315		8.6	284,923		9.1	267,702		-
集計事業所数	78 事業所						22 事業所						59 事業所						

※ 「1人当たり給与月額（賞与込み）」の金額は、平成31年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成30年度分の賞与の1/12が含まれる。

※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※ 「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

① 保育所

職種	私立	
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤 非常勤
1 施設長	人 1.0	人 1.0 0.0
2 主任保育士	1.0	0.9 0.0
3 保育士	11.4	13.4 2.3
4 保育補助者（資格を有していない者）	-	0.5 1.3
5 調理員	1.9	1.3 0.6
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	-	0.9 0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	-	0.4 0.1
8 うち、保育業務従事者	-	0.0 0.0
9 事務職員	1.0	0.6 0.1
10 その他	-	0.2 0.2
合計	-	19.1 4.6
集計施設数	1,741 施設	
平均利用定員数	86 人	

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。保育士については、年齢別配置基準により配置される数。

ただし、3歳児配置改善加算及び主任保育士専任加算等が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育士等の数。

※「実際の配置状況」・・・公定価格（基本分）や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）¹⁴。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

② 幼稚園（新制度）

職種	私立	
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤 非常勤
1 園長	1.0	人 1.0 0.0
2 副園長	0.5	0.5 0.0
3 教頭		0.1 0.0
4 主幹教諭	1.0	0.9 0.0
5 指導教諭		0.3 0.0
6 教諭・助教諭・講師・教育補助者（免許有）	6.0	7.1 1.2
7 事務職員	1.1	0.8 0.2
8 バス運転手	0.4	0.7 0.4
9 調理員	0.2	0.1 0.1
10 教育補助者（免許無）	-	0.2 0.3
11 その他	-	0.1 0.1
合計	-	11.8 2.3
集計施設数		200 施設
平均利用定員数		103 人

- ※ 「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。教諭等については、年齢別配置基準により配置される数。ただし、3歳児対応加配加算、主幹教諭等専任加算又はチーム保育加配加算等が適用される場合は、当該加算の適用に必要な教諭等の数。
- ※ 「実際の配置状況」・・・公定価格（基本分）や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。
- ※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。
- ※ 本表において、平成30年度までに子ども・子育て支援新制度に移行した園を計上しており、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。
（有効回答数（209か所）の属性：平均利用定員104人）

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

③ 認定こども園

職種	私立	
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤 非常勤
1 園長（施設長）	人 1.0	1.0 0.0
2 副園長	0.4	0.6 0.0
3 教頭		0.0 0.0
4 主幹保育教諭	1.0	1.4 0.0
5 指導保育教諭		0.6 0.0
6 保育教諭・助保育教諭・講師・ 教育・保育補助者（免許有）	10.8	13.7 3.4
7 調理員	1.9	1.1 0.8
8 栄養教諭・栄養士	-	0.5 0.0
9 看護師（保健師・助産師）、准看護師	-	0.3 0.1
10 事務職員	2.0	0.9 0.2
11 教育・保育補助者（免許無）	-	0.4 0.5
12 その他	-	0.4 0.4
合計	-	20.8 5.5
集計施設数		777 施設
平均利用定員数		147 人

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。保育教諭等については、年齢別配置基準により配置される数。ただし、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算又はチーム保育加配加算等が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育教諭等の数。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・・・公定価格（基本分）や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

④ 家庭的保育事業

職種	私立	
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置
	常勤換算 (常勤 + 非常勤)	常勤 非常勤
1 家庭的保育者	人 1.0	人 1.1 0.3
2 家庭的保育補助者	0.8	0.2 1.2
3 調理員	1.0	0.1 0.3
4 栄養士（3に含まれる者を除く）	－	0.0 0.0
5 事務職員	0.6	0.0 0.1
6 その他	－	0.0 0.1
合計	－	1.4 2.0
集計施設数		175 施設
平均利用定員数		4 人

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・・・公定価格（基本分）や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）¹⁷。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑤ 小規模保育事業A型

職種	私立	
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置
	常勤換算 (常勤 + 非常勤)	常勤 非常勤
1 管理者	人 1.0	人 1.0
2 主任保育士	-	0.3
3 保育士	4.4	4.2
4 保育補助者（資格を有していない者）	0.1	0.1
5 調理員	1.0	0.3
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	-	0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	-	0.0
8 うち保育業務従事者	-	0.0
9 事務職員	0.6	0.2
10 その他	-	0.0
合計	-	6.4
集計施設数		231 施設
平均利用定員数		16 人

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）¹⁸。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑥ 小規模保育事業B型

職種	私立			
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置		人
		常勤換算 (常勤 + 非常勤)	常勤	
1 管理者	人	人	人	人
2 主任保育士	1.0	1.0	0.3	0.0
3 保育士	—	4.0	4.0	0.0
4 保育補助者（資格を有していない者）	4.3	0.2	0.2	1.6
5 調理員	0.4	1.0	0.3	0.4
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	1.0	—	0.1	0.5
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	—	—	0.0	0.1
8 うち保育業務従事者	—	—	0.0	0.0
9 事務職員	0.6	0.6	0.2	0.1
10 その他	—	—	0.0	0.0
合計	—	6.2	6.2	2.6
集計施設数	—	312 施設	—	—
平均利用定員数	—	16 人	—	—

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）¹⁹。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑦ 小規模保育事業C型

職種	私立		人
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置	
	常勤換算 (常勤 + 非常勤)	常勤 非常勤	
1 管理者	0.6	0.6	0.0
2 家庭的保育者	2.6	2.3	1.3
3 家庭的保育補助者	1.3	0.4	1.0
4 調理員	0.5	0.1	0.5
5 栄養士（4に含まれる者を除く）	—	0.0	0.1
6 事務職員	0.3	0.1	0.1
7 その他	—	0.0	0.0
合計	—	3.6	2.9
集計施設数	26 施設		
平均利用定員数	10 人		

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）³⁰。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑧ 事業所内保育事業（A型適用）

職種	私立	
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置
	常勤換算 (常勤 + 非常勤)	常勤 非常勤
1 管理者	人 0.8	人 0.9 0.0
2 主任保育士	—	0.3 0.0
3 保育士	4.5	4.0 1.4
4 保育補助者（資格を有していない者）	0.1	0.1 0.1
5 調理員	1.0	0.2 0.3
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	—	0.2 0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	—	0.1 0.0
8 うち保育業務従事者	—	0.0 0.0
9 事務職員	0.6	0.1 0.0
10 その他	—	0.0 0.0
合計	—	5.9 2.0
集計施設数		55 施設
平均利用定員数		15 人

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）²¹。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑨ 事業所内保育事業（B型適用）

職種	私立	
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置
	常勤換算 (常勤 + 非常勤)	常勤 非常勤
1 管理者	人 1.0	人 1.0
2 主任保育士	-	0.1
3 保育士	4.1	3.5
4 保育補助者（資格を有していない者）	0.2	0.3
5 調理員	1.0	0.1
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	-	0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	-	0.0
8 うち保育業務従事者	-	0.0
9 事務職員	0.6	0.0
10 その他	-	0.1
合計	-	5.2
集計施設数		12 施設
平均利用定員数		17 人

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）²。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況（私立施設）

⑩ 事業所内保育事業（20人以上）

職種	私立	
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置
	常勤換算 (常勤 + 非常勤)	常勤 非常勤
1 管理者	人 1.0	人 1.0 0.0
2 主任保育士	-	0.4 0.0
3 保育士	9.9	10.1 2.9
4 保育補助者（資格を有していない者）	0.2	0.0 0.2
5 調理員	2.0	0.6 0.4
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	-	0.4 0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	-	0.3 0.1
8 うち保育業務従事者	-	0.3 0.0
9 事務職員	0.6	0.5 0.1
10 その他	-	0.1 0.0
合計	-	13.8 3.9
集計施設数		30 施設
平均利用定員数		42 人

※「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。

※「実際の配置状況」・・・・・・・・・・公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

※「常勤」・・・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」・・・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。

※表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）³³。

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
 - ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
 - ・ 都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について

(令和2年度予算案ベース)

区分	国・地方合計 (億円)			
	国	都道府県	市町村	
施設型給付 (地域型保育給付含む)	4,980	1,245	1,245	
	私立			
	2,038	-	2,038	
	公立			
<新制度> 保育所・幼稚園等				
<旧制度> 私立幼稚園等	1,247	312	312	
認可外保育施設等	267	67	67	
預かり保育等	326	82	82	
合計	8,858	1,705	3,743	

<備考>
四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

【参考】幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額（令和元年度補正予算案）

- 幼児教育・保育の無償化の実施に要する令和元年度の所要額については、国負担分は内閣府予算計上の「子どもための教育・保育給付交付金」等から、地方負担分は総務省予算計上の「子ども・子育て支援臨時交付金」からそれぞれ負担し、全額を国費で負担することとしている。
- 今般、令和元年10月1日時点の利用児童数等の直近の数値を基に推計した結果、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算案に当該額を計上する。
- 所要見込額が増加した主な要因は、女性活躍や保育の受け皿拡大が進展している中で、世帯の所得が増加するとともに、保育所等の利用者が増加したことなどが考えられる。

＜幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額＞

（単位：億円）

項目	財源負担割合			令和元年度当初予算				令和元年度補正予算案					
	国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村	
	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	515	515	1,181	590	590	+151	+75	+75
公立	-	-	10/10	818	0	818	0	0	1,009	0	1,009	+191	
私立幼稚園（未移行）、認可外保育施設等	1/2	1/4	1/4	1,004	251	251	502	251	左と同額	1,683	842	1,850	
合計※1				3,882	766	1,584	1,532	766	4,375	+151※2	+493	842	+266

※1 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

※2 内閣府の補正予算案には、上記(+151億円)のほか、人事院勧告を踏まえた人件費の改定(+108億円)及び既定予算の残余(△101億円)と合わせて158億円を計上。

幼児教育・保育の無償化に係る事務費について

令和2年度予算(案) 360億円

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意） ※抜粋

- 3 (2) 財政措置等
(事務費・システム改修費)
 - 幼児教育無償化の実施に当たって、【①】初年度（2019年度）及び【②】2年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる【③】認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

① 令和元年度の事務費

- ▶ 120億円（令和元年度当初予算）
※ 令和元年10月から半年分の事務費

② 令和2年度 of 事務費

- ▶ 240億円（令和2年度当初予算案）

※対象経費については、システム改修に係る経費を含む

③ 令和3～5年度の認可外保育施設の無償化に係る事務費

- ▶ 120億円（令和2年度当初予算案）
※ 3年分の事務費

(参考) 無償化の対象となる認可外保育施設の利用者数は、無償化の対象となる全利用者数の数%程度と見込まれている

具体的な運用上の取扱いについては、今後、地方自治体からの意見も伺いつつ、検討する

安心こども基金に積み増し

各年度毎の執行は、地域の実情に応じて柔軟に対応することが可能

幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向けた取組

(1) 実務を担う地方自治体との連携

<国と地方の協議の場>

【ハイレベル】「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」

- 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、昨年末に設置。地方3団体の会長と3大臣による会議を10月31日に開催。
- 地方3団体から首長が参加する幹事会をこれまでに計3回開催。

【実務レベル】「市町村実務検討チーム」

- 13市区町村と無償化に関する実務を検討するための打合せを、昨年8月から計10回開催。
- ①無償化の対象となる施設・事業ごとの詳細な事務の流れを見える化した実務フロー、②利用者や事業者記入いただく申請書の参考様式、③自治体担当者用のFAQ、④住民や事業者が無償化の概要を分かりやすく説明するための資料、などを作成し、全国の自治体に周知。

<地方自治体の事務に係る財政措置>

〔事務費〕初年度と2年目を全額国費負担：H30年度：301億円 R元年度：120億円 R2年度案：360億円

(うちR3～R5の認可外分として120億円)

〔システム改修費〕全額国費負担：H30年度：192億円 R元年度：62億円

(2) 無償化についての丁寧な周知・説明

<自治体向け説明会>

- 都道府県等説明会 (5月30日)
- 都道府県主催の市町村説明会に内閣府職員等派遣 (6月以降 計51回)

<広報>

- 特設ホームページを開設 ※多言語対応、Q&A、個人シミュレーション
- ポスターを全国の自治体に配布
- テレビCM、新聞・ウェブ広告
- コールセンターの設置

認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯

平成31年 3月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔平成31年4月1日（一部7月1日）施行〕

<主な内容>

- ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
- ・利用料変更に係る変更の内容及び理由の掲示を義務づけ

令和元年 5月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正

<主な内容>

- ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
- ・認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定

7月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ

〔認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について〕

9月 ○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令〔令和元年9月27日施行〕

○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正

<主な内容>

- ・認可外の居宅訪問型保育事業等における研修受講状況の掲示の義務づけ
- ・幼稚園併設施設の届出対象化

○「『認可外保育施設指導監督基準』に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』（通知）

※都道府県知事が同等以上のものと認める研修の基準等は、追って示す予定。

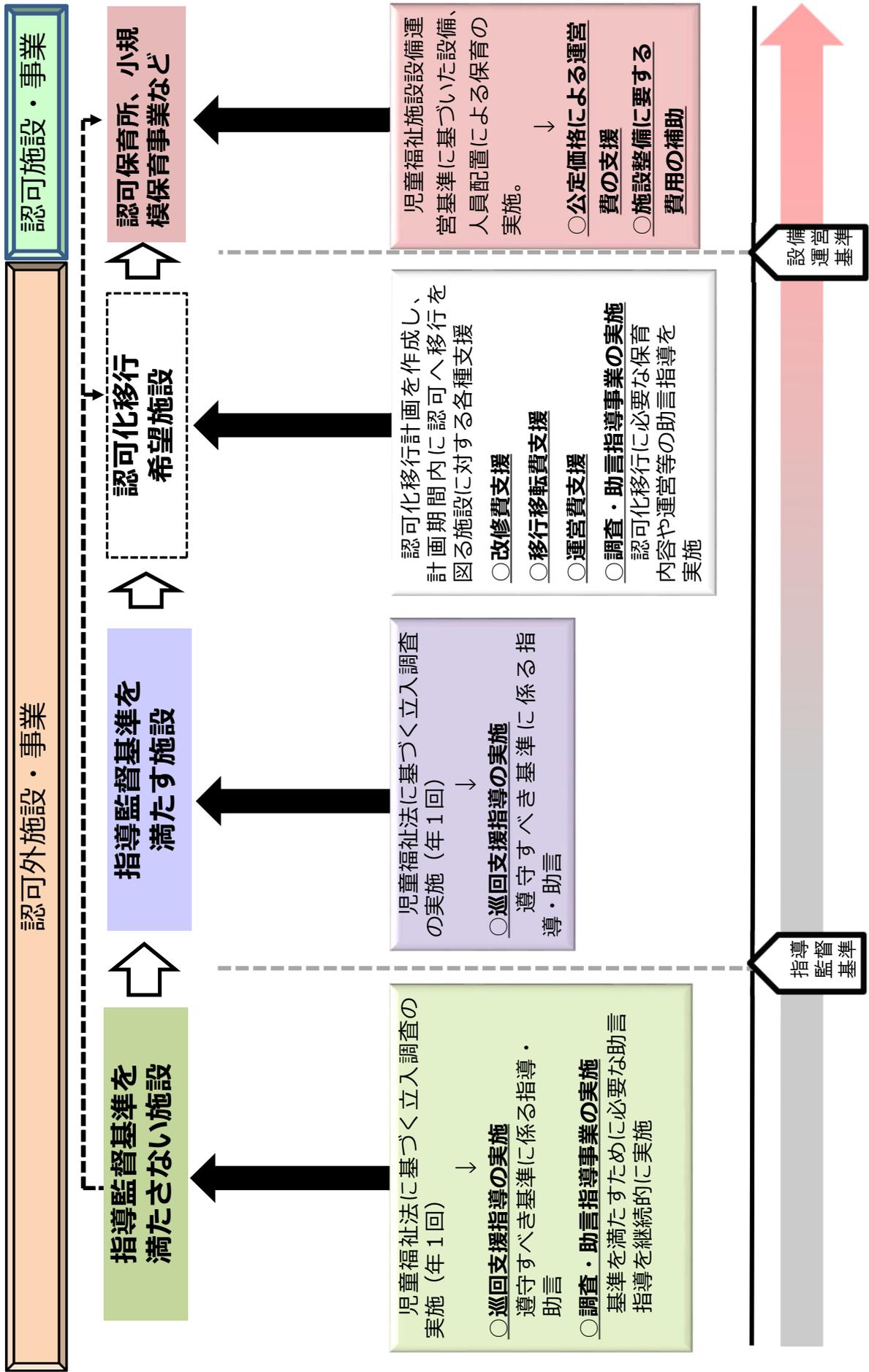
10月 幼児教育・保育の無償化施行

令和2年2月~3月（予定） ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の改正

<主な内容（予定）>

- ・認可外の居宅訪問型保育事業の集団指導
- ・市町村権限との関係
- ・地方自治体からの意見を踏まえた対応 等

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



認可外保育施設の現状

(出典：平成29年度認可外保育施設の現状とりまとめ)

1. 施設数・事業所数

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,347か所	1,786か所	1,977か所 〔事業者：327 個人：1,650〕	4,556か所	9,666か所

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,347か所	1,786か所	4,556か所	7,689か所
立入実施施設②	954か所	1,005か所	3,373か所	5,332か所
実施率(②/①)	71%	56%	74%	69%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。
 ※ ベビーシッターについては、指導監督基準上、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行うこととしていることから、施設数・事業所数、利用児童数のみ把握している。

3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	954か所	1,005か所	3,373か所	5,332か所
基準適合施設④	401か所	614か所	1,910か所	2,925か所
基準適合率(④/③)	42%	61%	57%	55%

巡回支援指導員について

【業務内容】

保育所等の質の確保・向上のため、施設を巡回し、以下の内容に関する助言・指導を実施

- ① 保育中において死亡事故等の重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）
- ② 保育所等が満たすべき基準の遵守状況
- ③ 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応

【要件】

次の要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者

- ・ 上記【業務内容】に掲げる業務に関して、専門的な知見を有する者
- ・ 巡回指導の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施できる者

※ 指導員の具体例：保育所の園長や保育士経験者

【配置主体】

- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）：都道府県、指定都市、中核市
- ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業：市区町村

※ 巡回支援指導員の配置について、保育に関する知見等を有する団体等への委託も可。

（委託先の具体例：指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人、子育て支援団体 など）

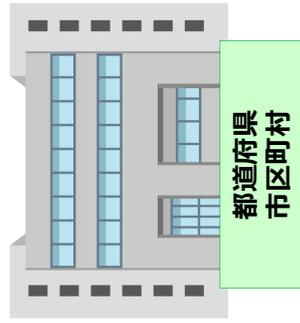
【補助率・補助単価】

補助率：国 1/2 、都道府県又は市区町村 1/2 補助単価：巡回支援指導員 1人あたり 4,062千円

【配置状況(H30補助金交付決定)】

31自治体 180名 ※ その他、国の補助事業によらず各自治体独自で実施している事例もあり。

<配置イメージ>



公募等により採用・配置
(知見のある団体への委託可)



各施設を巡回し助言・指導



巡回に当たっては、国の定める事故防止ガイドラインなどを踏まえ、重大事故防止に資する助言・指導を行う。

保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算案：394億円の内数)

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

《拡充》

子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回支援指導員を対象とした研修の内容に園外活動等における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導員の内容に園外活動等における安全対策の実地指導等の実施を加える。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ・ 研修事業：1回当たり 352千円

・ 巡回支援指導員：指導員1人当たり 4,062千円 (管内の施設数等に応じた配置)

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業

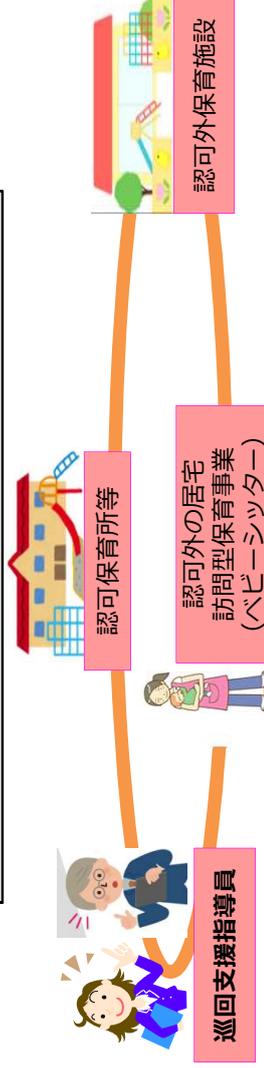


【研修対象者】
保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 (拡充) 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起等を実施
 - ※ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォローの実施についても、巡回支援指導員の役割として明確化
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導等を実施 (拡充)

※ 認可外保育施設に対する巡回支援指導については、市区町村も実施可能である旨を要綱上明確化する。

認可を目指す認可外保育施設への支援

<目的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ **認可化移行計画 (*1) を策定し、計画期間内 (*2) に移行を図ること。**
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、**認可基準の1/4以上は有資格者**とし、比率(1/4、1/3、6割、9割)に応じて補助単価を設定。
 - *1 施設設備面での課題解決(「認可化移行可能性調査」の実施等)や、保育士人材確保(保育士資格の取得支援等)等を踏まえ策定
 - *2 地方単独保育施設以外の施設は、**5年間が上限**

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。(間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等)

【補助率】国1/2(市町村1/4、設置主体1/4) (*)

*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3(市町村1/12、設置主体1/4)なる
【補助基準額】1施設当たり3,200万円

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1/2
 - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり56.4万円
 - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり50.4万円
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり75.5万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1/2
 - ・ 現在の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。
【補助基準額(移転費)】1施設当たり120万円
【補助基準額(仮設置費)】1施設当たり380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1/2(都道府県1/4、市町村1/4)

【補助基準額】

① 運営費補助(児童一人当たり月額)

	基本分単価	
4歳以上児	5.6万円	+ 公定価格に準じた各種加算した
3歳児	6.2万円	
1,2歳児	11.3万円	
0歳児	18.1万円	

※ 消費税8%の場合の粗い試算

※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合

※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ② 保育サポーター加算(基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額)
【補助基準額】14.1万円
- ③ 開設準備費加算(増加定員一人当たり月額)
【補助基準額】0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算(児童一人当たり月額)
【補助基準額】2.0万円

認可外保育施設改修費等支援事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算案：394億円の内数)

【事業内容】

- 認可外保育施設について、指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

<補助要件>

- 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1／3以上）。
- 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
- 「認可化移行計画」を策定し、
 - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準（※）適合化を図ること
 （※） 職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
 - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ること
 により、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額(案)】改修費等 1か所当たり 32,000千円、移転費等 1か所当たり 5,000千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市町村：1／4、設置主体：1／4

